

LA PROBLÉMATIQUE EUROPÉENNE POST-RÉFÉRENDAIRE

Relecture des étapes et redéfinition des enjeux de la construction européenne

David Courron

Les résultats du référendum français¹⁾ pour ou contre la ratification du *Traité établissant une Constitution pour l'Europe*²⁾ doivent s'analyser à deux niveaux. Au plan national, d'une part, ils offrent une grille de lecture très précise de l'état d'affaiblissement et de déconsidération des institutions de la Vème République,³⁾ au plan

1) Les résultats du référendum sur le projet de loi autorisant la ratification du traité établissant une Constitution pour l'Europe, auquel il a été procédé le 29 mai 2005, sont les suivants : électeurs inscrits : 41 789 202, votants : 28 988 300, suffrages exprimés : 28 257 778 (soit un taux d'abstention de 30,63 %), OUI : 12 808 270 (soit 44,18 % des suffrages exprimés), NON : 15 449 508 (53,30 % des suffrages exprimés) et 2,52 % de bulletins blancs ou nuls. Conseil constitutionnel, *Décision du 1er juin 2005 — Proclamation des résultats du référendum du 29 mai 2005* [en ligne]. Disponible sur : <http://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2005/20050601/index.htm> (consulté le 10. 03. 2006). On notera que les juges constitutionnels, après avoir opéré diverses rectifications d'erreurs matérielles et procédé aux redressements nécessaires, ont recalculé les résultats annoncés par le Ministère de l'Intérieur : 45,32 % des suffrages exprimés pour le OUI et 54,68 % des suffrages exprimés pour le NON. En revanche, le bon, mais non exceptionnel, taux de participation ne classe ce scrutin qu'au 9ème rang des 13 consultations référendaires organisées en France depuis 1945.

2) Ce traité, signé à Rome le 29 octobre 2004, par les représentants des 25 pays membres de l'Union européenne et 3 candidats à l'adhésion, marque l'achèvement d'un long processus original, initié par la déclaration de Laeken du 15 décembre 2001, alliant négociations intergouvernementales et débats au sein de la Convention présidée par Valéry Giscard d'Estaing. Ce traité se compose de 4 parties : l'architecture institutionnelle (Partie I), la Charte des droits fondamentaux de l'Union (Partie II), les politiques et le fonctionnement de l'Union (Partie III) et diverses dispositions générales et finales (Partie IV) sans omettre de nombreuses annexes.

3) À ce sujet, on fera référence à deux articles particulièrement illustratifs de Jacques Robert : *"Un gâchis référendaire (29 mai 2005)"* in *Revue du droit public*, Paris : LGDJ, 2005, tome 121, n°4, pp. 839-846 et *"Fin de Règne?"* in *Revue du droit public*, Paris : LGDJ, 2005, tome 121, n°5, pp. 1215-1230.

européen, d'autre part, ils fournissent une occasion rare de s'atteler — ce sera notre objectif ici — à une redéfinition des facteurs structurants de la problématique de la construction européenne engagée depuis 1951 et l'établissement de la toute première communauté, celle du charbon et de l'acier.

Jusqu'à l'irruption d'un grain de sable importun, le discours officiel d'un bout à l'autre de l'Union européenne (UE) n'a cessé de suggérer que la mécanique de la construction européenne ait été, dès ses premiers pas, un puissant thème fédérateur, le consensus par excellence. Les termes de l'alternative semblaient ne laisser place à aucune discussion : l'union et la paix ou alors... À ses débuts, en effet, le souvenir des souffrances de la Seconde guerre mondiale endurées par le continent européen jouait à plein au bénéfice de cette aventure commune aux contours encore bien flous pour une immense majorité de ses habitants. Or, en mai 2005, l'élément perturbateur de cette mécanique consensuelle a justement pour nom *citoyen*. Européen, français, néerlandais, d'où qu'il vienne dans l'UE, il revendique désormais le droit de pouvoir, enfin, donner son avis et imprimer sa marque sur un processus qui lui a si longtemps échappé, confisqué au profit des seuls États et sanctuarisé en projet de paix perpétuelle pour l'Europe.

Nous sommes ainsi tenté de suivre l'idée selon laquelle le traité constitutionnel européen ne serait en fin de compte qu'une victime collatérale de cet irrésistible mouvement de reprise en main, par les peuples de l'Union européenne, de leur destin politique, mouvement-charnière qui "incarne la fin d'une logique purement aristocratique d'intégration et la difficulté de traduire l'aspiration démocratique au niveau européen."⁴⁾ Ce *moment tocquevillien* de transition, où la démocratisation réelle des institutions européennes suscite de vifs espoirs aussitôt déçus par son inachèvement, caractérise l'Europe post-référendaire victime des imperfections induites par les évolutions qui la traversent.⁵⁾ Cette phase de basculement invite donc à réfléchir de façon constructive aux stratégies de dépassement de ce qui est apparu, aux yeux de beaucoup, comme un échec grave sinon fatal de la construction européenne, en particulier de son ambition politico-institutionnelle. Or ni la proposition de Jacques Chirac de rétablir la confiance des citoyens dans l'efficacité du projet européen via la création d'une "Europe des projets" dans les domaines de l'innovation, de la recher-

4) Kalypso Nicolaïdis, "UE: un moment tocquevillien", in *Politique étrangère*, Paris : IFRI, automne 2005, n°3, pp. 497-509.

5) *Ibid.*, p. 498.

che ou de la défense,⁶⁾ ni celle du Center for European Reform d'apporter des solutions visibles aux problèmes des Européens,⁷⁾ ne sauraient, de toute évidence, suffire pour répondre à ce défi téléologique.

L'adhésion populaire à tout projet politique, *a fortiori* de l'envergure de celui de l'Union européenne, est la condition *sine qua non* pour qu'il ait une chance sérieuse d'aboutir. La fierté, éprouvée devant les résultats d'une action extérieure reconnue, l'efficacité, de choix politiques qui répondent aux préoccupations exprimées, et l'implication, réellement démocratique de chacun dans la prise de décision, outre qu'elles esquissent des voies de relance de la construction européenne, prouvent à la fois son irréversibilité et son impérieuse nécessité de s'orienter résolument vers une union politique fédérale qui précise la philosophie du projet et délimite les domaines d'intervention de l'Union et des États.

Irréversibilité de la construction européenne, irréductibilité à une simple zone de libre-échange, échec de l'équation approfondissement/élargissement : les leçons du *non* et du *nee*

Lors du Conseil européen des 16 et 17 juin 2005, les dirigeants européens ont indiqué, après avoir pris acte des résultats des référendums en France et aux Pays-Bas et estimé qu'ils étaient sans rapport avec l'attachement des citoyens à la construction européenne, que "les développements récents ne [remettaient] pas en cause la validité de la poursuite des processus de ratification [et qu'ils étaient] convenus que le calendrier de la ratification dans différents États membres [serait] si nécessaire adapté à la lumière de ces développements."⁸⁾ Autrement dit, la date du 1er novembre 2006, initialement prévue pour dresser l'état des ratifications, n'est plus tenable et une période de réflexion, d'explication et de débat dans tous les États de l'Union, qu'ils aient ou non ratifié le Traité constitutionnel, est décrétée. En dépit des

6) Axel Gyldén, "France-Allemagne. La grande désillusion", L'Express, 16 mars 2006.

7) Katinka Barysch et alii, "EU 2010: A Programme for Reform", Londres : Center for European Reform, février 2006, 7 p. Les auteurs dressent la liste suivante : croissance économique, lutte contre le chômage, immigration illégale, crime organisé, terrorisme, pollution, réchauffement climatique et incertitudes sur les approvisionnements énergétiques futurs.

8) Déclaration des chefs d'État et de gouvernement des États membres de l'Union européenne sur la ratification du Traité établissant une Constitution pour l'Europe — Conseil européen des 16/17 juin 2005 [en ligne]. Disponible sur : <http://www.eu2005.lu/fr/actualites/conseil/2005/06/17conseur-decl/index.html> (consulté le 05. 05. 2006).

profondes divisions⁹⁾ au sein de l'UE sur la poursuite du processus de ratification, celui-ci n'est donc pas abandonné ; seul son calendrier est réaménagé.¹⁰⁾ En l'état actuel, quatre options sont envisageables : 1° le TCE est purement et simplement abandonné ; 2° l'essentiel du texte est mis en oeuvre par les États qui l'auront ratifié ; 3° seules les dispositions institutionnelles (Partie I) sont appliquées, le reste étant laissé à l'approbation des parlements nationaux ; 4° un nouveau traité est élaboré. Compte-tenu de la séquence électorale qui va s'ouvrir à Vienne et du soutien minoritaire qu'il y recueille, la présidence autrichienne de l'Union (au 1er semestre 2006) ne semble pas avoir très à coeur de relancer le TCE, si bien qu'aucune initiative d'envergure ne devrait être engagée avant la présidence allemande de l'Union (2007) qui coïncidera avec la redistribution des cartes du jeu politique en France et la fin de l'ère Chirac.¹¹⁾ Pour notre part, nous estimons qu'aucune autre solution constructive n'existe en dehors de la poursuite du processus de ratification. Il nous paraît, en effet, amoral que deux pays s'arrogent le droit de décider du sort d'une oeuvre collective. Le TCE, patiemment élaboré, est un texte consensuel signé par chacun des États membres après de nombreux compromis. Les acteurs, les positions et les intérêts étant les mêmes, évoquer une renégociation n'a tout bonnement aucun sens. On peut ainsi raisonnablement espérer que la Suède et la Finlande finiront par ratifier, et que le Portugal — on aimerait mentionner l'Irlande — qui a tant bénéficié de son adhé-

9) Katinka Barysch, "*The Austrian EU Presidency and the Future of the Constitutional Treaty*", Londres : Center for European Reform, 24 janvier 2006, 5 p. Selon l'auteur, les États membres se répartissent en trois catégories : les partisans de la poursuite du processus de ratification (principalement les pays qui ont déjà achevé le processus), les partisans de l'abandon du texte (Royaume-Uni, Pays-Bas, Pologne, pays nordiques) hostiles à toute nouvelle négociation et favorables à la mise en oeuvre de certaines idées du TCE dans le cadre des traités existants, et les partisans du grappillage "cherry-pick" (dont la France) qui reconnaissent la mort du TCE mais souhaitent toutefois mettre en oeuvre certaines parties du texte à travers des changements apportés aux traités actuels.

10) En mai 2006, l'état des ratifications s'établit de la façon suivante : outre les refus de la France et des Pays-Bas, 15 États membres ont d'ores et déjà manifesté leur approbation par la voie parlementaire (Lituanie, Hongrie, Slovaquie, Italie, Grèce, Autriche, Allemagne, Lettonie, Chypre, Malte, Belgique et Estonie) appuyée dans deux cas par l'organisation d'un référendum consultatif favorable (Espagne et Luxembourg), 2 devraient achever le processus de ratification d'ici la fin 2006 (Finlande et Suède), 4 ont ajourné leur référendum (Royaume-Uni, Irlande, Danemark et Portugal) et 2 n'ont encore pris aucune décision quant à la procédure qu'ils suivront le cas échéant (Tchéquie et Pologne).

11) Katinka Barysch, "*The Austrian EU Presidency...*", op. cit.

sion à l'Union européenne, vienne renforcer la masse démographique favorable au traité. À la fin du processus, chacun sera alors conduit à prendre ses responsabilités. Certes, le TCE n'entrera, juridiquement, en vigueur qu'après la ratification dans les 25 pays. Or, il s'agira, pour ceux-ci, de prendre une décision politique : accepter la loi de la démocratie (le choix de la majorité) ou choisir la poursuite d'un chemin national solitaire. Ulrich Beck suggère une solution très fédérale dans son esprit : étant donné que les États se sont déjà prononcés sur le TCE qu'ils ont eux-mêmes longuement négocié et signé tous ensemble, "il faudrait voter une seconde fois sur un texte constitutionnel sérieusement raccourci, mais, cette fois-ci, sans que les nations fassent cavalier seul. Il faudrait voter le même jour dans tous les États membres."¹²⁾ Cette idée d'un référendum à l'échelle européenne, qui respecte le point de vue de chaque État et celui de la population dans son ensemble, outre qu'elle est couramment mise en pratique en Suisse, ne manquerait pas de contribuer à l'émergence d'une conscience politique européenne.

Quoiqu'il advienne du TCE, ses mésaventures franco-néerlandaises traduisent indubitablement non pas le rejet par les Européens du principe de la construction européenne mais celui de "la façon forcée, intrusive, excessive dont on prétendait la leur imposer."¹³⁾ En effet, après la chute du rideau de fer, plusieurs facteurs ont concouru à précipiter l'élargissement de l'UE aux anciens pays du bloc de l'Est et la réflexion sur l'approfondissement de son organisation institutionnelle. Accueillir les Européens de l'est et partager avec eux les bienfaits de l'UE apparaissait comme "une réparation pour Munich, Yalta et la suite",¹⁴⁾ à tel point que "l'élargissement s'est imposé comme une fin en soi."¹⁵⁾ "La réunification de l'Europe, jadis promise avec un idéalisme touchant lors du traité de Rome, se présentait dans le traité de Nice comme un *factum* dénué d'émotion."¹⁶⁾ Par ailleurs, la crainte d'une culture politique différente, leur priorité absolue accordée à l'alliance avec les États-Unis garants de

12) Ulrich Beck, "Pour relancer l'Europe", *Le Monde*, 22 avril 2006.

13) Hubert Védrine, "Pour l'Europe: repartir du réel", in *Le Débat*, Paris : Gallimard, octobre-novembre 2005, n°136, pp. 20-28.

14) *Ibid.*

15) *Ibid.*

16) Jean-Marc Ferry, "Face à la crise, quelles perspectives pour l'Union européenne?", in *Politique étrangère*, Paris : IFRI, automne 2005, n°3, pp. 511-522. On rappellera également qu'en France aucune manifestation officielle n'est venue marquer l'entrée des 10 nouveaux membres dans l'Union, le 1er mai 2004, à la différence en particulier de l'Allemagne.

leur sécurité à travers l'OTAN et un investissement principalement économique dans l'UE alimentaient en Europe de l'ouest "le risque de voir se transformer l'Union européenne en simple zone de libre-échange, dépourvue de réelle signification politique."¹⁷⁾ En conséquence, au-delà de la volonté de démontrer les efforts déployés afin de remettre l'économie sous le contrôle du politique (et de modifier l'image de l'UE instrument de propagation de la mondialisation) et de pallier le déficit démocratique, le chantier constitutionnel correspond avant tout à une tentative, d'une part, de consolidation et d'amélioration des acquis politiques, et d'autre part, de définition d'une identité politique de l'Europe, à l'attention du reste du monde et, pour les ressortissants, en créant chez eux un sentiment d'appartenance à une même communauté politique.¹⁸⁾ Or, c'est précisément à confectionner un patriotisme européen à l'aide de moyens institutionnels et symboliques prestigieux que le TCE a échoué.

Les innovations limitées du TCE ne permettent pas d'y voir *le pas décisif* mais *une étape* vers l'union politique, objectif final supposé de l'aventure européenne.

Levons d'emblée une ambiguïté : depuis ses débuts, la construction européenne n'a cessé un seul instant d'être une aventure hautement politique. Si les moyens ont longtemps été d'ordre économique, intégrer les vieilles nations européennes dans la paix et la sécurité constitue un objectif éminemment politique.¹⁹⁾ Lisons Wyplosz : "Certains considèrent que l'Europe est une construction purement économique et déplorent un manque d'âme. Ils ont tort. D'abord, parce que l'Europe, c'est beaucoup plus que cela. La Cour européenne de justice veille au bon fonctionnement du droit ; les échanges culturels et les bourses d'études permettent à des milliers de jeunes de s'immerger dans d'autres pays ; la santé publique est en partie prise en charge de manière commune ; nous avons des frontières communes au sein de l'espace Schengen."²⁰⁾

Fruit d'un compromis conservateur qui ne lève aucune ambiguïté pour les uns²¹⁾

17) Ibid.

18) Ibid.

19) Renaud Dehousse, "La fin de l'Europe", Paris : Flammarion, 190 p., et "Les fausses conséquences du référendum", in La Revue politique et parlementaire, Paris, juillet/septembre 2005, 107ème année, n°1036, pp. 132-137.

20) Charles Wyplosz, "Les nouveaux défis de l'Union européenne", in Politique étrangère, Paris : IFRI, hiver 2005, n°4, pp. 715-725.

ou acte refondateur qui consacre le passage de l'Union économique à l'Union politique pour les autres,²²⁾ le TCE ouvre de nouvelles voies à explorer mais ne tranche pas entre supranationalité ou intergouvernementalité. Parmi ces voies, on retiendra, en premier lieu, celles qui favorisent *une meilleure lisibilité institutionnelle et juridique* de l'UE : une dénomination plus rigoureuse des actes juridiques (art. I-33 à I-39)²³⁾ ; des principes de partage des compétences²⁴⁾ entre l'Union et les États membres mieux délimités ; des catégories de compétences mieux définies : exclusive (art. I-13), partagée (art. I-14), de coordination des politiques économiques et de l'emploi (art. I-15), en matière de politique étrangère et de sécurité commune (art. I-16) et en matière d'actions d'appui, de coordination ou de complément (art. I-17) ; la communautarisation des anciens piliers²⁵⁾ ; la reconnaissance de la personnalité juridique (art. I-7), de l'égalité et de l'identité des États (art. I-5) et du droit de retrait (art. I-60) ; la primauté de la Constitution et du droit européen sur les droits nationaux (art. I-6) ; la judiciarisation de la Charte des droits fondamentaux (rassemblés en Partie II) et le principe de l'adhésion à la Convention de sauvegarde des droits de l'Homme et des libertés fondamentales (art. I-9).

En second lieu, on retiendra également *un renforcement du caractère parlementaire de l'Union* : outre le rappel de ses fonctions législative, budgétaire, de contrôle politique et consultative, le Parlement européen élit le président de la Commission (art. I-20.1) ; apparition d'un début de contrôle des politiques de l'Union par les parlements nationaux (Protocole 1)²⁶⁾ ; délibération publique du Conseil des

21) Dehousse, "*Les fausses conséquences...*", op. cit.

22) Jean-Louis Quermonne, "*Le traité constitutionnel européen est-il un acte refondateur?*", in *Politique étrangère*, Paris : IFRI, été 2005, n°2, pp. 245-256.

23) "Les institutions, pour exercer les compétences de l'Union, utilisent comme instruments juridiques [...] la loi européenne, la loi-cadre européenne, le règlement européen, la décision européenne, les recommandations et les avis" (art. I-33.1). *Traité établissant une Constitution pour l'Europe*, Paris : La Documentation Française, 2004, 232 p.

24) "Le principe d'attribution régit la délimitation des compétences de l'Union. Les principes de subsidiarité et de proportionnalité régissent l'exercice de ces compétences" (art. I-11.1). Ibid.

25) Le TCE précise que "[l]'Union européenne conduit une politique étrangère et de sécurité commune" (art. I-40), que "[l]a politique de sécurité et de défense commune fait partie intégrante de la politique étrangère et de sécurité commune" (art. I-41) et que "[l]'Union constitue un espace de liberté, de sécurité et de justice" (art. I-42).

26) Premier des 36 protocoles annexés au TCE et intitulé "Le rôle des parlements nationaux dans l'Union européenne".

ministres en cas de vote sur un projet d'acte législatif (art. I-24.6) ; forte institutionnalisation du Conseil européen des chefs d'État et de gouvernement (art. I-21) qui "[...] élit son président à la majorité qualifiée pour une durée de deux ans et demi, renouvelable une fois." (art. I-22) ; définition de la majorité qualifiée (art. I-25).²⁷⁾

Enfin, des jalons sont posés en vue de *faciliter la constitution d'une communauté politique européenne* : affirmation des valeurs de l'Union (art. I-2) et de principes de vie démocratique (Partie I, titre IV) tels que l'égalité démocratique (art. I-45), la démocratie représentative (art. I-46), la démocratie participative caractérisée, notamment, par l'initiative populaire (art. I-47.4), le dialogue social autonome (art. I-48) et la transparence des travaux des institutions (art. I-50).

Transfert de pans entiers de souveraineté étatique, parlement, monnaie unique, cour de justice qui fait taire les cours nationales, indiscutablement les institutions de l'Union européenne sont frappées du sceau de l'originalité : "[c]omme la paix, ces avancées fabuleuses font partie de notre quotidien et sont intégrées dans nos esprits au point que nous en oublions le caractère exceptionnel."²⁸⁾ C'est à la lumière de ce risque de banalisation que la majorité des commentateurs assigne à l'UE le devoir impératif de reconquête de ses citoyens sans le soutien desquels serait vain tout espoir de sortir l'aventure européenne de son ornière post-référendaire. Elle ne parviendra à faire mentir les prophéties des Cassandres, non par une mièvre rhétorique du "cœur" à vocation électoraliste, mais bien plutôt par l'offre d'une perspective politique étayée par des résultats tangibles dans les trois domaines de la crédibilité internationale, de la croissance économique et de la clarification institutionnelle où, en raison de la force des attentes des citoyens, leurs exigences prennent l'allure de défis à relever de toute urgence au risque pour l'UE de se vider politiquement d'elle-même.²⁹⁾

27) La règle de calcul est la suivante : 55 % des membres du Conseil comprenant au moins 15 d'entre eux et 65 % de la population de l'Union. 4 États peuvent constituer une minorité de blocage.

28) Wyplosz, "Les nouveaux défis...", op. cit., p. 716.

29) Jürgen Habermas, "UE, nouvel essor ou paralysie", Libération, 8 juin 2005.

La pratique européenne du recours à la négociation et du respect du droit militent en faveur d'une politique étrangère originale et assumée de rééquilibrage du système international.

La première hypothèse à lever a trait à *la définition du rôle international* que devrait jouer l'Union européenne. La politique extérieure, souvent élaborée loin des caméras, ne devient qu'en de très rares occasions l'objet des préoccupations dont s'emparent les citoyens en période électorale, tant est fort le consensus qui l'entoure en Europe à la fois sur les finalités et sur les moyens.³⁰⁾ Encore faut-il que ses choix ne trahissent ni une piteuse incapacité à agir promptement et efficacement,³¹⁾ comme lors des crises dans l'ex-Yougoslavie, ni ne révèlent des divergences internes graves et paralysantes, comme sur le dossier irakien.³²⁾ Dans de tels cas, elle vient alors gonfler la colonne passive du bilan européen et son échec, tant au niveau de la conception que de l'exécution,³³⁾ rejaillit sur l'ensemble de la construction européenne. D'où l'ardente nécessité pour l'UE de s'exprimer d'une seule voix afin de peser sur la scène internationale.³⁴⁾ Le travail, largement reconnu, engagé par Javier Solana, Haut repré-

30) "L'opinion publique européenne reste très réceptive aux questions liées à la politique européenne de sécurité et de défense (PESD). À 77 %, le soutien à une politique de sécurité et de défense commune se maintient au même niveau qu'au printemps 2005. L'intensité de ce soutien est même supérieure dans les 10 nouveaux États membres [...] (respectivement, 75 % et 85 %)." *Eurobaromètre 64 — L'opinion publique dans l'Union européenne. Premiers résultats (Terrain: octobre-novembre 2005, Publication: décembre 2005)*, Eurobaromètre Standard 64, automne 2005, TNS Opinion & Social, p. 34 [en ligne]. Disponible sur "Europa" le portail de l'Union européenne : http://europa.eu.int/comm/public_opinion/archives/eb/eb64/eb64_fr.htm (consulté le 04. 05. 2006). Ce soutien doit cependant être relativisé, car la politique extérieure commune n'est pas jugée prioritaire par rapport au chômage ou à la complexité des procédures et fait l'objet d'une adhésion circonscrite socialement. Voir à ce sujet l'analyse d'Olivier Rozenberg, "*La PESD vue par l'opinion publique française et européenne*", in *Annuaire français de relations internationales*, Bruxelles : Bruylant, 2001, vol. 2, pp. 467-505.

31) Charles Grant et Mark Leonard, "*How to build a better EU foreign policy*", in *Center for European Reform Bulletin*, avril-mai 2006, n°47, pp. 4-6 [en ligne]. Disponible sur : http://www.cer.org.uk/articles/47_grant_leonard.html (consulté le 02. 05. 2006).

32) Dominique Reynié, *La fracture occidentale. Naissance d'une opinion européenne*, Paris : La Table Ronde, 204 p.

33) Grant et Leonard, "*How to build...*", op. cit., p. 5.

34) Dans son art. I-40.5, le TCE dispose que "[...] Les États membres assurent, par la convergence de leurs actions, que l'Union puisse faire valoir ses intérêts et ses valeurs sur la scène internationale. Les États membres sont solidaires entre eux."

sentant de l'UE pour la Politique Étrangère et de Sécurité Commune (PESC), s'il a posé les bases d'une future diplomatie européenne plus autonome,³⁵⁾ devrait être poursuivi selon deux axes prioritaires : renforcer l'autorité et les moyens du Haut représentant et assurer un meilleur travail d'équipe entre le Conseil et la Commission,³⁶⁾ avec notamment la création du service d'action extérieure prônée par la Constitution européenne (art. III-296.3).³⁷⁾ Celle-ci mettrait fin à la multiplicité des structures administratives traitant, dans le cadre actuel, des affaires étrangères de l'Union (le Conseil européen, le Conseil des ministres, la Commission, le Haut représentant, la présidence tournante, la troïka) et donner naissance à une équipe pluridisciplinaire et cohérente³⁸⁾ à Bruxelles et à l'étranger qui n'irait toutefois pas, dans un premier temps, jusqu'à se substituer aux 25 services diplomatiques, tant la politique étrangère demeure au cœur de la souveraineté des États membres.³⁹⁾ Une telle réorganisation se veut d'autant plus nécessaire qu'au regard de sa longue et nécessaire pratique du multilatéralisme et du droit,⁴⁰⁾ l'UE a tout naturellement vocation à défendre un choix politique et philosophique, celui de la paix par le droit, "l'arme secrète de l'UE",⁴¹⁾ comme l'illustre son rôle essentiel au cœur des négociations sur le nucléaire iranien et dans le règlement du conflit palestinien. Même si, sur ces deux dossiers, elle risque de perdre la main en raison de l'intransigeance de ses interlocuteurs ou des autres intervenants, elle n'en continue pas moins d'afficher sa volonté de parvenir à une solution diplomatique,⁴²⁾ conformément à l'un des objectifs de la

35) Thomas Ferenczi, "Javier Solana, M. PESC, a donné un visage à la politique étrangère de l'Europe", *Le Monde*, 19 juin 2004.

36) Grant et Leonard, "How to build...", op. cit., p. 5.

37) Le TCE pose que : "[...] Ce service travaille en collaboration avec les services diplomatiques des États membres et est composé de fonctionnaires des services compétents du secrétariat général du Conseil et de la Commission ainsi que de personnel détaché des services diplomatiques nationaux. [...]".

38) Étienne de Poncins, *La Constitution européenne en 25 clefs*, Paris : Éditions Lignes de Repères, 2005, pp. 193-200.

39) Ibid.

40) À propos du ministre des affaires étrangères, le TCE pose que : "[...] Il conduit [...] le dialogue politique avec les tiers et exprime la position de l'Union dans les organisations internationales et au sein des conférences internationales." (art. III-296.2)

41) Mark Leonard, "Why the U. S. Needs the E. U." *As President Bush travels to Europe for the first time since his re-election, the diplomatic boot is on the other foot*, *Time Europe*, 20 février 2005.

PESC de concourir “au strict respect et au développement du droit international, notamment [...] des principes de la charte des Nations unies” (art. I-3.4).⁴³⁾ Cette approche des problèmes internationaux pourrait incidemment “aider les États-Unis à franchir le cap de l’unilatéralisme, à dépasser une philosophie de la paix par l’empire plutôt que par le droit”⁴⁴⁾ et à revenir sur leur conception de la puissance limitée à la seule force militaire. Alors même que “le pouvoir de transformation de l’UE est encore souvent confondu avec de la faiblesse”⁴⁵⁾ — quand bien même la perspective d’une adhésion à l’UE motive des transformations politiques et sociales internes — ce modèle de gouvernance “universaliste”⁴⁶⁾ inspire désormais nombre d’entités interrégionales, du Mercosur à l’Asean. L’attrait croissant pour ce *European way of doing things* aidant, les impératifs en matière de sécurité, de défense et de diplomatie présentant plus d’un point de convergence, certes moins médiatisés que les déchirements, ouvrent donc une première voie à une relance de l’union politique qui pourrait faire la fierté des Européens.

La mise en conformité des choix économiques et des ambitions sociales de l’UE légitime une (re)prise de contrôle politique des instruments d’une intervention économique voire sociale.

La seconde hypothèque, de nature économique, consiste à *rendre compatibles entre eux les choix macro-économiques et les modèles sociaux*, car “tant que le dynamisme économique et le plein-emploi ne seront pas revenus, les citoyens auront un profond sentiment de précarité, et la peur du lendemain n’encourage pas à la prise de risque et donc à de nouvelles initiatives.”⁴⁷⁾ En Grande-Bretagne, la révolution conservatrice, engagée par Margaret Thatcher dans les années 1980, a fait le choix d’assor-

42) Thomas Ferenczi, “*La diplomatie communautaire à l’épreuve*”, Le Monde, 17 mars 2006.

43) “Ainsi, l’union politique européenne s’entend-elle à deux niveaux : à l’intérieur des frontières de l’Union en matière de sécurité et de justice, et sur la scène internationale, où la reconnaissance de sa personnalité juridique devrait lui permettre de jouer un rôle accru.” Quermonne, “*Le traité...*”, op. cit., p. 250.

44) Ferry, “*Face à la crise, quelles perspectives...*”, op. cit.

45) Leonard, “*Why the U. S. Needs the E. U.*”, op. cit.

46) “Une UE vraiment post-coloniale peut continuer à représenter un *universalisme* se posant non comme modèle dogmatique et univoque mais comme une expérience faillible, un laboratoire de la gouvernance et de la souveraineté partagée, dont l’expérience historique pourrait à terme réellement changer la vie en dehors de ses frontières.” Nicolaïdis, “*UE: un moment toquevilien*”, op. cit., p. 508.

tir à une politique monétariste rigide une indispensable flexibilité sociale (des revenus et de l'emploi), posant ainsi les bases d'une économie prospère adossée à une société certes dynamique, innovante et mobile mais aussi particulièrement génératrice d'inégalités.⁴⁸⁾ En revanche, "la France souffre des excès d'une politique qui considère que la monnaie est l'alpha et l'oméga de la politique économique",⁴⁹⁾ qu'elle ait été sacrifiée par la relance de 1981-1983 ou sanctuarisée après le tournant de la rigueur en mars 1983. Si elle a incontestablement permis la résorption de l'inflation, la restructuration de pans entiers de l'économie, l'accroissement de la compétitivité des entreprises et des excédents commerciaux record, la politique monétaire inflexible du franc fort,⁵⁰⁾ fondée sur l'arrimage indéfectible du franc au deutschemark, le maintien de taux d'intérêt élevés et la désinflation compétitive,⁵¹⁾ s'est surtout traduite par des performances sociales pour le moins médiocres particulièrement sur le front du chômage.⁵²⁾ La poursuite obstinée de cette politique dans le contexte inflationniste de la réunification allemande n'a laissé d'autre choix à la France que d'aligner, au détriment de la croissance et de l'emploi, ses taux d'intérêt sur ceux de l'Allemagne renchérissant le coût du crédit pour les entreprises et les particuliers, alors que la logique inverse prévalait pour soutenir l'investissement et la consommation.⁵³⁾

47) Wyplosz, "*Les nouveaux défis...*", op. cit., p. 716. L'urgence d'un retour durable de la croissance économique dans l'UE est au centre de la réflexion de Philippe Moreau-Defarges, "*Où va l'Europe?*", Paris : Eyrolles, 2006, 191 p. et de Barysch et alii, "*EU 2010: A Programme for Reform*", op. cit., selon qui (nous traduisons) : "Un des éléments fondamentaux est à rechercher dans les piètres performances des principales économies de l'Euroland. Une faible croissance économique et un chômage élevé rendent beaucoup de gens inquiets face au changement, qu'il se présente sous la forme de nouveaux traités européens, de nouvelles perspectives d'élargissement ou d'accords commerciaux à l'échelle mondiale."

48) Ferry, "*Face à la crise, quelles perspectives...*", op. cit.

49) Jean-Michel Naulot, "*Contre le dogmatisme monétaire 1981 à l'envers?*", Le Monde, 20 juillet 1993.

50) À cette politique d'inspiration libéralo-monétariste, sont associés les noms de Pierre Bérégovoy, Ministre de l'économie et des finances (1984-1986, 1988-1992), Premier ministre (1992-1993) et de Jean-Claude Trichet, Directeur du trésor (1987-1993), Gouverneur de la Banque de France (1993-2003) et Gouverneur de la Banque centrale européenne (depuis 2003).

51) Pierre-Antoine Delhommais, "*Deux adeptes de la rigueur monétaire*", Le Monde, 6 novembre 1997.

52) Érik Izraëlewicz, "*Permanence et contradictions du bérégovisme*", Le Monde, 27 avril 1996.

Or, la seule critique véritablement recevable contre le traité constitutionnel,⁵⁴⁾ formulée par Jacques Généreux⁵⁵⁾ lors de la campagne référendaire en France, se rattache et jette une lumière crue sur cette contradiction entre une politique économique de droite et une politique sociale de gauche, autrement dit entre un monétarisme orthodoxe et un État-providence aussi généreux que dispendieux. Comme le note Jean-Marc Ferry, “dans la zone euro, la monnaie, mise, pour ainsi dire, en pilotage automatique, tend à être sanctuarisée hors politique, tandis qu’il est interdit de jouer avec les déficits budgétaires.”⁵⁶⁾ Cette politique monétariste rigoureuse, qui induit, à l’instar de ce qui a été pratiqué en Grande-Bretagne, d’assainir les finances publiques et de procéder à des réformes structurelles afin de rendre plus flexibles les règles d’organisation du marché du travail et l’échelle des salaires,⁵⁷⁾ entre en concurrence frontale avec le maintien en l’état des systèmes de protection sociale de certains pays membres de l’UE dont celui de la France : “un gouvernement [...] privé des instruments traditionnels de la politique macroéconomique n’a que deux leviers pour soutenir la compétitivité de son économie : 1° alléger le coût fiscal et le coût social du travail et des investissements ; 2° alléger les contraintes légales pesant sur

53) Jacques Généreux, *Manuel critique du parfait Européen. Les bonnes raisons de dire “Non” à la Constitution*, Paris : Seuil, 2005, 166 p. “On avait donc le choix entre l’instabilité permanente des changes (sans le SME) ou l’impossibilité permanente de mener des politiques économiques sensées (avec le SME).” p. 22.

54) En dehors de la Partie I, qui définit les objectifs, la citoyenneté et les institutions de l’Union et qui clarifie les compétences de l’Union et leur exercice, ainsi que de la Partie II qui octroie une valeur juridique à la Charte des droits fondamentaux de l’Union, le TCE n’a nullement vocation à révolutionner mais simplement à réorganiser l’édifice juridique communautaire, fruit d’un demi-siècle de sédimentation de traités divers définissant les politiques et le fonctionnement de l’Union (Partie III). En conséquence, toute critique contre de prétendues innovations irrémédiables de la Partie III ne devrait pas viser le TCE lui-même mais les traités antérieurs qui, que le TCE soit ou non ratifié, n’en continueront pas moins à être appliqués. Par ailleurs, avant d’être une constitution, dont le rôle, en démocratie, n’est pas de consacrer une option politique plutôt qu’une autre mais d’organiser un espace de confrontation démocratique où s’élaborera une décision majoritaire, le TCE est surtout un traité dont le sort dépend des règles classiques du droit international : révision (Partie IV), dissolution, dénonciation (retrait volontaire art. I-60), extinction et nullité.

55) Généreux, *Manuel critique...*, op. cit.

56) Ferry, “*Face à la crise, quelles perspectives...*”, op. cit., p. 517.

57) Pierre-Antoine Delhommais, “*BCE: Jean-Claude Trichet ou la continuité?*”, *Le Monde*, 4 octobre 2003.

la durée et les conditions de travail, et laisser ainsi les entreprises libres de maximiser la productivité et la flexibilité de la main d'oeuvre."⁵⁸⁾ Le TCE se borne donc à reproduire cette contradiction, consacrée initialement par le Traité de Maastricht (1992), pérennisée par celui d'Amsterdam (1997) et perpétuée par celui de Nice (2000), contradiction dont témoigne le scepticisme des Français à l'égard de l'idée même de toute réforme de leur système social.⁵⁹⁾ Dès avant Maastricht, au nom de la mise en place de l'euro, et depuis, au nom de sa réussite, les États membres de l'UE se trouvent ainsi privés de toute possibilité d'action sur les politiques monétaire et budgétaire.⁶⁰⁾ Dans le premier cas, le TCE rappelle que "[l]'objectif principal du Système européen de banques centrales est de maintenir la stabilité des prix"⁶¹⁾ et que "[l]a Banque centrale européenne [...] est indépendante dans l'exercice de ses pouvoirs et dans la gestion de ses finances",⁶²⁾ quant au second, il dispose que "[l]es États membres évitent les déficits publics excessifs"⁶³⁾ (ce à quoi les gouvernements ne croient pas eux-mêmes en dépit du pacte de stabilité⁶⁴⁾) et que le Conseil adopte des mesures destinées aux pays de la zone euro pour "renforcer la coordination et la

58) Généreux, *Manuel critique...*, op. cit., p. 27.

59) Tandis que nous écrivons, employés, ouvriers, étudiants et lycéens réclament dans la rue le retrait du CPE (Contrat Première Embauche), présenté par le gouvernement de Dominique de Villepin comme une mesure novatrice de lutte contre le chômage des jeunes Français, alors même qu'il est devenu pour l'opinion le symbole d'une politique inavouée de démantèlement du droit du travail et de ses protections.

60) En France, l'idée selon laquelle la politique monétaire restrictive menée par la BCE porte une large part de responsabilité dans la faible croissance de la zone euro est très répandue de Nicolas Baverez à Jean-Paul Fitoussi. Elle omet toutefois les contre-exemples espagnol et irlandais qui, bien que soumis aux mêmes contraintes, enregistrent depuis plusieurs années de forts taux de croissance.

61) TCE art. III-185.1

62) TCE art. I-30.3

63) TCE art. III-184.1

64) Adopté au Conseil européen d'Amsterdam en juin 1997, le Pacte de stabilité et de croissance est un instrument de coordination des politiques budgétaires des pays de la zone euro, afin d'éviter l'apparition de déficits budgétaires excessifs. À la différence de la politique monétaire, la politique budgétaire demeure certes une compétence nationale mais sous surveillance multilatérale, puisque chaque État doit présenter au Conseil Ecofin ses objectifs budgétaires à moyen terme dans un programme de stabilité actualisé chaque année. En cas de dépassement du critère de déficit public fixé à 3 % du PIB, le Pacte de stabilité prévoit qu'une procédure dite des déficits excessifs, accompagnée éventuellement de sanctions financières, peut être enclenchée.

surveillance de leur discipline budgétaire”.⁶⁵⁾ Cependant, il ne prévoit en aucun cas ni la mise en place d’un véritable gouvernement de la zone euro ni l’émergence d’un vrai budget européen avec capacité d’emprunt et mesures de contrainte et de régulation du secteur bancaire, ce que certains États membres ont perçu comme une autorisation pour s’endetter sans risque de dévaluation, alors que la monnaie unique devait être l’instrument de la réforme des politiques budgétaires.⁶⁶⁾ Ainsi, quand à côté d’une politique économique aussi rigide sont réaffirmés les objectifs de promotion de l’emploi, d’amélioration des conditions de vie et de travail, de protection sociale, de dialogue social, de lutte contre les exclusions, “en tenant compte de la diversité des pratiques nationales”,⁶⁷⁾ cela suffit à convaincre de la parfaite inadéquation des politiques économiques et sociales poursuivies par l’UE et de l’illusion d’une justice sociale au niveau européen.

Une mise en conformité s’impose donc. Or, le pouvoir de séduction de l’option britannique n’opérant que sur une minorité d’Européens,⁶⁸⁾ le retour à des actions économiques plus volontaristes — plus keynésiennes — semble seul en mesure d’ouvrir un champ beaucoup plus vaste d’opportunités en matière de protection sociale. Sans suivre Ferry, selon qui l’inscription constitutionnelle d’un droit universel, individuel et inconditionnel au revenu minimum garanti profilerait un modèle original de justice politique en Europe rendu possible grâce à la disposition de tous les leviers macroéconomiques, mais en adhérant à sa proposition de “s’engager pour le moins sur la voie d’un keynésianisme concerté [et] coordonné”⁶⁹⁾ qui ne remette

65) TCE art. III-194.1 (a)

66) Interview de Philippe Moreau-Defarges par Brice Couturier, sur France Culture, dans l’émission “Cause commune” du jeudi 16 mars 2006.

67) L’art. III-209 qui expose les principes de la politique sociale est suivi par un catalogue de domaines où celle-ci peut se déployer.

68) Interrogé sur la résistance des Français à toute réforme sociale de nature libérale, Pierre Concialdi, économiste à l’Institut de Recherches Économiques et Sociales (IRES), explique qu’il “n’y a pas que les Français qui se mobilisent dans la rue. [...] Sur les retraites, par exemple, les Allemands, les Autrichiens, les Allemands sont descendus dans la rue.” Il poursuit : “Je ne pense pas qu’on puisse vraiment parler de résistance ou alors il faudrait vraiment l’analyser au fond. [...] S’il y a résistance, c’est simplement [...] parce que cette politique libérale fait peser sur le corps social des tensions insupportables. [...] Ce n’est pas une résistance par rapport à un conservatisme, c’est une résistance par rapport aux besoins des êtres humains simplement de pouvoir vivre chaque jour.” Propos tenus au journal télévisé Soir 3 (France 3) du 6 mars 2006.

69) Ferry, “*Face à la crise, quelles perspectives...*”, op. cit., p. 518.

pas en cause les principes de concurrence⁷⁰⁾ et de modération des prix et des salaires, nous pensons que la redéfinition de nouvelles marges de manœuvre en politique économique avec pour objectif la relance de la réflexion sur une politique sociale qui ne soit pas *a minima* éclaire ainsi une seconde voie pour une relance de l'union politique via la création d'un véritable gouvernement économique et financier européen,⁷¹⁾ contre-pouvoir fort face à la BCE indépendante, et le défi corollaire que représente son contrôle démocratique.

La spécificité altruiste de l'identité européenne illustre et défend la solution fédérale comme remède au déficit démocratique et garantie du respect de la pluralité dans l'action.

Indéniablement la plus ardue mais la plus prometteuse, la troisième hypothèque exige de *combler le déficit démocratique*. “[L]es peuples ont-ils encore leur mot à dire sur leur destin ? Leurs représentants ont-ils les moyens de faire entendre leur voix ? Ou bien les décisions sont-elles toujours prises ailleurs, plus haut, dans un monde mystérieux où les puissants ne parlent qu’aux puissants ?” selon les termes avec lesquels François Bayrou a interpellé le Premier ministre au sujet de la grève de la faim menée par un député.⁷²⁾ Au-delà des incantations velléitaires de soirée électorale, “pour que puisse avoir lieu l’affrontement ouvert sur l’orientation politique fondamentale de l’Union, il faut encore que naisse l’espace dans lequel il pourra se dérouler. [...] Il faut que les institutions européennes puissent donner à l’intérieur d’elles-mêmes un espace à ce conflit, et qu’ainsi elles le libèrent et lui permettent de déboucher sur des solutions productives.”⁷³⁾ Tenter de combler le déficit démocratique revient donc non seulement à engager le débat sur le sens et la réalité de la citoyenneté et du peuple européens, sur l’espace démocratique européen et ses limites, mais aussi à ouvrir la boîte de Pandore de la réflexion, sans cesse reportée ou

70) “Dont rien n’indique [qu’elle] se traduit par une érosion de la protection sociale. Si certains “acquis” sont remis en cause, c’est avant tout parce qu’ils s’avèrent inefficaces : non seulement ils réduisent la compétitivité, mais ils sont aussi source de chômage.” Wyplosz, “*Les nouveaux défis...*”, op. cit., p. 722.

71) Izraëlewicz, “*Permanence et contradictions...*”, op. cit.

72) François Bayrou, “*Grève de la faim de Jean Lassalle*”, séance des questions au gouvernement à l’Assemblée nationale du 22 mars 2006 [en ligne]. Disponible sur : <http://www.assemblee-nationale.fr/12/cri/2005-2006/20060179.asp#P193_10123> (consulté le 27. 03. 2006).

73) Habermas, “*UE, nouvel essor...*”, op. cit.

escamotée, sur la finalité de l'unification européenne. Ou selon les termes de Védrine : "S'il n'y a pas de limites géographiques, historiques, culturelles ou religieuses à l'Europe, si celle-ci n'est qu'une association des amis de la démocratie, une sorte de sous-ONU, une entité gazeuse appelée à se dilater, personne ne pourra ressentir vis-à-vis d'elle un sentiment de citoyenneté ou d'appartenance."⁷⁴⁾

Les référendums français et néerlandais ont clairement inscrit ces débats en tête de l'ordre du jour de l'agenda européen.⁷⁵⁾ Cependant, les premières orientations trahissent une absence de sentiment communautaire et un repli patriotique inquiétants qui à force d'alimenter le ressentiment envers l'UE pourraient bien risquer de saper la construction européenne. Jusqu'à une date récente, les résultats atteints légitimaient à eux seuls le projet européen qui, à travers la création de solidarités de fait (la mise en commun des productions de charbon et d'acier, la réalisation du marché commun, la création de l'euro), devait garantir paix et prospérité au continent.⁷⁶⁾ Or, sous les effets conjugués de la mondialisation perçue en majorité comme une menace et d'un élargissement sans vision, le territoire européen est progressivement devenu le terrain d'affrontement des intérêts contradictoires des États membres riches ou pauvres, grands ou petits, anciens ou récents. Comme le note Habermas, il est jusqu'aux "mythes liés aux antagonismes des histoires nationales qui réapparaissent pour creuser les lignes de fracture."⁷⁷⁾ Les libertés de circulation des biens, des services, des capitaux et des personnes, objectifs fondamentaux du traité de Rome, subissent les assauts des différents gouvernements dès lors qu'elles leur semblent de nature à porter atteinte à leurs intérêts nationaux.⁷⁸⁾ Depuis le violent procès fait, lors de la campagne référendaire française, au projet de directive sur la libre circulation des services préparé par Frits Bolkestein, l'ancien

74) Védrine, "Pour l'Europe...", op. cit., p. 24.

75) Un forum intitulé "Debate Europe" a été ouvert sur le site internet Europa, le portail de l'Union européenne, à l'adresse <<http://europa.eu.int/debateeurope/>> (consulté le 7. 04. 2006). Il propose trois grands thèmes de réflexion qui sont le développement économique et social de l'Europe, la perception de l'Union européenne et de ses missions et les frontières de l'Europe et son rôle dans le monde et verse quelques documents à vocation pédagogique et au contenu très généraliste pour nourrir le débat. On ne peut toutefois que rester perplexe sur les chances de succès d'une telle entreprise notamment à la lecture des commentaires dont la teneur est plus proche du je suis pour, je suis contre, j'aime, j'aime pas que d'une mine d'idées exploitables.

76) Nicolaïdis, "UE: un moment toquevillien", op. cit.

77) Habermas, "UE, nouvel essor...", op. cit.

78) Thomas Ferenczi, "Esprit communautaire, es-tu là?", Le Monde, 24 mars 2006.

commissaire européen en charge du marché intérieur, de la fiscalité et de l'union douanière, jusqu'à la manière dont le gouvernement français a bloqué l'offre publique d'achat lancée par l'électricien italien Enel sur le groupe Suez, portant directement atteinte à la libre circulation des capitaux,⁷⁹⁾ en passant par le maintien de mesures restrictives à l'égard des travailleurs des pays entrés dans l'UE en 2004 qui viole ostensiblement le principe de la libre circulation des personnes, la multiplication récente des manifestations de *patriotisme économique*⁸⁰⁾ signe un constat d'échec pour le marché intérieur. Sans parler du respect pointilleux des critères de convergence de Maastricht imposé aux nouveaux entrants pour adopter l'euro ! Alors que ces pays, en phase de rattrapage économique, connaissent une forte croissance et n'ont d'autre recours que d'emprunter afin de satisfaire leurs besoins colossaux d'investissements afin de remettre à niveau leurs infrastructures publiques, ce qui génère de l'inflation, l'application stricte des critères en matière d'inflation (limitée à 2 %) et de déficit budgétaire (limité à 3 % du PIB) leur interdit l'accès à la zone euro.⁸¹⁾ "Recalées l'Estonie et la Lituanie qui ont adopté l'euro *de facto* depuis plusieurs années. Recalés tous les autres pays qui, pourtant, souhaiteraient devenir des membres à part entière de l'Union"⁸²⁾ pour ne pas respecter des critères, voulus initialement par une Allemagne pétrifiée à l'idée de la participation de l'Italie à la monnaie

79) Le gouvernement français a annoncé la fusion entre l'entreprise publique Gaz de France (GDF) et Suez pour mettre à l'abri l'opérateur privé et a déterminé la parité d'échange d'actions entre les deux entreprises non sur la base de leurs valeurs réelles respectives mais afin de conserver au profit de l'État une minorité de blocage de 34 % dans le nouvel ensemble. Cet épisode démontre, par ailleurs, l'incapacité des Européens à rapprocher leur législation pour encadrer les OPA et faciliter la création de groupes transfrontaliers, alors que le statut d'entreprise européenne n'a pas convaincu. Cécile Ducourtieux, "*Les marchés misent sur une bataille boursière pour la prise de contrôle du groupe Suez*", Le Monde, 8 mars 2006 et Philippe Ricard, "*La France réforme sa loi sur les OPA dans une Europe sans stratégie*", Le Monde, 18 mars 2006.

80) Ferenczi, "*Esprit...*", op. cit. Propos de l'ancien Premier ministre danois, Poul Nyrup Rasmussen (1993-2001). Nous pourrions également faire mention des critères imposés aux nouveaux entrants pour rejoindre la zone euro, les fameux critères de convergence, en particulier celui d'un taux de déficit budgétaire inférieur à 3 % du PIB inadapté pour des pays chez qui la modernisation accélérée des infrastructures entraîne d'énormes besoins de financement que seul l'emprunt peut satisfaire.

81) Charles Wyplosz, "*Sale temps pour la nouvelle Europe*", 3 mars 2006 [en ligne]. Disponible sur : <http://www.telos-eu.com/2006/03/sale_temps_pour_la_nouvelle_eu.php> (consulté le 02.05.2006).

82) Ibid.

unique,⁸³⁾ que les membres de l'Euroland ne respectent bien souvent pas eux-mêmes et qui imposent aux nouveaux États membres de conduire des politiques économiques restrictives sources de désillusion à l'égard de l'Europe, de regain de sentiments anti-européens et de populisme. Loin de l'idéal de la mise en commun, l'Europe post-référendaire voit donc au contraire ressurgir le spectre du nationalisme : "l'Europe de la libre circulation, en jouant sur les disparités nationales, risque de conduire à une concurrence entre les États, ce qui va exactement à l'inverse du but recherché et provoque en retour la mise en place de nouvelles barrières."⁸⁴⁾ Michel Rocard confirme cette analyse et remarque que le climat psychologique de crainte face aux changements du monde qui caractérise tous les peuples européens limite les choix politiques à des enjeux symboliques d'où sont évacuées toutes tentatives de prise en compte de la réalité des intérêts. Le cadre national, avec ses frontières et ses certitudes sécurisantes, redevient le dernier refuge.⁸⁵⁾ Si de patriotisme économique il devait être question, le seul acceptable devrait se manifester au niveau européen, mais "cela supposerait que l'espoir européen ait pris dans l'esprit public français [et dans celui de chacun de nos partenaires de l'UE] une dimension beaucoup plus forte que celle, quasi inexistante, qu'on lui découvre aujourd'hui."⁸⁶⁾

Pour tenter, tout à la fois, d'expliquer une telle absence d'identification et d'attachement à l'Union européenne et d'y apporter des réponses, la seule réflexion véritablement stimulante est celle qui s'inscrit dans le sillon habermassien du *patriotisme constitutionnel* et du *cosmopolitisme juridique*.⁸⁷⁾ Ces concepts, de plus en plus souvent invoqués afin de remédier à l'absence d'identification et d'attachement à l'Union européenne en tant que communauté morale, désignent une forme de loyauté démocratique post-nationale, une forme d'attachement politique fondée sur les prin-

83) Charles Wyplosz qualifie les critères de convergence de "bêtise historique" et de "gigantesque erreur politique et économique". Émission "Cause commune", Brice Couturier, France Culture, jeudi 16 mars 2006.

84) Ferenczi, "Esprit...", op. cit.

85) Michel Rocard, "Mauvais réflexes d'une société qui a peur", Le Monde, 30 mars 2006.

86) Ibid.

87) Ce paragraphe s'inspire principalement des analyses de Jan-Werner Müller, "Europe : Le pouvoir des sentiments : l'euro-patriotisme en question", in La Vie des Idées, avril-mai 2004 [en ligne]. Disponible sur : <http://www.repid.com/articleImprim.php3?id_article=192> (consulté le 15. 03. 2006). Voir aussi Habermas, "UE, nouvel essor...", op. cit. et Nicolaïdis, "UE : un moment toquevillien", op. cit.

cipes moraux universels contenus dans les constitutions des pays européens et non sur les histoires nationales et les traditions culturelles particulières. L'adaptation de ces concepts au type d'entité politique que l'UE pourrait devenir tient précisément à "l'idéal de l'intégration européenne comme projet indéfini et toujours contestable de tolérer et, dans une certaine mesure, de partager les identités au sein d'un espace politique et socio-économique commun."⁸⁸⁾ La spécificité de la valeur politique et morale de l'UE n'est pas sa défense des principes démocratiques universels "mais plutôt sa nature particulière d'entité politique ne s'appuyant pas sur un unique *demos*, mais sur plusieurs *demoi* toujours plus proches les uns des autres, sans jamais fusionner en un seul",⁸⁹⁾ ce qui requiert une dose de tolérance conséquente "car les différences et les identités doivent être négociées et renégociées en permanence."⁹⁰⁾ Le patriotisme constitutionnel doit donc s'entendre comme une pratique politique consistant à refuser et à résister aux identifications particulières au profit d'un projet d'universalisation permanent, toujours incomplet et souvent imprévisible.

Aussi élevé que soit le degré d'élaboration intellectuelle de ces concepts, ils offrent cependant en réalité une vigoureuse défense et illustration du principe fédéral, qui, pratiquement, au plan juridique, ne peut trouver à s'incarner que dans une structure étatique traditionnelle.⁹¹⁾ Selon nous, cette structure serait plus proche du modèle suisse⁹²⁾ que des modèles allemand ou états-unien, en raison principalement de sa longue maturation historique (plus de sept siècles d'apprentissage de vie en com-

88) Müller, "*Le pouvoir des sentiments*", op. cit.

89) Ibid.

90) Ibid.

91) Nicolaïdis n'avance rien d'autre lorsqu'elle évoque, à propos de l'UE, une communauté politique basée sur la pluralité persistante des peuples, sur le partage des identités, une communauté d'autres, une machine à orchestrer la diversité, une aire de reconnaissance mutuelle des identités, et lorsqu'elle définit le fédéralisme dans un sens proche de la notion de subsidiarité (TCE art. I-11) comme "distinguer ce qui relève des États de ce qui relève de l'Europe, reconnaître que l'Europe fait sens dans l'envergure et les économies d'échelle." Nicolaïdis, "*UE: un moment toquevillien*", op. cit.

92) Nous renvoyons à deux de nos précédents articles qui abordent certains aspects du fédéralisme suisse: "*La gestion de la question des langues dans l'administration générale de la Confédération suisse*", in Nanzan Hôgaku, Nagoya: Revue de la Faculté de droit de l'Université Nanzan, 1999, vol. 23, n° 1/2, pp. 339-366 et "*Le statut constitutionnel des langues en Suisse. Originalité et limites d'un facteur essentiel de la cohésion nationale*", in Academia Humanities and Social Studies, Nagoya: Université Nanzan, mars 2000, n° 71, pp. 299-336.

mun), du respect scrupuleux des identités linguistiques, culturelles et religieuses,⁹³⁾ de la très forte décentralisation (corollaire d'un domaine d'intervention fédéral exhaustif et très encadré) et du recours systématique à la démocratie directe. Fondre les identités des peuples européens dans un magma général est évidemment inconcevable, de telle sorte que le TCE a pris soin d'énumérer exhaustivement tous les domaines et actions à entreprendre en commun dans un souci d'efficacité et de rationalité et de laisser tout le reste à la gestion des États membres. Il s'agit là d'un point commun avec de nombreux États fédéraux dont les constitutions dressent la liste des compétences au niveau fédéral, au niveau de la mise en commun. Plus que d'une nation européenne, idée bien chimérique, c'est de mécanismes fédéraux dont a besoin l'UE, car l'UE intergouvernementale fait le choix en permanence de la faiblesse, en raison de l'exigence d'unanimité et du risque de division de l'extérieur.⁹⁴⁾

Nécessité absolue afin que les différentes identités associées au projet européen puissent "renouveler constamment et volontairement leurs engagements vis-à-vis des règles communes, tout en poursuivant le dialogue politique sur les implications de ces engagements",⁹⁵⁾ demeure la question de l'espace démocratique européen : l'opposition à la guerre en Irak a donné naissance à une opinion européenne qui est descendue dans les rues animée par une mémoire historique partagée des conflits intra-européens, par une réelle disposition à reconnaître et accepter les différences et par une conscience aiguë de l'obligation de préservation de l'intégrité physique des individus. Il appartient désormais aux représentants européens et nationaux de favoriser les terrains de rencontre et de définir des modalités de participation de cette opinion publique/société civile européenne à la vie démocratique de l'Union européenne. Le TCE propose plusieurs pistes intéressantes dans cette direction

93) Rappelons que la forme actuelle du régime ne date que de 1848 alors que l'acte fondateur de la Suisse, le Serment du Grütli, remonte à 1291. En 1938, le Conseil fédéral réaffirmait que la Suisse était "une communauté d'esprit, portée par la volonté de peuplades de langues différentes de vivre comme une nation, de conserver et défendre en commun la liberté acquise au cours d'un destin commun, ainsi que la cohésion nationale." Conseil fédéral, Message adressé à l'Assemblée fédérale à propos de la reconnaissance du romanche comme langue nationale approuvée par le peuple lors du référendum du 20 février 1938, cité in Iso Camartin, "Les Relations entre les quatre régions linguistiques" in Robert Schläpfer (sous la direction de), *La Suisse aux quatre langues*, Genève : Éditions Zoé, 1985, p. 253.

94) Moreau-Defarges invité de l'émission "Cause commune", Brice Couturier, France Culture, jeudi 16 mars 2006.

95) Nicolaïdis, "UE: un moment toquevillien", op. cit.

notamment dans les modalités d'application des principes de subsidiarité et de proportionnalité (participation des parlements nationaux),⁹⁶⁾ avec le rôle nouveau dévolu aux régions (participation des collectivités locales)⁹⁷⁾ et enfin avec le droit de pétition (participation individuelle ou collective des citoyens et des associations).⁹⁸⁾ Toutefois, comme nous l'avons déjà brièvement abordé, une occasion a été perdue de favoriser l'émergence d'une société politique européenne avec la ratification du TCE le même jour partout dans l'UE. Fidèle au principe fédératif selon lequel, toute innovation doit faire l'objet d'une double approbation, le TCE, fruit de la négociation des pays membres bénéficiant déjà de l'accord des États, aurait connu un sort plus clément si un référendum unique avait permis aux citoyens de l'UE de faire entendre leur voix.

En guise de conclusion

Les écueils rencontrés par le processus de ratification du traité constitutionnel européen qu'ils soient récifs, tels les référendums négatifs français et néerlandais, ou bancs de sable, tels les atermoiements sur sa poursuite, en Grande-Bretagne et au Danemark en particulier, montrent à l'évidence que l'Europe en 2005 n'apparaît guère plus disposée que sa devancière en 1954 avec le projet de la CED⁹⁹⁾ à s'aventurer franchement sur la voie d'une union politique formelle corsetée dans les cadres traditionnels d'une construction nationale et étatique, quelque forme qu'elle prenne, fédérale, confédérale, Europe des nations, Europe des peuples, Europe des régions entre autres formules.

La disparition pure et simple de l'Union européenne et de ses acquis n'entrant toutefois pas dans les options raisonnablement envisageables, ne serait-ce qu'en raison de la profondeur et de la solidité des liens commerciaux, économiques et monétaires cinquantenaires qui font converger les intérêts fondamentaux des États

96) Le TCE dispose qu'un "parlement national peut [...] adresser [...] un avis motivé exposant les raisons pour lesquelles il estime que le projet en cause n'est pas conforme au principe de subsidiarité." (Protocole 2, art. 6).

97) "Le Comité des régions est composé de représentants des collectivités régionales et locales" (art. I-32.2). "Le Comité des régions est consulté [dans les cas qui] ont trait à la coopération transfrontière. [...] [Il] peut, lorsqu'il estime que des intérêts régionaux spécifiques sont en jeu, émettre un avis à ce sujet." (art. III-388).

98) Le droit de pétition est mentionné à plusieurs reprises par le TCE : art. I-10.2 (d), art. I-47.4 et art. II-104.

membres, c'est probablement à nouveau par un biais inattendu et des projets concrets dans l'énergie, la recherche ou la défense¹⁰⁰⁾ notamment que la construction européenne repartira et continuera à tisser peu à peu d'autres liens. En ce sens, selon l'image de la bicyclette, elle est bien un existentialisme : "l'Europe ne s'imposera pas par son *essence* mais par son *existence* concrète dans la vie de ses citoyens. L'Union doit être fondée sur l'agir plus que sur l'être, sur des projets et des ambitions partagés."¹⁰¹⁾ Mais convergence des politiques mises en oeuvre n'implique plus, comme nous l'avons noté, approbation systématique des peuples. Afin d'y adhérer, ceux-ci doivent s'approprier la construction européenne en se posant la question de savoir, d'une part, si tout à vocation à être communautarisé, et d'autre part, si on pourra toujours pousser plus loin l'intégration.¹⁰²⁾

Enfin, une dernière hypothèque de nature éducative devrait rapidement être levée, afin de rassurer des opinions publiques inquiètes voire hostiles sur l'esprit du fédéralisme. Quand François Bayrou s'exclame que "le fédéralisme, c'est le respect des identités",¹⁰³⁾ il ne fait que paraphraser la devise de l'Union : "unie dans la diversité".¹⁰⁴⁾ De la même façon que la *démoï-cratie*, le fédéralisme élabore une gouver-

99) Hormis le TCE, la Communauté européenne de défense représente la seule autre tentative de mise en place d'institutions politiques de nature fédérale. Signé le 27 mai 1952, à l'initiative de la France, le traité instituant la CED, dont la raison d'être était, selon une formule de l'époque, de réarmer les Allemands sans réarmer l'Allemagne, disposait que ses corps d'armée seraient formés d'unités de base de différentes nationalités et rattachés à un ministre de la défense avec un budget et des armements communs. Son article 38 prévoyait en outre l'élaboration par l'Assemblée parlementaire de la CED d'un projet de structure fédérale ou confédérale. Une assemblée ad hoc fut d'ailleurs constituée qui adopta à la quasi-unanimité un texte qui attribuait de larges pouvoirs, y compris celui de voter la loi, à un Parlement bicaméral élu. C'est ce texte que les députés français rejetèrent pourtant par 319 voix contre 264, le 30 août 1954, au motif qu'ils ne voulaient pas cautionner une intégration de la France dans un système fédéral supranational. Maurice Delarue, "1954, vie et mort d'une armée européenne", *Le Monde*, 24 septembre 1987 et André Fontaine "30 août 1954, les députés français enterrent l'armée européenne", *Le Monde*, 10 mai 2005.

100) Arnaud Leparmentier, "Jacques Chirac veut convaincre les Allemands d'appliquer certaines dispositions de la Constitution", *Le Monde*, 10 janvier 2006.

101) Nicolaïdis, "UE: un moment tocquevillien", op. cit., p. 507.

102) Wyplosz, "Les nouveaux défis...", op. cit.

103) Invité à l'émission d'Ali Baddou, "Le Rendez-Vous des Politiques", France Culture, jeudi 23 mars 2006.

104) TCE art. I-8

nance horizontale et multcentrée qui se fonde sur un leadership partagé et s'organise autour d'un dialogue permanent plutôt que d'une hiérarchie entre autorités.¹⁰⁵⁾ Si union politique il doit y avoir, elle sera fédérale de subsidiarité mais non de fusion.

105) Nicolaïdis, "*UE: un moment toquevillien*", op. cit.

フランスにおける反人種差別主義的 デイスクールの危機

丸 岡 高 弘

昨年の秋、フランス全土を震撼させた「暴動」騒ぎについては日本の新聞でもかなり詳細に報道されたので事件の経緯については周知のことであろう。この事件に関連して、フランスの代表的な知識人のひとりの発言をめぐって激しい論争がおこったが、本論ではこの発言の分析を手がかりにして、現在フランスが直面している重大な危機——ある意味では「暴動」騒ぎよりもずっと重大な危機について論じてみたいと思う。その危機とは反人種差別主義的デイスクールの自己崩壊である。

【二〇〇五年秋の「暴動」事件】

二〇〇五年一〇月二七日、パリ市郊外のクリシー・ス・ボワで二人の少年が警官に追跡されて変電所に逃げ込み、感電死した事件をきっかけにして地域に居住する青年・少年と警察のあいだに激しい衝突がおこった。そして、この騒動が文字どおり燎原の火のごとくフランス全土にひろがって数週間におよぶ長期の騒乱状態が継続された。感電死事件をめぐる警察の不手際な対応、犯罪が多発する郊外についてかねてから内務大臣サルコジが挑発的な言動を繰り返していたこと、郊外に多数居住する移民出身青年達にたいして警察が強圧的な態度でとりしまりをおこなっていたことなどが警官隊との衝突の直接の動機となったのだが、その背景には郊外青年達の置かれた出口の見えない絶望的な状況があった。彼等のあいだでは失業率は極めて高く、場合によれば四〇%にも達していたが、「有職者」でもその多くは有期限契約の不安定な身分であった。さらに移民出身者にたいしては就職その他をめぐる差別があり、またそもそも文化的資本を親から継承することのない庶民層・移民出身者のあいだでは学業挫折の率もたかく、それは彼等が労働市場に参入することをいっそう困難にしていた。無為と貧困が郊外を荒廃させ、暴力と犯罪を助長する。郊外の低家賃住宅街に集住するひとびとの間にはイスラム系諸国出身の移民やその子弟が多くいたから、そうした状況をイスラム信仰によって打開しようとする者も中にはいる。しかし、それもまた海外のイスラム過激主義との連想がはたらいてフランス社会から警戒の目で見られる

原因となる。「暴動」はこうした閉塞的な状況に置かれた青年達の抗議の声ないしは悲痛な叫びとすることができるだろう。

この大規模な騒乱事件はフランスに大きな衝撃をあたえた。それはフランスが内部に抱えた深い亀裂、だれもがその存在に気づきながらも多くの人々があえて意識に上らせまいとしていた亀裂をドラマティックな形で白日の下にさらしたからである。新聞・雑誌では事件が進行している最中から出来事の報道ばかりではなく、その原因・背景・対処方法などについて多くの知識人のコメントが掲載された。これは一九六八年の「五月革命」に比べるができるような政治的行動か、それとも単なる不良集団の反社会的行為か？ 暴動の原因は社会・経済問題なのか、それとも民族・宗教問題なのか？ 暴力行為を社会学的に解明する努力をすべきなのか、それともまず第一に道徳的に厳しく断罪すべきなのか？ 社会集団の多様性を認め、差違の表明により寛大になることが問題の解決なのか、それとも共和主義的理念を徹底して共有させる努力をすべきなのか……。こうした議論が熱心にかわされたのだが、その底流にあったのはフランス社会のあり方そのものが岐路にたっているという危機感に他ならなかった。

【フィンケルクロート発言】

騒乱事件をめぐるこうした数多くの知識人の言説の中で、なんといっても哲学者フィンケルクロートの発言はその過激さによって際立ち、ひとびとの注目をあびた。十一月十八日、事件をコメントした彼のインタビューがイスラエルの新聞『ハーレッツ』に発表されたのだが、フランス紙『ル・モンド』が十一月二四日にこのインタビュー記事の紹介・要約を掲載した¹⁾。発言の内容が時に人種差別主義的と判断されかねない表現を含んでいたためであった。こうしてフィンケルクロート発言問題はフランス国内でおおきなスキャンダルとなり、それ自体が激しい論争の的となってしまった。フィンケルクロートの発言内容はインタビューという形式のために時に理性的なコントロールが失われていることがうかがえるし、また国外のメディアであるという気安さもはたらいて脱線気味な部分もないわけではない。しかしそうした誇張された要素を切り離してみると、彼のこの発言は近年フランスの一部の知識人がもつようになった——そしておそらくはフランス社会のかなりな部分によって共有されている——「郊外」の表象の仕方をあからさまな形であらわしていると考えることができる。そうした表象の中で「郊外」は反ユダヤ主義や植民地主義をめぐる歴史認識、個人と国

1) 《La voix “très déviante” d’Alain Finkelkraut au quotidien “Haaretz”》 par Sylvain Cypel, in *Le Monde*, le 24 nov. 2005, p. 14

家の関係などさまざまな問題と多重的にむすばれた象徴性の高い空間となっているのだ。

フィンケルクロートはもともとは一九六八年の「五月革命」を経験した左翼系の思想家で、ラジオでレギュラー番組をもち、時事問題に積極的に発言する「社会参加」型の哲学者としてフランスのメディアに極めて頻繁に登場するマスコミの寵児である。その主著のひとつと言える『思考の敗北²⁾』で彼は文化的出自に拘束された精神のありかたを「思考の敗北」と名づけ、啓蒙主義的理性によって所与の条件をたえずのりこえる努力を継続することの必要性を主張した。こうした彼の思想的立場からすれば、一つの社会の中で複数の文化が併存することを容認し、さらにはその自立性を尊重することを主張する多文化主義は否定されることになる。所与の文化的アイデンティティは乗り越えの対象なのであって保護の対象ではない。それは精神の牢獄であるばかりではなく、共通の場での対話を阻害し、公共空間——ひいては共和国——の成立そのものを危うくする危険をはらんだものである。こうした主張は、「極端化しないかぎり」という留保をつけさえすれば、多くのひとびとの共感をうる可能性のあるものだが、しかしやがて彼の思想はじょじょに硬直化し、一方で欧米のような（とりわけフランスによって代表されるような）普遍主義的理性を体現した社会があり、もう一方にたとえばイスラム主義に典型的にみられるような蒙昧主義的な文化がある、そして多文化主義的寛容を説くひとびとは後者への無意識の共犯者に他ならないという図式が提示されるようになる。ある意味では「社会参加型」の思想家の宿命でもあるのだが、哲学的思索の繊細さがあえてそぎ落とされ、政治的選択の単純化されたスローガンだけが残ってしまったと言えよう。フィンケルクロートは二〇〇五年秋の「暴動」事件についてもこのような解釈の格子をとおして理解しようとするのである³⁾。

2) *La défaite de la pensée*, Gallimard, 1989

3) 人権団体 MRAP はこの発言を「人種的敵意を煽り、挑発する行為」であるとしてフィンケルクロートを提訴することを決定した (cf. 《Le MRAP va porter plainte contre Alain Finkielkraut》, in *Le Monde*, le 25 nov. 2005, p. 12)。フィンケルクロートは二五日、ラジオ番組に出演して、インタビューについて謝罪し、その内容が自分の真意を全面的に反映しているわけではないと述べ、『ハーレッツ』の記者による翻訳の間違いや内容の誤解があったと釈明した。これをうけて MRAP も提訴断念を決定する (cf. 《Genèse d'une controverse》 par Xavier Ternisien, in *Le Monde*, le 27 nov. 2005, p. 3)。フィンケルクロートは『ル・モンド』でも釈明の機会を与えられ、『ハーレッツ』に発表されたインタビューは「自分のものとは思えない」くらい自分の真意とはかけはなれていると述べるが、しかし同時に一部の不穏当な表現を除き、発言内容の趣旨自体は撤回しない (cf. 《Alain Finkielkraut: "J'assume"》, propos recueillis par Sylvain Cypel et Sylvie Kauffmann, in *Le Monde*, le 27 novembre 2005, p. 3)。実際、『フィガロ』(《Alain Finkielkraut: "L'illégitimité de la haine"》, in *Figaro*, le 15 novembre 2005) や『ル・モンド』で発表されたイン

『ハーレッツ』のインタビューでのフィンケルクロートの発言を『ル・モンド』における釈明や『フィガロ』のインタビューで補強しながら要約すると彼の主張は四つの論点にまとめることができるだろう。その第一の核となるのは二〇〇五年秋の「暴動」が「民族的・宗教的性格をもった反乱」であるという認識である⁴⁾。報道では多くの場合、「暴動」参加者は「郊外青年」と呼ばれるが、フィンケルクロートはそうした婉曲語法を拒否する。というのも「暴動参加者の大部分が黒人かアラブ人で、イスラム教徒」であるからだ。フランスにはイスラム系の黒人・アラブ人以外にもさまざまな移民集団（中国人、ベトナム人、ポルトガル人など）がいる。しかし彼等もイスラム系住民とおなじような困難な社会状況のなかに置かれているのに、そうした民族集団が暴動に参加することはなかった（とフィンケルクロートは断言する）。だから、彼によれば、これは移民一般や貧困層一般の暴動なのではなく、イスラム信仰をもった特定のエスニック・グループの反社会的行為なのである。

インタビューの第二の論点は「暴動」の原因を社会・経済的側面から説明しようとするのは安易な態度であるという批判である。フィンケルクロートによれば、「暴動」をフランスの社会の人種差別主義にたいする抗議と解釈してはならない。これは欧米社会一般、そしてとりわけフランス社会への敵意の表明である。ユダヤ＝キリスト教的伝統をもったフランス社会にたいするイスラム民衆の敵意・憎悪、これが暴動の本質なのだ。もちろん内務大臣サルコジが一時期示唆したようなイスラム過激主義組織の関与は公安機関によっても完全に否定された。だからフィンケルクロートがイスラムに言及するのは政治的イスラム主義運動が青年達を煽動しているという意味ではない。「暴動」に参加した青年達が自分達の文化的アイデンティティの核として漠然とした形であれイスラム信仰を自覚し、それが反欧米的感情の核になっているということである。これは憎悪にもとづいた暴力、共和国にたいする憎悪を原動力とした暴力である。かつて民衆がユダヤ人にたいする憎悪から集団的な暴力事件をおこしたように、これはイスラム民衆による憎悪にもとづく「共和国にたいするポグロム」なのである。

第三の論点、それは理念を失った消費主義・快楽主義的な社会の批判である。暴動参加者が欲しているのは社会的公正さではない、単に「金とブランド品と女の子だ」

タビユーヤ『リポスト』という討論番組での発言は『ハーレッツ』のインタビューと本質的なところで差違はない。

4) フィンケルクロートの『ハーレッツ』発言のテキストは《Planète non violence》というサイトに掲載されたフランス語翻訳版を参照した。ページのアドレスは http://www.planetenonviolence.org/Finkelkraut-et-les-violences-urbaines-Ce-qu-il-n-ose-dire-dans-les-medias-francais,-et-pour-cause-l,2005-11-19_a309.html。発言の紹介にあたっては議論の本質的な部分にとどめ、ポレミックな要素はあえてとりあげなかった。

とフィンケルクロートは少々挑発的に述べる。そうした意味では彼等は墮落した欧米社会の鏡に他ならない。今やわれわれはポスト国民国家時代に入っており、ひとびとは国家を功利主義的にしか見ない。国家は大規模な「保険会社」のようなものにすぎなくなり、文化や理念が共有されることがなくなってしまった。だから移民出身者達はフランス国籍をもっているにもかかわらず自分をフランス人と意識することがなくなってきたのだ。

第四の論点は「反人種差別主義批判」である。先に述べたイスラム系住民の反欧米・反フランス感情の主因は国際状況にあると想定されているようだが、フィンケルクロートはそれがポスト・コロニアル的なフランスの教育によっていっそう助長されていると評価する。学校では植民地主義や奴隷制度について欧米世界に全面的に非があるかのような教育がなされている。しかし植民地主義にも肯定的な側面が存在するし、また奴隷制度にかんしては欧米世界だけがおこなっていたのではない。それにもかかわらず欧米世界が常に絶対的な悪を体現しているかのように語られる。さらに脳天気なブルジョワ知識人達（bobo = bourgeois-bohèmes）がイスラム系住民を典型的な社会の犠牲者としておだてあげるから、彼等も自分達の暴力が不当な社会にたいする正当な反撃であるかのように感じ、外部（フランス社会）にすべての責任を転嫁して自分で状況を打開しようとしない。しかもこの反人種差別主義は被害者にかんして選択的であり、ひたすらパレスチナ人がイスラエルの抑圧の被害者になる時だけ抗議の声をあげる。

私は今日、“人種差別にたいする戦い”というこの高貴な思想が徐々に極めてインチキナイデオロギーに変質しつつあると思います。こうした反人種差別主義は、二十世紀における共産主義とおなじような役割を二一世紀にはたすことになるでしょう。つまりそれは暴力の源となるのです。今日、ユダヤ人は反人種差別主義の名のもとに批判されています。シオニズム = 人種差別主義という分離壁が建てられてしまっているのです。

つまり、パレスチナ人にたいする過度の同情と共感がフランスのイスラム系住民に拡大され、彼等は人種差別主義の犠牲者と見なされる。迫害者はもちろんイスラエルであり、それにたいする敵意がフランスのユダヤ人にも延長され、反ユダヤ主義が横行する。また欧米はその植民地主義的過去と現代におけるマイノリティーの社会統合の失敗、さらにはパレスチナ紛争における曖昧な態度のために、世界のすべての悪の根源とみなされ、イスラム系住民の憎悪の対象となる。こうしたイスラム系住民のユダヤ人やフランス社会への憎悪を、反人種差別主義が煽っているとフィンケルクロートは考えるのである。

以上の論点のそれぞれについていくつかの指摘をしておく必要があるだろう。まず第一の論点にかんしては、暴動参加者の民族的出自や宗教についてフランスではそれ

を確認するような公式的な統計をとることが禁じられているのでこの点については公式な確認方法がない。またイスラム系でなかったり、さらには移民出身者でもない青年の逮捕者がいたことも報道されているから「暴動」は特定の「民族・宗教」集団のみによっておこなわれたわけではなかったようである。とはいえ事件が移民出身者、それもイスラム系住民が多い地域でおこなったのだから暴動参加者にそうした社会グループが多かったことは想像できる。しかし、これがもっとも本質的な問題なのだが、もしそうだとするとそれは「暴動」が「民族的・宗教的性格」をもっていることの証明にならないことは言うまでもない。単一の民族集団がなにかの行動をしても常にそれに「民族的性格」が刻印されるわけではないし、その行動が「民族的性格」とは全く無関係に、その集団が置かれている社会的状況によって動機づけられているという可能性はおおいにある。またそもそも「黒人とアラブ人」というくくり方は民族の分類方法としてはむしろ突飛な部類にはいるだろう。さらにイスラムの影響にかんしては、イスラム主義協会運動がさかんで、そうした協会が青年層を把握していた地域では暴力事件がむしろ少なかったことが報道されているから、宗教的情熱がこの騒乱の原因であったとかがえることは難しい⁵⁾。つまり「暴動」に「民族的・宗教的要因」があると主張するためには特定の民族・宗教集団がおこなったという事実を指摘するだけでは十分ではなく、その集団の民族的・宗教的特性と事件の間に本質的な関係があることが証明されなければならないのだ。それなしに特定の民族・宗教集団と暴動事件を結びつけることは、その集団にたいする根拠のない断罪、偏見にもとづく糾弾ということになるだろう。ある行動が主として特定のエスニック集団によっておこなわれているという事実の指摘と、それが特定の「宗教的・民族的性格」をもっているという主張との区別は一見無用に思えるかも知れない。しかしなにかが「宗教的・民族的性格」をもっていると主張するとき、そのエスニック集団に属している人間すべてがそれに関して必然的に嫌疑の対象となる。もちろん「アマルガムはいけない、すべてのイスラム系住民がそうなのではない」と繰り返し留保がつけられる。しかし「民族的性格」とその行動の間に必然的な関係があるとすると、そうした社会的逸脱行為をおこなわないひとびとは「民族的性格」から例外的に解放された特異な存在となる⁶⁾。

5) ひとびとが礼拝中のモスクに警官隊の催涙弾がなげこまれた(とされる)事件もあり、それが騒ぎが大きくなった一因になった。しかしこれも移民社会にたいする警官隊の暴力的な態度の一つのあらわれとして抗議の対象になったのであり、宗教的な情熱を喚起するきっかけとなったわけではなかった。

6) パスカル・ブリュックネールが最近『リベラシオン』紙に寄稿した記事はつぎのような文章から始まっている。「すべてのイスラム教徒がテロリストであるというわけではないが、大半のテロリストがイスラムを標榜している。」(Pascal Bruckner, 《Les deux blasphèmes》, in *Libération*, le 6 mars 2006, p. 35) 第一面に抜粋掲載されたこの文章において、留保自体がアマルガムを

そうした意味で、フィンケルクロートの断言は、留保つきであれ基本的には容認できる事実の指摘にみえながら、特定のエスニック集団にたいするきわめて重大な非難となり、いたずらに社会的緊張を高める危険性をもっていると言わざるをえない。

第二の点にかんしては、暴力行為・破壊行為があったのだから、暴動参加者達が何かにたいする「敵意」をもっていたであろうことは想像に難くない。暴動が愛の表現ではなく、敵意の表明であることはわざわざ指摘するまでもない自明の理である。問うべきなのはそれがなににたいする敵意であるかだが、それはフランス社会の差別的な体質や弱者を排除する社会構造にたいする敵意であるかも知れないし、またその他のものであるかも知れない⁷⁾。しかしフィンケルクロートは不当な社会にたいする（もちろん容認されるべきではない形での）抗議というもっとも蓋然性がたかく、多くの人々に支持されもしている仮説を否定するのだが、その否定の論拠は示されず、ただ断言されるだけである⁸⁾。その代わりに提案されるのは「ユダヤ＝キリスト教的伝統」という非常に曖昧模糊としたものであるが、現在の世俗主義を標榜するフランスをそのような形で規定することの正当性は極めて疑わしく思われるし、また若年層が多かったと言われる暴動参加者がこのような抽象度の高い概念をターゲットに暴力行為をおこなったと考えることは難しい。この点に関するフィンケルクロートの主張で明白なのはただ暴動参加者の敵意・憎悪には正当性がないということだけである。これは向かうべき方向だけは確実に知っているけれど、対抗すべき相手が誰なのかは知らない純粋な「憎悪」である。要するに欧米社会はその内部に、欧米社会をなにかの理由のためにではなく、欧米社会が欧米社会であるが故にそれに敵意をもち、憎悪を感じている社会集団を内包しているということである。移民によってヨーロッパの内部にもたらされた文明の断層線……。これは「文明の衝突」論なのであろうか。そうではない。何故ならハンチントンにとって「文明の衝突」は不可避であり、文明相互間の理解が不可能であるにしても、個々の文明圏はそれぞれ固有の存在理由、存在の正当性を有しているからである。それに対してフィンケルクロートにおいて、ヨーロッパ内部に移入された文明の断層線の向こう側にあるのは正当性をもたない「逸脱」した存在でしかない。

発生させるレトリックの構造になっている。「すべてのイスラム教徒がテロリストであるわけではない、なかにはテロリストではない立派なイスラム教徒だっているのだ……。」

- 7) 警察に追跡された二少年の事故死が「暴動」のきっかけになったことや郊外青年達が日常的に警察から乱暴な取り扱いをされているという意識をもっていたという事実をフィンケルクロートは完全に無視する。
- 8) フィンケルクロートの議論には「論点先取り」の誤謬がある。フィンケルクロートは社会的な説明を与えようとすることは暴力を容認することであるとしてそれを否定する、その結果として暴力は社会的な理由をもたない純粋な憎悪の産物となる。

第三の論点は第四点とあわせて考えると、日本の状況との連想がはたらかざるをえない。自虐史観、歴史認識と政治問題、自虐史観をすてて愛国心教育をする必要性……。国家への無条件の愛情、自分がそこに帰属しているという理由だけで抱かれる愛情というのが本当に存在するのか、あるいは本当に存在してよいのか、理由なき愛情は盲目的な愛情であり、危険な愛情となる可能性はないのか、国家への愛があるとすれば、それは個人が国家と取り結ぶさまざまな関係の結果なのであって、その逆ではないのではないかと等々といった問題に対する問いかけはここには存在しない。あるのはただ国家への愛情をもたない集団が国内に存在するときに生まれる危険な状況にたいする恐れ的感情である。そして国家にたいする敵意をもつ集団として想定された社会集団はフランスの旧植民地出身者であるから、植民地主義や奴隷制度についての歴史認識の問題が現代の政治的課題をめぐる論争に挿入されていく。移民出身者のフランス社会への統合が失敗したのは何故か。それは植民地主義の過去にたいする過剰な罪悪感のために彼等に対して譲歩しすぎたためではないだろうか……。実際、「過剰な罪悪感」を解消するために植民地主義の「功罪」を再検討し、その「ポジティブな側面」を積極的に評価しようとする動きが近年フランスで顕著にみられるようになってきているのだが⁹⁾、フィンケルクロートの『ハーレッツ』発言における「植民地主義」への言及はそれと無縁ではない。こうしてフィンケルクロートにおいて郊外問題は単なる都市問題であることをやめて国家理念の問題、そして歴史認識の問題へと壮大に拡大されていくのだ。

そして第四点についてだが、まずフィンケルクロートが人権思想や反人種差別主義を基本的な価値として信奉する左翼系知識人であることを断っておかなければいけないだろう。したがって彼がここで批判しようとしているのは反人種差別主義一般ではなくて、その逸脱した（と彼が判断する）形態である。ここで「人種差別主義の名の下に批判されるユダヤ人」が言及されるのは二〇〇〇年九月に始まるパレスチナの第二次インティファダ以来、フランスのイスラム系住民や親パレスチナ的政治勢力の

9) 二〇〇五年二月二三日に成立した「引揚者感謝法」(Loi portant reconnaissance de la Nation et contribution nationale en faveur des Français rapatriés: Loi N° 2005-158)の第四条で「海外、とりわけ北アフリカにおいてフランスが果たした肯定的な役割」を学校で教えるという条項があったためにとりわけアルジェリアから抗議の声があがり、フランス国内でも論争がおこった。一方、フランス在住の旧植民地出身者の間からも、郊外問題はフランス国内に移植された植民地主義的状况であるという認識を示す運動(「共和国の原住民」と呼ばれる運動)が発生した(cf.《Les “Indigènes de la République” ont commémoré, à Paris, les massacres de Sétif》, in *Le Monde*, le 10 mai 2005)。このグループは二〇〇五年一月一九日、Appel pour les Assises de l’anti-colonialisme post-colonial というアピールを公表している(http://toutesegaux.free.fr/article.php3?id_article=90)。

間で反イスラエル感情がたかまり、それが時に反ユダヤ感情に転化する場合があったからである。反人種差別主義運動はイスラエルをパレスチナ人にたいする人種差別主義的政策の故に批判するのだが、そうした人種差別主義批判自体がユダヤ人にたいする人種差別主義の相貌を呈するようになる。つまり反人種差別主義的ディスクールや発想が人種差別主義を形成するというパラドクサルな状況をフィンケルクロートは指摘しているのである。フィンケルクロート自身、ユダヤ系ポーランド移民の子供で、父親はアウシュヴィッツに強制移送されながら奇跡的に帰還したという人物だったから、反ユダヤ主義の広がりには敏感なのは当然であった。しかしこの反人種差別主義批判は極めて重大な批判である。それは「ある種の」反人種差別主義陣営の周辺に存在するかも知れない問題行動（反ユダヤ主義など）をそれとして批判することに満足せず、反人種差別主義そのものと結びつけて、その原理自体を無効化する結果になるからである。いかなる発言の脱線があるにせよフィンケルクロートが人種差別主義を信奉しているはずがない。しかし彼のこうした極端な論理は反人種差別主義からその普遍主義的性格を剥奪し、それを相対化して個々の社会集団が他の社会集団を攻撃するための政治的便法にすぎなくしてしまう。

【『想像のユダヤ人』】

フィンケルクロートは一九八〇年に出版された『想像のユダヤ人¹⁰⁾』という本で「ホロコースト以後のユダヤ人」の置かれた精神的状況を精緻に自己分析した哲学者でもあった。第二次世界大戦中のナチスの残虐行為によって驚くべき数のユダヤ人が非人間的な扱いを受け、冷酷に殺されていったのだが、フィンケルクロートは青年時代の自分がユダヤ人であることによってホロコーストの犠牲者となったひとびとから「偉大な遺産を継承」したように感じていたことを告白する。「自分自身が抑圧されたわけでもないのに、被迫害者という身分をもち、まったくの平穏さのなかで例外的な運命を享受し、本当の危険にさらされることもないのに、英雄のようにふるまうことができる」(pp. 13-14)、そのような特権である。それはきわめて心地のよい特権である。というのも「絶対的な犠牲者」の一員であるという意識によって、自己の存在は英雄化され、平板さを免れた例外的存在となるのだが、それだけではなくユダヤ人である自分は偏見から完全に解放され、体制順応派には決してならず、常に抑圧される側に——つまり正義の側に——いるだろうという確信さえもつことができる。このように自分自身で経験したわけではない苦しみの遺産相続人であると自分をみなす人間、それをフィンケルクロートは「想像のユダヤ人」と名づけるのである。というのも、そ

10) *Le Juif imaginaire*, 1980, Gallimard

うした血なまぐさい迫害はいまでは現実のものではなくなったから、青年フィンケルクロートは想像のなかで迫害の歴史を生きて自己を英雄視しつづけているに他ならなかったからである。

しかしやがてフィンケルクロートはそうした意識の欺瞞に気づかざるをえない。一九六八年の五月革命でユダヤ系ドイツ人のカリスマ的學生運動指導者コーン＝ベンディットがフランスへの再入国を拒否される事件があったが、その時、彼を支援するための抗議デモがおこなわれ、そこでデモ参加者達は「われわれは皆ドイツのユダヤ人だ」とシュプレヒコールをする。それはもちろんコーン＝ベンディットへの連帯感の表明だった。しかしそれだけではない、それは

いまや自分のことをユダヤ人と考えるのはユダヤ人だけに与えられた特権ではないことを示していた。この出来事によってあらゆる排他性がとりはらわれ、戦後を生きる青年の一人一人が被追放者の地位を占め、黄色い星の印をつけることができるようになった。つまりその気になりさえすれば、だれもが「正義の人」の役割を担うことが可能になったのである。(p. 25)

もちろんフィンケルクロートはユダヤ系市民のひとりとして學生運動参加者のこの連帯感の表明に感謝の気持ちをもつ。が、同時にある種の苛立ちを抑えることもできない。何故、彼等、ユダヤ人でもない彼等が「絶対的犠牲者」となる権利を主張することができるのだろうか。フィンケルクロートにはそれがまるで自分自身の個人的な権利にたいする侵害であるかのように感じられる。

こうした感情の動きを克服するために時間がかかった。しかしじょじょにわたしは理解した。他のデモ参加者にたいしてわたしは沈黙のうちに不平をもらしていたのだが、それは自分自身にたいしても言えることではないか。実際、わたしの苛立ちはどうして正当化できるのだろうか。わたしもまた実際に涙という税金を流してはいないのだ。わたしには他のひとびとを篡奪者扱いする権利はなかった。わたし自身も篡奪者だったのだから。(p. 26)

こうしてフィンケルクロートは自分自身でつくりあげた分身、すなわち「想像のユダヤ人」との決別を決意する。というのも「ユダヤ人とはわれわれの文明の『他者』であり」、「この他者性を体現することができる者」はおらず、「ジェノサイドには遺産継承者は存在しない」からである (pp. 44-45)。

【victimisation : 「被害者意識」から「被害者競争」へ】

これは徹底した自己省察による虚偽の意識からの回復を描いた極めて感動的な「物語」である。フィンケルクロートのこの自己分析の結果にはふたつの要素が存在すると言えよう。不正の犠牲者であることが「絶対的な正義」の側にいることの保証にな

るという認識と、不正の犠牲者であるという事実が相続可能な財産であるかのように思いなされやすいという指摘である。犠牲者であることが絶対的な強みになるというのは一見パラドシカルに見える。しかしこれは多感な青年の鋭敏な自己意識がつくりだす人工的な構築物でもなければ、深遠な哲学者のみが認識しうる人間精神の微細な動きというわけでもない。極めて一般的に観察でき、社会集団の動きを方向づけるにあたって時には決定的な影響をあたえる可能性のある現象なのである。

近年、フランスの時事的な文章を読んでいると victimisation という単語に頻繁にであう。あたらしく使われるようになった表現らしく、辞書に掲載されていなくもないのだが、与えられた語義は用例にぴったりあうものではない¹¹⁾。その中で、オンラインのオープン百科事典 Wikipédia のフランス語版が、いかにもネット百科事典らしいフットワークの良さで、この表現の現代的な用法を明快に解説している¹²⁾。それによれば victimisation とは「自分ないしはある人間が特定の行為や現象（攻撃的態度、テロ、自然災害、人種差別、社会的排除など）の被害者であると考えること」であるが、しかし同時に「一般的にこの言葉はそうした感じ方が不適切であると判断されるときにもちいられる」とされる。つまりこの言葉はまず日本語で言われる否定的な意味での「被害者意識」あるいは「過剰な被害者意識」という表現に相当すると言えよう。しかしこれはそうした個人的な感情のレベルにとどまらず、社会的な広がりをもそなえた言葉であるようで、Wikipédia はさらに次のようにつけ加える。

さらに拡大された意味では、この単語は犠牲者に社会的なステータスをあたえ、過大に注目してほとんどそれを神聖視する傾向を指す。(……) ある社会であまりにも victimisation が進行すると、犠牲者は卓越的な社会的ステータスを獲得し、ほとんど神聖視される。その結果、犠牲者というステータスが魅力的なものと感じられるという倒錯的な現象がおこる。そしてそうした特別なステータスを獲得したいと考えて、実際にはうけてもいないのに暴行をうけたと虚偽の申し立てをするなどという危険な逸脱的行為がおこなわれることもある。

(……) また自分の人生の挫折について責任を回避するために自分を外的原因（社会の拒絶など）の犠牲者とみなすということもある。(……) 極度に病的な場合には、victimisation はパラノイアのような病的症状と結びつく場合もある。

(……) victimisation は政治の場において宣伝効果の高い武器として用いられることもある。例えば不当に悪者扱いされて偏見の犠牲者となっていると主張

11) TLF では victimiser という動詞形があたえられ、「虐待する、犠牲者にする」という字義があたえられている。英語でも同様の定義のようである。

12) URL は <http://fr.wikipedia.org/wiki/Victimation> であるが、内容は二〇〇六年三月六日現在のものである。

するなどである¹³⁾。

どんな社会でも被害者であることがすぐさま価値に転換するわけではなく、むしろそれに恥辱を感じ、隠匿しようとする傾向の方が一般的にはおおいように思われる。そうした被害の隠匿・内面化がそれ自体で被害者の精神に新しい損害をもたらすこともあるわけだが、そうした意味で日本でも昨今さまざまな意味での被害者にたいして配慮がなされるようになったことはそれ自体としては極めて好ましいことであるに違いない。日本も「被害者に優しい」社会になりつつある。それは人権思想の前進、社会への浸透として評価されるべきである。

しかし被害者である（あるいは被害者側に立っていると主張する）ことが政治的な武器として利用されるとすれば、その弊害も極めて大きいと言わざるをえない。（たとえば犯罪の）被害者であるということが社会のある特定の問題（たとえば死刑存続・廃止など）について一般市民よりおおきな発言権をもつための資格になると考えられたり、被害者感情を代弁すると主張してマスコミが法に違反しても未成年犯罪者の身元を報道することに正当性があると考えたり、被疑者の人権を守ることが被害者の人権を尊重しないことであると主張されたりするとすれば、それは社会が victimisation の方向に大きな一歩を踏み出したことを意味するだろう。被害者への共感という正当な感情が恫喝的に機能して冷静な議論を阻害するからである。

一九九五年、『エスプリ』誌はアメリカの多文化主義について特集を組んでいるが、ツヴェタン・トドロフはここに「差違崇拜から犠牲者の神聖化へ」という論文を寄稿して半年間滞在したアメリカ社会の批判をおこなっている¹⁴⁾。トドロフは民主主義とは個人の自立、自決であるとした上で、アメリカにおいて個人の自立性への欲求が減少し、民主主義が後退しつつあると述べる。そのひとつのあらわれとしてトドロフはアメリカ社会に一般化した victimisation をあげるのである。これは個人のレベルでは

自分が自分自身の運命に責任がないとシステムティックに考え、さらには自分がなにかの犠牲者であると考えするという形をとる。アメリカを訪れたヨーロッパ人は皆、アメリカ社会のこの特徴に強い印象をうける。ここでは人生でなにかうまくいかないことがあると、他に責任を転嫁しようとする。(p. 91)

その具体的な例としてトドロフはよく言われるアメリカの訴訟社会的な側面をあげる。子供が道で転べばそれは歩道を整備しなかった市当局の責任だし、芝生刈りをしていて手に怪我をすればそれは芝生刈り機のメーカーの責任になる。さらに殺人を犯

13) *ibid.*

14) Tzvetan Todorov, 《Du culte de la différence à la sacralisation de la victime》, in *Esprit*, N° 212, juin 1995, pp. 90-102

したとすれば、それは幼年時代に自分を虐待した親の責任だし、現在、自分が不幸なのは社会の責任である……。こうした社会において、自分の不幸の責任が他者にあることは明白で、「ただ、なにか躊躇する点があるとすれば、それは損害を回復するために弁護士かそれとも精神科医か、どちらに頼ることにするかだけである。しかしいずれの場合でも、自分は純粋な犠牲者であり、自分には責任がない。」(p. 92)

トドロフによれば個人の自立性（ひいては民主主義）の後退の第二のあらわれは、自分を何よりも特定のグループのメンバーと考えることである。どんな社会でもその内部に下位グループが発生することは避けられない。この場合、問題になるのは労働組合とか政治団体などのようにある共通の目標を実現するために自覚的に作られた集団ではなく、誕生時から決定される集団（民族、宗教、性等々）である。こうした集団の発生は必然的だが、しかし一般的にそれは社会統合の障害と感じられるので、民主主義国家では下位グループ間の障壁を低くし、差違を私的領域にのみ局限する努力がおこなわれる。たとえばアパルトヘイト後の南アフリカでは黒人でも白人でもなく、なにより「市民」として個人を規定しようとする努力がなされる。そうした下位グループ間の差違の中和化の失敗は時にドラマティックな結果をもたらすことがある。ルワンダのフツ族とツチ族、アイルランドのカトリックとプロテスタントの対立などはその典型的な例である。ところが、アメリカでは下位グループ間の障壁を低くする努力がされるどころか、むしろそれを強調する傾向がある。大学でのクォータ制度や議員選出に社会の民族的構成を反映させようとする努力、異人種間養子回避の原則の定着や大学寮での社会集団ごとの部屋割り当ての一般化など、アメリカには「混在恐怖」(mixophobia) とでも呼ぶべきものがある。抽象的な公共空間で匿名的な存在であり続けることは不安の原因となる。下位グループに属することはそうした不安感を解消するための有効な手段となるのだが、しかしそれはそうしたグループへの無条件の帰属という代償とひきかえでしかえられない。個人はグループに属することで安心感を獲得すると同時に、自己の自立性を喪失するのだ。

このように、トドロフは、民主主義的価値の後退のあらわれとして victimisation による自己の責任の回避と下位社会グループへの無条件の一体化の二つをあげるのだが、しかし

この二つは結合することもある。その時、それは恐らく現代の民主主義の放棄の最も特徴的な姿と思われるものをうみだす。すなわち集団的 victimisation を演じ、社会において犠牲者のステイタスを獲得したグループの従順なメンバーとして自己を提示することである。ここで働いているメカニズムは個人の場合に観察されるものと同一であるが、よりいっそう厳密に機能する。もしこれこれのグループが過去において不当な扱いをうけたと説得的に立証することができれば、現在において無尽蔵の「融資枠」を確保できることになる。その

ために、国家間の条約の最恵国条項ならぬ、「最不恵集団条項（もっとも被害を受けた社会集団としての認定）」獲得のための狂奔的な競争がおこなわれるのである。六〇〇万人のユダヤ人の死など何だというのだ、それもアメリカの外でおこったことではないか、とファラカン語る。「黒人のホロコーストはユダヤ人のホロコーストよりも一〇〇倍もひどいものだった。」犠牲者といっても上には上があるのだ。(p. 98)

このように社会集団によって政治的要求実現の手段として用いられるとき、victimisationは「被害者競争」の観を呈することになる。

言うまでもなくトドロフがここで victimisation 批判をおこなっているのは俗流ニーチェ主義の超人思想を吹聴するためではない。被害者であるという申し立てが正当な場合もあるし、また社会全体として被害者の損害回復のために努力をしなければならぬ場合もある。そして、どちらかといえば被害者は自分の声を社会に届かせる手段をもたないのだから、社会は「被害者」にたいしてより丁寧に耳を傾けてその声を聞く努力をしなければならないことは言うまでもない。しかし victimisation が過剰に進行するとき、それは「被害者」の救済に利するどころか、「被害者」という概念そのものを極めて胡散臭いものにしてしまう危険性がある¹⁵⁾。

【「ユダヤ人問題」の再来？】

つまり、このネオロジズムを用いるとすれば、フィンケルクロートの『想像のユダヤ人』は内なる victimisation を自ら鋭くえぐりだした自己省察の書と言える。ここでは未だ victimisation の社会的な広がり・次元については言及されず、すべては個人的心理機制の領域の中にとどまっている。しかし二〇〇三年に出版されることになる『他者の名の下に——新たな反ユダヤ主義に関する考察¹⁶⁾』では victimisation は自分の外にある社会的現象として批判の対象となるだろう。victimisation は「自らの病」から「他者の病」となるのである。『ハーレッツ』における彼の発言の「第四の論点」としてあげたものも「他者の病」としての victimisation の批判に他ならないことは容易に見てとれるだろう。『ハーレッツ』発言は『他者の名の下に』で展開された議論を少々乱暴に表現したにすぎないのである。

15) トドロフはアメリカの多文化主義やアフターマティヴ・アクション、そしてより一般的にマイノリティー集団を手厚く保護しなければならないという原則が victimisation の激化を助長したと考えているが、この点については判断を保留したい。

16) Alain Finkielkraut, *Au nom de l'Autre: Réflexions sur l'antisémitisme qui vient*, Gallimard, 2003

すでに『想像のユダヤ人』には「蝟の復活」という章があり、パレスチナ問題のためにアラブ世界で反シオニズムが主張されるようになり、さらにこの反シオニズムがかつての反ユダヤ主義といくつかの点で酷似した要素（陰謀史観）をもつことが指摘されている。しかし当時のフィンケルクロートは、すくなくともヨーロッパにおける反ユダヤ主義の再発についてはほとんど危惧をいだかない。ナチスの犯罪があまりにも醜悪だったために、反ユダヤ主義が姿を現すこと自体がほとんど不可能になったからである（p. 21）。しかし二〇〇三年に出版された『他者の名の下に』において議論のトーンは一変する。フランスで反ユダヤ主義的な事件が日常化したとフィンケルクロートは考えるのである。

問題地域といわれる大都市郊外やパリのメトロのような暴力の蔓延する場所ではキパをかぶって外出するには勇気がいるようになった。知識人はますます厳しくシオニズムを批判するようになり、シヨアーの教育が義務づけられたのに、それを実際に行うことは不可能なことが判明する。古代史の授業でヘブライ人が登場すると子供達は騒ぎはじめ、ほとんどすべての校庭で「ユダヤ人野郎」という罵りが（逆さま言葉をつかって）ふたたびあらわれる。ユダヤ人は重い気分になり、そして戦後初めて、恐怖をもつようになった。（p. 10）

フィンケルクロートの憂鬱をいっそう深くするのはこの新たな反ユダヤ主義が旧来のように国粋主義的な極右によってではなく、「混血的な社会」を主張し、社会の多様性を尊重しようとするひとびとによって担われていることである。そうしたひとびとはパレスチナ紛争の複雑で重層的な性格を理解しようともせず、イスラエルを一方的に加害者とし、パレスチナ人を絶対的な犠牲者とみなす。その結果、フランス国内——とりわけイスラム系移民社会——においてもイスラエル批判の衣をまとって反ユダヤ主義が復活しつつある。それにもかかわらず、左翼知識人達は多文化主義や異文化尊重の先入観からそれを容認してしまっている。フランスの左翼にとって、パレスチナ人さらにはフランスの大都市郊外の住民は「他者」である。知識人達は「他者愛好症」のために問題の所在がみえなくなっているのだ……。こうしてフィンケルクロートは親パレスチナの左翼を反ユダヤ主義の共犯者として批判するのだが、『想像のユダヤ人』でユダヤ人が「われわれの文明の『他者』である」と述べられていたことを想起しよう。つまりこれはかつてユダヤ人が独占していた「絶対的犠牲者」というステイタスをいまやパレスチナ人が奪い取ったということの意味している。したがってここで批判されている「他者愛好症」とは victimisation（「犠牲者」であることが正当性の源泉となり、社会的要求の根拠となると考える傾向）の別名と考えることができるだろう。

『他者の名の下に』はフランス現代社会の冷静で精緻な分析を旨としているというよりも、現状にたいする憤激や懸念、慨嘆をストレートに表現したパンフレットとい

うべき性格のテキストである。その感情表現の直截さは、「絶対的な犠牲者」という役割からパレスチナ紛争のためにとつぜん「迫害者」の役回りを振り当てられるようになったユダヤ系知識人としてのフィンケルクロートの個人的な困惑が反映されていると考えられなくもない。しかしフランスの大都市郊外の移民社会において反ユダヤ主義が横行し、それを「他者愛好症的」フランスが容認・助長しているという論調は実はフィンケルクロートのみならず、またユダヤ系知識人であるかどうかとは無関係に、フランスの言論界において、それも本来的には「左翼」に属すると考えられている知識人の間で確固とした地歩を固めつつあるのである。ピエール＝アンドレ・タギエフの『新しいユダヤ嫌悪症¹⁷⁾』はその最も一貫した体系的表明である。

タギエフの議論は多くの点でフィンケルクロートのそれと重なる。まず第一に、タギエフもフィンケルクロート同様、新たな反ユダヤ主義の発生を指摘するのと同じくらしいの情熱をもってその存在を看過あるいは容認する知識人達の批判をおこなう。「反人種差別主義」批判がこの「新しい反ユダヤ主義」論に共通した特徴なのだ。「新しい反ユダヤ主義」が「反人種差別主義」と結託するのはパレスチナ紛争のためであり、イスラエルが（そしてユダヤ人一般が）「人種差別主義者である」という主張にユダヤ人を嫌悪する論拠をおいているためである。その論理を単純化すればこうなる。「それを公言する度合いは多少異なっている、ユダヤ人は皆シオニストだ。ところでシオニズムは植民地主義であり、帝国主義、人種差別主義である。従って、ユダヤ人は、公言するにせよ、隠しているにせよ、植民地主義者であり、帝国主義者、人種差別主義者である。」(p. 12) 現在、こうした考えを極右のみならず、政治的イスラム運動、人道主義的新キリスト教運動、国民国家のりこえを主張する一部知的エリート、極左反帝国主義運動、アラブ世界などが共有しているとタギエフは指摘するのだが、彼はなぜそうなのかについて一つの仮説を提示している。すなわち、ここには反米主義と反ユダヤ主義がまざりあっているのだが、こうした新しい反ユダヤ主義は共産主義崩壊後も、革命神話の枠の中で思考し続けるひとびとにとって運動の意味・大義をみつけだすためにきわめて有効な存在になっているからである。(p. 20)

タギエフはこの「新しい反ユダヤ主義」を「ユダヤ嫌悪症 (judéophobie)」と名づけることを提唱する。それはこれがナチスの時代のように人種という観念にもとづくものではなく、過去とはまったく異なった文化的・政治的状況の産物であるからである。反ユダヤ主義 (antisémitisme) という表現は「人種」という観念にもとづく用語である。しかし「ユダヤ嫌悪症」はそうではない。だからこそ、タギエフによれば、ユダ

17) Pierre-André Taguieff, *La nouvelle judéophobie*, Mille et une nuits, 2002. タギエフは元社会党左派の重鎮ジャン＝ピエール・シュヴェーヌマンに近いとされ、著書でもシュヴェーヌマンへの共感を隠さない。

ヤ嫌悪症は通常は人種差別主義に敏感なひとびとの反応を呼ばないのだ。このような反人種差別主義者によるユダヤ嫌悪症の存在の否定そのものがこの新しい反ユダヤ主義の特徴なのだが、イスラエル＝ユダヤ人を全面的に加害者と考え、パレスチナ＝アラブ人を絶対的な無実の犠牲者とみなす考え方がさらにそうした傾向に拍車をかける。(p. 93) つまりタギエフは、フィンケルクロートと同様、親パレスチナの左翼のユダヤ嫌悪症との共犯関係に victimisation の作用をみるのである。一方で自分達をイスラエルの被害者と考えるパレスチナ＝アラブ人の「被害者意識」、そして他方で「被害者」を全面的に肯定しなければならないと考える一部左翼のひとびとの「被害者崇拜」——タギエフの描く「ユダヤ嫌悪症」はこうした二つの感情の相乗的産物に他ならないのである。

タギエフはまたテロや暴力やさまざまな社会的逸脱行為の原因を解明しようとする努力がそれらを容認することに転換しやすいという点についてもフィンケルクロートとその危惧を共有する。彼等にとってこの問題について「理解」することは「許す」ことなのである。タギエフによればフランスの知的エリート達は国家が形成される前のナショナリズムを民族自決運動として手放しで承認するために、テロリズムまでも容認してしまう。パレスチナ人は特権的な犠牲者となり、他の犠牲者の存在は顧みられず、テロをうみだす原因（シオニズム）ばかりに注目が集められる。だから極左のひとびとの間では、テロリズムはアメリカ帝国主義の産物だという転倒した議論がされてしまう。「こんなふうには暴力行為を説明し理解しようとすることはそれを正当化することと等しい。」(p. 36) タギエフは郊外問題に関しても同様の論理をもちいる。カトリーヌ・ウィットル＝ド・ウエンデンが郊外移民出身青年層の社会統合の失敗は失業と外国人差別が原因であるとした文章を紹介しながら、タギエフは次のように述べる。

（こうした議論に従えば）「青年」の多くがイスラム主義や麻薬や犯罪に陥っても、それは彼等の責任ではないことになる。犯罪がおこるのは「フランス社会」が彼等に仕事をあたえず、彼等を排除し、断罪し、侮辱しているからだ。こうした表象の仕方、判断の仕方が社会学の金科玉条になっているのだ。(p. 90)

社会的排除が彼等の逸脱行為（犯罪、麻薬、反ユダヤ主義的行動……）の説明原理となり、それによって彼等の行動は正当化されてしまう。「犠牲者」である彼等には憎悪し、罵り、攻撃し、傷つけ、殺す権利があるとされる。タギエフによればこうした事態を招来した責任の大半は反人種差別主義的左翼にある。彼等ネオ・革命主義者にとって移民出身者は新たなプロレタリアートとなり、そのイスラム愛好症の中で「フランス嫌悪症とユダヤ嫌悪症は同時に作用する」(p. 178)。左翼エリートがビンラーディンを崇拜する郊外の青年達の暴力に理解を示すのはそのためである。緑の党、トロツキスト、アナキスト、新左翼、反グローバル化運動——タギエフによれ

ば、こうした政治勢力こそが現在のユダヤ嫌悪症のスローガンを許容し、それに市民権をあたえたのである。(p. 189)

【反人種差別主義のエスニック化】

タギエフは人種差別主義にかんして近年書かれたものの中では疑問の余地なく最も重要な著作『偏見の力¹⁸⁾』を一九八七年に公刊している。この浩瀚な著作の内容を一言で要約することは不可能だが、文化主義的・差違主義的人種差別主義という新しい人種差別主義の出現によって、差違を容認し、多様性を尊重するとする旧来の反人種差別主義のディスクールが有効性を失ってしまったという危機感が彼の議論の出発点になっている。しかしタギエフやフィンケルクロートの「新しい反ユダヤ主義」論はこうした反人種差別主義的ディスクールの危機をいっそう深刻化する。タギエフが従来の「反ユダヤ主義」(antisémitisme)を棄てて、「ユダヤ嫌悪症」(judéophobie)という用語を提唱するのは antisémitisme が字義どおりには「反セム族感情」を意味し、セム族はユダヤ人のみならず、アラブ人をも包含した概念だからである。つまり judéophobie というネオロジズムはそこからアラブ人を排除するために設定されたのである。それは犠牲者と加害者を特定する。犠牲者はユダヤ人で、加害者は郊外の「青年達」つまりイスラム系の移民出身者達である。さらに「犠牲者」は一旦、特定のエスニック・グループのなかに位置づけられた後、ふたたびフランス社会一般の中に溶解し、それと一体化する。というのも、先に見たとおり、フィンケルクロートによればイスラム系住民の憎悪は「ユダヤ＝キリスト教的伝統」にたいしてさしむけられているのであり、タギエフによれば「フランス嫌悪症とユダヤ嫌悪症は同時に作用している」からである。つまりこの概念がなによりも焦点化するのは「潜在的な」という限定をつけるにせよ)加害者集団としてのイスラム系住民である。実際、この新しい「ユダヤ嫌悪症」の加害者はユダヤ人に対して人種差別主義的暴力を行使することに満足しない。「白人」一般をも標的とするのである。二〇〇五年三月二五日、七名の「左翼系」知識人・文化人を筆頭署名者とするアピールがウェブ上で発表された¹⁹⁾。その署名者のなかにはすでにみたフィンケルクロート、タギエフの他に、代表的左翼系雑誌『ヌーヴェル・オブセルヴァトゥール』の論説記者ジャック・ジュリアルや社会党の元厚生大臣で現在も極めて人気の高い政治家ベルナル・クシュネールもふくまれていたが、これはその年の二月一五日と三月八日にパリでおこなわれた教育改革法に反対する高校生のデモに別の青年集団が襲いかかり、暴力をふるい、金品を強奪

18) *La Force du préjugé: Essai sur le racisme et ses doubles*, La Découverte, 1987

19) <http://www.hachomer.net/appeal.php>

した事件に抗議するものであった。アピールには次のように書かれていた。

今回は高校生生のデモが、一部のひとにとって、「白人迫害 (ratonnade)」とでも呼ぶべきものをおこなう口実になっています。

しばしば加勢もなく孤立した高校生達が地面に投げつけられ、殴打され、金品を強奪されます。そしてその加害者達は、唇に微笑を浮かべながら、「奴らはフランス人だから」と言うのです²⁰⁾。

raton という言葉は植民地時代のアラブ人を呼ぶ蔑称で、ratonnade はヨーロッパ人によるアラブ人迫害を指す言葉である。小さなネズミのように追い回して徹底的にいじめつけるというニュアンスであろうか、植民地主義時代の記憶を引きずったこの単語は感情的負荷の大きな言葉で、そうした意味では非常に挑発的な表現とすることができよう。この事件については『ル・モンド』も三月一六日に第一面で報道し、さらに暴徒側についても取材をおこなっているが、実際、パリの北部郊外から高校生の一団がやってきて、デモ参加者に暴行を加え、金品を強奪する事件は何度かあったらしい。しかし『ル・モンド』の記事はこれがエスニックな性格をもった事件であるという断定は避け、むしろ学業挫折者と学業成功者、貧困層と富裕層という図式で理解しようとしている²¹⁾。しかし七人アピールはもちろんそうした社会学的な説明に一切言及しない。それはおそらくそうした社会学的説明は人種差別主義という断じて容認してはならない犯罪に、「理解」を示すことであり、そして「理解」を示すことは半ばそれを「認める」ことであるからであろう。ともあれこのアピールが示していることは、フランスにおいて「白人」もまた「犠牲者」という特権的なステイタスを主張する資格をえたということである。

「ユダヤ嫌悪症」、 「白人迫害」、そしてこれに「イスラム嫌悪症」という言葉をつけ加えよう。これは9・11事件以降、イスラムに関わるもの一般にたいする欧米社会の強い嫌悪感が社会的に不公平な扱いや暴力的な対応をうみだしているという主張である。いまやフランスには「人種差別主義」は存在しない。それぞれのエスニック集団に固有な「嫌悪症」が存在しているのだ。このように人種差別主義が細分化され、それぞれの社会集団に固有な *vulnérabilité*（「攻撃誘発性」と訳すべきなのだろうか）が解明されることによって反人種差別主義の理論は精緻化されることになると言えるのだろうか。そうかも知れない。しかしそれが発生させるのはなによりも反人種差別主義の「人種化」(racisation), 「エスニック化」(ethnisation) という撞着語法的事態である。とりわけそうした一連の「嫌悪症」の加害者とされる集団を考えてみると、「イ

20) *ibid.*

21) 《Manifestations lycéennes: enquête sur les casseurs》, in *Le Monde*, le 16 mars 2005, p. 1, 《Manifestations de lycéens: le spectre des violences anti-“Blancs”》, page 9

スラム嫌悪症」においてそれはフランス社会一般であるが、「ユダヤ嫌悪症」, 「白人迫害」においてそれはフランス社会における特定のマイノリティー集団である。つまりフランス社会のなかの特定のエスニック集団が常習的な社会的逸脱行為の主体として指弾されるのである。その結果, どういうことが起こるのだろう。

【三つの事件】

二〇〇四年七月一二日月曜日, 週明けの新聞各紙は一斉にその前の週末の金曜日におこった事件を大々的に報道する。パリの郊外電車 D 線で赤ん坊をつれた若い女性が車内で六人の「青年」に暴行をうけたのである。最初は単なる強盗目的だったらしいが, バッグにあった身分証明書の住所が裕福な人達が多く住むパリの一六区だったために, 強盗の一人が「一六区にはユダヤ人しか住んでいない」と叫び, 女性の T シャツや服をナイフで切り裂き, むき出しとなった腹にフェルト・ペンで鍵十字を描き, 髪の毛を一房, ナイフで切り取り, ベビーカーをつきとばして逃げていった。女性の証言によると二十人程度の乗客がいたにもかかわらず誰も暴力行為を止めようとした者がいなかった。このことも人々をおおいに憤激させた。ユダヤ人協会の CRIF はホームページのニュース欄で犯人は「マグレブ系, アフリカ系の六人のならず者」と断定した²²⁾。『リベラシオン』紙も, 女性の証言として間接的にはあるが, 犯人のうち「三人がマグレブ系, 三人がアフリカ系」だったと報道する²³⁾。一四日の『ユマニテ』紙によれば, 土曜日の一七時四二分に AFP の速報が入ると, 内務省・大統領府はきわめて迅速に反応し, 二時間後にはコミュニケを出してこの「卑劣な反ユダヤ主義的行為」を批判した²⁴⁾。各種団体は敢然とこの犯罪を批判する声明をだし, 識者達はこうした事件がおこることは予見できた, 起こるべきして起こった事件だと述べる²⁵⁾。二〇人程もいた乗客が何故, 女性を助けなかったのか, 警察に通報する者さえいなかったのはどうしてか, 誰も不思議に思う者はいない。被害者(の所持していた身分証明書)と加害者を考えれば, いかにもありそうな事件だったからである。唯, この事件にかんしては, これは虚言癖のある女性の狂言であったことが数日後に判明する。この事件でもっともスキャンダラスだったのは特定のコミュニティーが不当に断罪され

22) http://www.crif.org/index02.php?type=revue_de_presse&id=33138&menu=4

23) 《Antisémitisme: Violente devant des passagers passifs》, in *Libération*, le 12 juillet 2004

24) 《Violence: Retour sur “un emballement”》, in *Humanité*, le 14 juillet 2004

25) たとえば二〇〇四年七月一二日の『ユマニテ』紙におけるジャクリヌ・コスタ＝ラスクーのコメント(《Antisémitisme: “Il y avait déjà des signes avant-coureurs”》, in *Humanité*, le 12 juillet 2004)

たことではない、断罪された事件がいかにもありそうなことだと誰もが、市井の一市民から大統領にいたるまで、ジャーナリストから知識人にいたるまで誰もが考えていたということを露呈したという点である。人種差別主義的行為は現代社会においてもっとも指弾されるべき社会的逸脱行為とみなされているが、いまや「郊外青年」（イスラムのマグレブ系・アフリカ系住民を指すことは言うまでもない）のひとりひとりがそれを潜在的に内包させた存在とみなされることになる。その結果、どういうことが起こるのだろうか。

二〇〇六年二月、パリで極めて陰惨な事件が発生する。イラン・アリミという青年が瀕死の状態で見送られ、病院に搬送される途中、死亡する。犯人は身の代金目的で彼を誘拐し、二十三日間監禁した後、交渉に失敗、身の代金獲得を断念し、解放したもののだが、イラン青年の死体には激しい暴行の跡があった。犯行グループの一部が逮捕され、その自供から首謀者をはじめ、数人が指名手配される。犯行グループは郊外の青年達で、首謀者とされた人物はフランス生まれのアフリカ系青年だった²⁶⁾。メディアを利用した警察のセンセーショナルな捜査方法はサルコジ内相が自分の治安強化政策への支持をえるために意図的におこなっているのだという観測もなされた²⁷⁾。しかしやがて事件は異なった様相を見せ始める。犯人グループの一人が、イラン・アリミが選ばれたのは彼がユダヤ人で、ユダヤ人は金持ちだと考えたからだと言供したため、予審判事が「人種差別主義的性格をもった犯罪」という「加重情状」を捜査対象とすることを決定したためである²⁸⁾。とつぜんすべてが明らかになる。イラン青年はユダヤ人でなかったら殺されなかったはずだ。ユダヤ人だから誘拐され、ユダヤ人だから激しい暴行をうけたのだ。これはアブグレイブ刑務所の事件にたいする報復だ。警察はもっと早くから人種差別主義的動機を考えて、捜査すべきだったのにイスラム・コミュニティにたいする配慮からそれを怠った……²⁹⁾。各種人権団体が二月二六日にデモを企画し、大統領にも参加を要請するが、大統領は二三日のパリのシナゴグでの追悼礼拝式への出席を選択する。二月二六日のデモには左右を問わず多くの政治家が参加し、移民排斥の極右 FN や挑発的に排外的言動を繰り返すフィリップ・ド・ヴィリエまでが参加の意志を表明する。こうして事件は暴力的な傾向をもつ

26) 《Le “cerveau des barbares”》 in *Libération*, le 18 février 2006

27) 《Une stratégie policière à hauts risques: la forte médiatisation des faits divers vient appuyer la politique sécuritaire du gouvernement》, in *ibid.*

28) 《Meurtre d'Ilan Halimi: la thèse raciste s'esquisse》, in *Libération*, le 21 février 2006. 刑法 132 条 76 項に「それが事実であれ、あるいは単にそのように考えられただけであれ、犠牲者がある特定の民族・国家・人種・宗教などに属している、ないしは属していないために重罪・軽罪がおこなわれた場合、それにたいする刑罰は加重される」と規定されている。

29) 《Vif émoi au sein de la communauté juive》, in *Libération*, le 21 février 2006

たリーダーの影響を受けた郊外の非行少年グループの単なる金目あての犯罪であることをやめて、特定のエスニック・グループのユダヤ人やさらにはフランス社会一般にたいする敵意・憎悪のさらなる一兆候にはかならなくなる。その結果、どういうことが起こるのだろうか。

三月四日、今度はリヨンのカフェでビールを飲みながらサッカー観戦をしていたアルジェリア系住民シャイブ・ゼアフが、ゲーム終了後、泥酔した他の客に射殺され、そのいとも腕に銃撃をうけて負傷する。犯人はすぐさま警察に逮捕されるが、負傷した被害者の証言では、犯人はアラブ人をののしる言葉を発しながらとつぜん彼等に発砲した³⁰⁾。しかし直接の被害者の証言にもかかわらず、検事は「人種差別主義的動機にもとづく犯罪」説をとらない。被害者の家族達はイラン青年事件と比較し、検察・政治家・メディアの「ダブルスタンダード」を批判する³¹⁾。人権団体のMRAPやSOS・ラシスムは検察の判断を批判するが、司法大臣パスカル・クレマンは「被害者家族の感情に理解」を示しながら、検察の判断を尊重するとだけ述べる³²⁾。リヨンの有力モスクの総長カメル・カブタンヌはこう述べて怒りを表明する。「フランスの二人の子供が死んだ。一方の事件では国民全体が動き、もう一方の事件では事態が曖昧なままに放置され、政府当局が関心をよせるに値しない三面記事の一事件にすぎないと考えられている。私は政府のメンバーにたいしてイスラム・コミュニティについて考え方を改めてもらいたいと思う。われわれは二級市民の集団ではないのだ³³⁾。」

シャイブはアルジェリア系で、フィンケルクロートやタギエフによれば「特権的な犠牲者」のはずなのだが、その被害者家族は決して自分達をそのようには感じていない。この認識のずれはどこから生じるのだろうか。二六日の大規模なデモはあらゆる人種差別主義に抗議し、大統領はすべての人種差別主義の被害者のために追悼の意を表明したのではないだろうか。だからシャイブの家族達は予め自分達の悲嘆にたいしてフランス社会全体から共感と哀悼の表明をうけたのではないだろうか。そうではなかったことは、あるいは少なくとも当事者にそのように感じられなかったことは明白である。いまや反人種差別主義は人種差別主義という愚かな思考に対抗するためのディスクールであることをやめ、あるエスニック・グループの別のエスニック・グループにたいする攻撃を糾弾するための道具になり、「被害者競争」に勝利するためのプロバガンダの道具になってしまった。自分の親しい人間がとつぜん無意味で愚劣な暴力の犠牲者となったとき、ひとびとが感じる悲嘆や怒りにたいしてわれわれはそれにた

30) 《“Il y a eu des coups de feu, mon cousin Chaib est tombé”》, in *Libération*, le 6 mars 2006

31) 《A Oullins, une sensation de “deux poids, deux mesures”》, in *Libération*, le 7 mars 2006

32) 《Clément soutient les magistrats》, in *Libération*, le 11 mars 2006

33) 《Drame d'Oullins: l'enquête remise en question》, in *Le Monde*, le 10 mars 2006, p. 10

いして限りない敬意を表明しなければならない。しかしそうした厳粛な感情の表出がグロテスクな被害者競争にまきこまれてしまうのは一体どうしてだろう。

【自己食言的（autophasique）概念としての victimisation】

フィンケルクロートやタギエフの移民出身社会のフランスにたいする態度の分析がどの程度正しいのか、その検証はフィールドの冷静な調査をとおしておこなわれべきである。しかし彼等の議論にはひとつの根本的な自己撞着が存在するように思われる。彼等は「絶対的犠牲者」としてのパレスチナ人＝アラブ人＝イスラム系住民の神聖視が新たな反ユダヤ主義や彼等の欧米社会への敵対心を助長するとし、victimisationを批判するのだが、その批判が正当化されるのは、パレスチナ人＝アラブ人＝イスラム系住民とは別種の犠牲者を提示し、その被害の深刻さを強調することによってである。この別種の犠牲者というのはただ単にユダヤ人や白人というにとどまらず最終的にはフランス社会一般であることは先に述べたとおりである。つまり、彼等はvictimisationによってvictimisationに対抗しようとしていることになる。これは自己撞着的ではないだろうか。自らが無力な犠牲者であることを強調しようとする姿勢は「白人迫害への抗議のアピール」の文章（「加勢もなく孤立した高校生達」）にも見られるし、ratonnadeという表現自体にも、かつての「植民地主義の被害者」の役まわりに、その「加害者」とされる自分達「白人」をすべりこませるという心理機制が感じられる。またなにより『ハーレッツ』におけるフィンケルクロート発言の口調はvictimisationの典型と言えるものである。彼はメディアの寵児としてフランスで多くの発言機会をもち、そして『ハーレッツ』と同じような趣旨を実際にマスコミで発言しているにもかかわらず、フランス国内ではこのような発言は不可能であるとかえりかえし、言論封殺の犠牲者であるかのようにふるまう。またフィンケルクロートもタギエフもその「反人種差別主義」批判がエリート批判を伴っている点にも注意しよう。フィンケルクロートは「脳天気なブルジョワ」知識人を揶揄し、タギエフは「フランスの知的エリート」の先入観を批判する。彼等は声をもたない民衆、現実に暴力の無力な犠牲者となるフランスの一般大衆の代弁者となってエリート層の空疎な理想主義を糾弾するのである。

victimisationという論拠から「反人種差別主義」を批判するひとつとはvictimisationという観念の破壊的な力を過大視し、それについて「過剰な被害者意識」をもっているように思われる。「社会的逸脱行為の社会学的説明」にたいする彼等の警戒心もそこに由来する。一般的に社会的逸脱行為をおこなう者は「何らかの状況（貧困・家庭環境・社会環境等々）の影響を受けた者（犠牲者）」という側面と「逸脱行為の主体（加害者）」という二重の側面をもつ。この両者を指摘することは決して自己矛盾的

ではなく、片方の指摘がもう一方の指摘を阻害するという事は原理的にはないのだが、タギエフやフィンケルクロートは「犠牲者」という側面の提示が「加害者」という側面を完全にみえなくさせると考える。これはある意味では彼等自身が「被害者」という観念にとらわれているからなのだ。

victimisation という概念は社会のある種の逸脱的な現象を批判するのに極めて有効な概念と言える。しかしそれは論争的な意図で利用されると自己食言的に機能する。というのもその時それは「本当の犠牲者はだれか」という「被害者競争」の観を呈するからである。そしてなにより、もしマジョリティー集団が社会の victimisation の激化によって自分達が犠牲者になっていると自己表象するようになるすると、それは社会の victimisation が極点に達したと行うことができるだろう。その時、「被害者」という概念自体が無限に拡張されて、いわば内爆をおこし、無意味なものとなる。それは——それを誰も望んでいるはずはないのだが——反人種差別主義的ディスカールの全面的崩壊をもたらすだろう。

【結論にかえて——「二つのフランス」の再来の危険】

王党派と共和派の鋭い対立のなかで開始されたフランスの第三共和制はドレフュス事件や政教分離問題を通じて社会の亀裂を深め、「二つのフランス」と形容されるまでにいたった。現在のフランスが深刻な失業問題のために移民出身者の社会的統合に成功せず、社会・経済的に「二つのフランス」が発生していることは明白である。しかし今や、メディアを通じて生産されるさまざまな知識人のディスカールがこの「二つのフランス」の存在を言語化し、固定化するのみならず、ある種のイデオロギックな解釈を施してそれをいっそう深刻化する。フィンケルクロートを初めとする多文化主義の批判者達はフランス社会内のマイノリティー・グループが自己の文化的アイデンティティーを過激に主張して自分のコミュニティのなかに自閉的に閉じ籠もることを「共同体主義的閉じ籠もり」として批判するのだが、「共同体主義的閉じ籠もり」批判が「共同体主義的押し込め」行為になっていないかどうか慎重に吟味される必要があるだろう。9・11以降の国際状況ともあいまってフランスでイスラム系マイノリティーにたいして警戒心を露わにした見解がかって左翼的と見なされていた知識人の

34) cf. Tévanian (Pierre), Tissot (Sylvie), *Dictionnaire de la lepénisation des esprits*, L'esprit frappeur, 2002

35) Daniel Lindenberg は *Le Rappel à l'ordre: Enquête sur les nouveaux réactionnaires*, Seuil, 2002 で反ポリティカリー・コレクトを標榜する挑発的思想家を「新しい反動家」と名づけ、論争をひきおこした。

間でもひろがってきた。それを「精神のル・ペン化³⁴⁾」とか「新しい反動的思想家³⁵⁾」の登場とレッテルをつけて断罪するだけではすまないだろう。なにしろフィンケルクロートの『ハーレッツ』発言を支持したのはサルコジ内相だけではない。アレクサンドル・アドレール、パスカル・ブリュックネール、エリザベット・バダンテールなどの有力な言論人もフィンケルクロートにたいして精神的支援を表明しているのである。victimisation の競り上げ競争の渦の中にまきこまれた「反人種差別主義」的ディスカールはほとんど完全にその社会的有効性を失ってしまった。おそらくそれは新しい基礎の上に一から構築されなすなければならないのだ。

ヨーロッパ共通民法典をめぐる大論議 ——フランスを中心として・その2——

大久保 泰 甫

はじめに

I 2003年以降におけるEU委員会の2つの通知

- (1) 2003年2月12日の通知（「行動計画」）
- (2) 2004年10月11日の通知（「今後の行程」）

II フランス法学界における見解の対立

- (1) 全体的状況
- (2) 3つの立場
- (3) 具体的な論点と争点

むすびにかえて

はじめに

フランスにおいて、「ヨーロッパ共通民法典」をめぐる大論議が巻き起こるきっかけとなったのは、次の2つの出来事であった。すなわち、第1は、2001年7月11日付のEU委員会の通知、第2は、2002年4月12日にパリで行われたフォン・バル教授（ドイツ・オスナブリュック大学）の講演である。

このうち、第1のEU委員会の通知については、その発出されるに至った経緯は、前稿「ヨーロッパ共通民法典をめぐる大論議——フランスを中心として・その1——」においてすでに述べたので¹⁾、ここでは繰り返さず、差し当たり、2点だけを指摘しておきたい。第1点は、この通知が取り上げている直接的対象は、EU域内の「契約法」に限定されていること、つまり、正面から「ヨーロッパ共通民法典」は是か非か、という問題を提起することは避けている、ということである。（ただし、通知の内容には、意味が的確に把握し難いあいまいな部分が存在し、その意図は必ずしも明確ではない。委員会は、退路を確保しつつ観測気球を上げてみた、という解釈が根強い所以である。）第2点は、EU委員会の通知は、今後取るべき方策について、4つの選択肢を示して、広く公開の諮問（アンケート）に踏み切ったということである。何れにしても、この通知は、結果的に、フランス法学界の論議に火をつけたのであった。

次いで第2に、フォン・パール教授の活動である。同教授は、1998年から、「ヨーロッパ民法典研究グループ」(以下、Study Group と略称)を創設してその代表を務め、その活発な活動をリードしてきた。フランス司法界の中枢・パリ所在のフランス破棄院で行われた英語の講演は、そのタイトル「共通原則から法典編纂へ」自体が、すでに十分に刺激的であり、また、その内容は、フランス側から見て極めて挑発的であったと言い得る。フォン・パール教授は、その総論部分において、「ヨーロッパは、法における[ユーロのような]単一通貨を必要としている」と述べ、将来の展望として、ヨーロッパ共通民法典が欠かせない、と明言したのであった。

フランス法学界は、この講演に対して拒絶反応とでも形容すべき強烈なリアクションを示した。そして、共通民法典への反対はもとよりのことであるが、進んで、EU委員会の動きに対しても、仮に契約法に範囲を限定しても、これをヨーロッパ化することには敵対し、レジスタンスを行うべきであるとする立場が、大勢を占めた。

本稿においては、前稿に続いて、2003年以後の動向を概観するが、その際、第1に、EU委員会のその後の動き(I)、第2に、フランス法学界内部に見られる、EUのイニシアティヴへの対処方針をめぐる立場の対立・相克(II)、に焦点を絞りたい。この2つの側面は、言うまでもなく、EU対フランスの攻防という形で、密接に結びついている。

I 2003年以降におけるEU委員会の2つの通知²⁾

EU委員会(具体的担当部局は、これまでのところ、健康・消費者保護総局)は、2001年7月の最初の通知に続いて、03年2月及び04年10月に、それぞれ通知を発して、この問題の絞り込みを行い、また、具体的な行程プログラムを提示し、更に、この行程プログラムに従って実際に行動を進めてきている。以下、まず、これらの2つの通知の内容を、簡単に説明する。

(1) 2003年2月12日の通知「より首尾一貫したヨーロッパ契約法：1つの行動計画」(以下、「行動計画」)

EU委員会は、この通知によって、ヨーロッパ契約法にかんするヨーロッパ議会とヨーロッパ理事会(首脳会議)の要請を踏まえつつ、最初(01年7月11日)の通知によって行った公開の意見募集への応答(構成国政府、企業、消費者団体、弁護士などの法律家、大学教授等から寄せられた応答)を集約して引き出される結論をまとめて、提示した。同時に、これらに基づいて、以後の「行動計画」を改めて提案した。そして、03年5月16日(つまり3カ月後)を最終期限として、再び公開の形で、これに対する意見を募集した。

同委員会は、「行動計画」として、つぎの3つの措置を提案している。(最初の通知の「4つの選択肢」の中、「何もしない」という第4のオプションは排除されている。)以下に、その骨子を紹介しよう。

- ① 第1の措置は、契約法の領域におけるヨーロッパ共同体の既存成果(acquis communautaire)を簡潔化し、その質を改善すること、並びに、「将来の法令の首尾一貫性」を確保することを目指す。この目的のために、契約法の「共通準拠大綱」(Common Frame of Reference : CFR ; Cadre Commun de Référence : CCR。以下では、CFRと省略)を作成し、出来上がった後は、これを実際に使用していく。

〈このCFRというものが、以後、注目の焦点となっていくのであるが、03年の通知によれば、CFRはつぎの3つの機能を果たすものとされている。〉³⁾

- ① CFRによって、最善の法律用語、及び共通ルールを定立することができよう。
- ② CFRがヨーロッパ契約法のモデルとして広く受け入れられた場合には、EU構成国及び第3者たる諸国の契約法間の、より高次の収斂・集約実現の「手段」となるであろう。これらの諸国における法改正の際に、CFRの活用が可能だからである。
- ③ このCFRは、下に述べる第3の措置が必要とされるか否かの判断を決定する素材となろう⁴⁾。
- ② 第2の措置は、EU全体に適用可能なモデル的契約条項・契約条件の作成を促進することを目指す。このため、具体的には、インターネット・サイトを設けて、種々の会社、個人、組織等が広く普及させている情報を集めて、情報交換に資し、同時にまた、遵守すべきEUの法令・政策に基づきつつ、ガイドラインを提示する。

〈ただし、この第2の措置のインターネット・サイト設置計画は、その後、放棄された。〉

- ③ 第3の措置として、ヨーロッパ契約法の領域において、特定のセクターに限定されない措置(たとえば、任意選択可能な手段[法律的文書]の起草)が、時宜を得ているか否かという問題は、今後、更に検討していく。

〈なお、この第3の措置に関連して、最初の01年の通知においては、「EUレベルにおける、包括的な新立法の採用」、すなわち、ヨーロッパ契約法典の採用ということが、提案されていた。これと比較すれば、03年のこの通知では、明らかにトーンは下がったと思われるが、フランスでは、EU委員会は、この時点では、本当は契約法典を作る決意を捨てたわけではない、と受け止められていた。同委員会が、今回のこの通知で、第3の措置に慎重な方針を取り、更にその後、現在に至るまでこの方針を維持しているのは、イギリス政府、製造業・メディアなどのセクター、

いくつかの消費者団体等——これらの中でも、特にイギリス政府——からの「応答」が、ヨーロッパ契約法典に否定的であった等の事情によるものにすぎない、とフランスの法学者の多くは理解し、現在においても猜疑心（あるいは期待）を完全には解いていないようである。)

(2) 2004年10月11日の通知「ヨーロッパ契約法と既存成果の見直し——今後の行程——」

上の03年の通知から1年8か月を経て、EU委員会は、三たび通知を發した。この通知の冒頭で、同委員会は、03年の「行動計画」で行った意見募集に応じた数は、実に122件に上ることを報告した後、これらの意見の内容を考慮しつつ、すでに提案した3つの措置を具体的に実現に移す方向で、以下の行程を提示した。

〈なお、04年10月11日という時点には、フランス民法典200周年の主要な行事がすでに終了していたことに、注意を促しておきたい。〉

言い換えれば、この通知は、文字通り今後の行程プログラムを明示したものであるが、まず、前回通知の第1の措置に関わって、上掲①のCFRを具体化するために、次のプロセスを取ることを詳しく示している。

〈以下に、その内容の概略を述べるが、この行程表は非常に大掛かりなものであって、これを見ても、EU委員会が、この問題にますます本腰を入れて、本格的に取り組み始めたことを、明確に理解することができよう。〉

行程の全体は、大別して、A. CFR作成の準備作業、及び、B. EU委員会によるCFRの起草と最終的採択、の2つの部分からなる。

A. CFR作成の準備作業——この行程部分は、更に2つの作業、すなわち、第1に、研究者の草案作成作業、第2に、利害共有者(stakeholders; parties prenantes, すなわち、EU諸機関・構成国・その他の利害共有者)の参加作業、に分けられる。

i 研究者によるCFRの研究作業と研究報告書(草案)の提出

何よりも、CFRの(法的に)高度な質を担保するために、EU委員会は、「第6回研究・テクノロジー開発計画大綱」(6^e Programme-cadre pour la recherche et le développement technologique)の枠内で、期間3年の研究計画案を募集し、その研究費用を支出することを決定した。提出された計画案の評価作業は、すでに終了しており(すなわち、04年10月の時点において決定済みであり)、研究作業は、まもなく開始されるであろう。実際に計画に従事する研究者たち(具体的には、研究費の交付を受けた研究コンソーシアム)は、2007年末までに、最終的な研究報告書(CFRの最終草案)を提出しなければならない。

〈なお、この04年10月の通知によって設けられた構成国政府派遣エキスパー

ト・ネットワークの第2回ワークショップ[2005年5月31日、ブリュッセルで開催]において、EU委員会側は、次のような説明を行った。「CFR草案の準備作業を担う研究コンソーシアムは、すでに選考を終え、次の3研究グループを含んでいる。① Study Group (von Bar教授がコーディネーター)、②既存成果(検討)グループ(Schulte-Nölke教授がコーディネーター)、③保険法グループ。研究コンソーシアム参加者の一人であるHugh Beale教授(現在、イギリスのLaw Commissionメンバー)は、この研究作業の部分的基礎となるところの、いわゆる「ランドー(Lando)・ヨーロッパ契約法原則」(すでに公刊済)の共編者である。また、上に名前を挙げた3人の教授は、EU委員会に提出された研究アプローチ説明文書の連名の執筆責任者でもある。上の3つの研究グループは、それぞれ複数のサブ・グループ及びワーキング・チームに分かれ、これらの下部組織が、各自の研究トピックと作業内容について責任を負う。3つの研究グループ間のコーディネーション、及びCFR全体の首尾一貫性を担保するため、3つの研究グループからの参加者を含むジョイントの草案起草チームを設けている。」この説明によれば、要するに、研究者の組織と参加研究者の選考は、すでに終了しており、実際のCFR草案作成作業が始まっている、ということである。

ii 利害共有者の参加

04年の行程表は、研究グループの草案作成の過程において、利害共有者の参加こそが決定的に重要な要素である、と位置付けている。そして、「利害共有者」の参加を要請するにあたっては、つぎの4つの基準が考慮されなければならない、と指摘している。

- ・EU内部の法的伝統の多様性
- ・経済的利害の均衡。さまざまなセクターの多種多様な企業(中小零細から多国籍企業に至るまで)の利害の考慮、同時に、他方では、消費者や法実務家の利害・立場を考慮する必要がある。
- ・コミットメント。利害共有者は、CFR作成参加にあたり、実質的な協力を定期的に行うために、自分のもつ諸資源[経験的、能力的、時間的]を実際に提供しなければならない。
- ・専門的なノウ・ハウ。協力する利害共有者は、研究作業に刺激を与え、CFR素案を執筆する研究者たちに対して、詳細な専門的解答情報を供与しなければならない。

以上の基準を考慮して、以下に述べるところの、全体構造に関与する利害共有者のエキスパートを選ぶべきことが、行程表(すなわち04年の通知)で表明されている。

第1のレベル 専門的な協力 (CFR ネットワーク : CFR-net)

- a. EU 委員会は、利害共有者エキスパートのネットワークを形成し、このネットワークは、研究者の準備作業に対して、継続的かつ詳細な形で協力を行う。
- b. 定期的に、研究作業の全ての側面にわたるセミナーを開き、実務的な問題点を明確にし、また実務から見た情報を提供する。開催されるセミナー・テーマは特定して（テーマをしばり込み）、エキスパートの全員ではなく、その都度、一部の専門家が参加する。
- c. このプロセスを機能させるため、インターネット上に、1つのサイトを設ける。このサイトへのアクセスは、研究コンソーシアム所属の研究者、利害共有者エキスパート、構成国派遣エキスパート、EU 委員会、及びヨーロッパ議会、に限定する。CFR 草案は、研究の進展に伴って、また利害共有者エキスパートの提示する見解と関連しつつ、逐次的にサイトに掲示される。
- d. ひと度、検討対象の種々の側面を確定した後は、この専門的レベルのプロセスをどのように機能させていくのかを、具体的に明示するガイドラインを定めることが適当であろう。ガイドラインの目的は、研究者及び利害共有者の全員が CFR 作成方法をよく理解し、十分に共有することにある。そして、このために、利害共有者の協力の全体的コーディネーションを確保する組織（研究グループ・メンバー、及び利害共有者のエキスパートの双方から選ばれた委員から構成される「運営委員会」）を設置する必要がある。

第2のレベル 政治的な検討及び考慮

EU 委員会は、以下の (a, b, c の) 活動を行う。

- a. ヨーロッパ議会、及び閣僚理事会に対して、作業の進捗状況を報告する。
- b. 定期的に、ヨーロッパ議会、及び構成国とともに、ハイレベルの会議を開催する。
- c. 構成国派遣エキスパート・グループを設置する。その目的は、各構成国に作業の進捗状況を細かく伝え、同時に、それを踏まえてのエキスパート側からの情報提供の機会を設けるためである。

その他に、同委員会は、定期的に、第1、及び第2のレベルの参加者が合同して、CFR 作成討議の内容を深化・拡大することを目的として、フォーラム形式で集会を開くこととする。

B. EU 委員会による CFR の起草プロセス

以上の手続きを経て、研究者グループの草案が完成・提出された後、EU 委員会の責任における、CFR の起草プロセスに移行する。この後半プロセスにおける4つの段

階が、以下のように、行程表によって示されている。

i 「行動計画」の達成目標との適合性 [の判断]

EU 委員会は、「行動計画」(03 年通知)の達成目標との適合性を保つため、何らの制約無く、研究者の最終草案を変更することができる。

ii 適用可能性の確認

委員会は、CFR 最終草案の現実的使用を念頭において、具体的事例(たとえば、消費者保護法制)に基ずく適用可能性の確認がなされるように、十分留意する。そして、たとえば、そのために、委員会は構成国に対して、CFR 最終草案を1つの手本として現行法に置き換え、どの程度役に立つかを検討するように要請することもできよう。

いずれにしても、最終草案の適用可能性にあたっては、あくまでも、実務的ケースによる判断が重要である。

iii EU 委員会による、CFR についての最終的諮問

① 上述のプロセスを経た後、最終的な検討が行われる。すなわち、研究者グループが作成した CFR の最終草案、並びに、EU 委員会の最終草案評価の結果は、ヨーロッパ議会、閣僚理事会、及び構成国政府に送付され、検討が要請される。

なお、その他に、諸組織間連絡調整作業グループを設置して、立法プロセスの全体を通じて、CFR の利用を議論することができよう。構成国の見解の把握は、準備作業のフォローアップに携わる構成国派遣エキスパートの作業グループに委ねることができよう。

② これに続くステップは、更に範囲を拡大した意見の諮問である。このために、まず、「白書」を刊行する。この「白書」において、CFR は、EU のすべての公式使用言語に翻訳される。利害共有者は、委員会最終草案に対する意見を発表するために、最小限6カ月の時間を有する。この拡大諮問によって、CFR の内容の細部に亘る検討を行い、また、最終テキストが同一であるように、異なる言語バージョン間の相違の有無を調査・考究する。

iv 委員会による、CFR の最終的採択

CFR の最終的採択は、2009 年を予定している。テキストは、EU 官報に掲載し、また、大規模に出版される。(その他、継続的現代化のメカニズムが、今後決定されるものとする。)

以上が、EU 委員会の2つの「通知」の大まかな内容である。同委員会は、その後、

状況に応じて必要な修正を行いつつ、大筋ではこれに沿って、CFR 草案の作成に向けて前進しているようである。

なお、最近の動きの1つとして、2005年9月26日にロンドンで、EU議長国イギリスとEU委員会の共催で、上に述べた合同フォーラムの第1回会合が開催されたことを挙げておきたい。

ホスト国のイギリス政府は、この会議で、同国が、「契約法の領域における包括的な調和化に反対し、他方、消費者〔保護〕関係既存成果の見直しを強く支持する」(the United Kingdom... was opposed to blanket harmonisation in the area of contract law, but strongly supported the review of the consumer acquis.) ことを、再び表明した⁵⁾。これを受けてのEU委員会の対応、及び閣僚理事会の決議については、「むすびにかえて」で略述する。

次に、目を転じて、第2の問題、すなわち、フランス法学界の状況に注目したい。

II フランス法学界における見解の対立——民法典200年記念行事〔2004年春〕の際の論議（論争）を中心として——

(1) 全体的状況

2003年のEU委員会の「行動計画」発表以後、フランス国内における論議の中心的論点は、フランスの法学者が、同委員会主導下の研究コンソーシアムに今後参加すべきか、それとも参加を拒否すべきか、をめぐる態度決定問題に移行した。そして、一応は、参加するという結論が、組織決定という意味では了承された。しかし、EU委員会に対する不信・敵意の拒否反応は、決して消滅したわけではない。「激しい、しかし内容のある議論の後、アンリ・カピタン協会と比較法制協会は、結論として、共同して、CFRの起草に参加し協力することを決定した。しかしながら、会議に出席し、この結論を支持した者は、この問題がどれほどデリケートであるか、また、『ヨーロッパ契約法が、もし誕生したら』、という想定が、多数の人びとの心に、どれほどの恐怖——この言葉は控えめの表現である——をかきたてるか、を感じ取ることができた。」と、D. Mazeaud教授は論評している⁶⁾。

このようなコンテクストのなかで、04年のフランス民法典200周年を迎えたわけである。この年、さまざまな記念事業が企画・実現されたが、EU委員会のヨーロッパ契約法をめぐる具体的な動きは、これらの200周年記念行事の内容にも大きな影響を与えたことは、言うまでもない。

ここでは、フランス国内における2つの代表的なシンポジウムに、光を当てよう。

第1は、すでに前稿の冒頭で言及した04年3月11—12日の、ソルボンヌの大講堂における記念式典とシンポジウム（主催者は、破棄院（民刑事の最高裁判所）、アンリ・

カピタン記念フランス法文化友好協会、破棄院付き弁護士会の3者の代表からなる組織委員会)であり、第2は、同年5月16—19日、フランス公証人会議所第100回大会(パリのパレ・デ・コングレで開催)である。この2つの会議をコメントして、M. Grimaldi 教授は、次のように書いている⁷⁾。

「民法典200周年は、稀に見る強烈な論議と、極度の激しいやり取りの機会となった。2004年に意見が分かれたのは、ヨーロッパ民法典の問題であった。[上の2つの会議のどちらにおいても、] 対立は鋭かった。……2004年の言辞の激しさ、時として行き過ぎに至った状況をここで取り上げる意味は、他でもない。民法典という、国民的自己確認の所在場所、記憶の在り処(ありか)(*lieu de mémoire*)が、どれほどの感情的な負荷の下にあり、どれほどのシンボリックな重みを背負っているかを、この論争が如実に示しているからである。」

また、上の2つの会議を含めて、フランス法学界の全体的な雰囲気は、D. Mazeaud 教授によって、次のように描写されている⁸⁾。

「ヨーロッパ契約法の問題は、激情的な声々が響きわたる荒れ狂った大海に喩えられる。そして、大声の叫び、ひそひそ話、罵倒、糾弾、非難、脅迫、分裂、関係断絶などなどが、公的私的に展開された論議にますます油を注ぎ、これを毒する源となった。」

そして、更に、「ヨーロッパ契約法の実現事業に参加する者は、しばしば侮辱され、さらし者とな」という、非常に険悪で緊張した状況にまで立ち至ったのである、と同教授は述べている⁹⁾。

それならば、フランス法学界(主として民法学界)の内部には、いかなる立場の相違が存在するのか、ここでは、Grimaldi 教授の分析に従って、3つの立場を区別し、具体的な対立点を明らかにしよう。

(2) 3つの立場

同教授によれば、フランスの法学界には、以下のような、A, B, Cという3つの立場が存在する¹⁰⁾。

A ヨーロッパ契約法の編纂を支持する(そして、フランス民法典は、もはや捨てるほかはないと考える)立場

この立場の者は、現在進行しつつあるEU委員会主導の編纂に対して積極的協力を行い、これを推進すべきである、と主張する。何故ならば、「フランス民法典は、その骨格もまたその内容も、200年に及ぶ継ぎはぎ細工(部分的改正)の結果、当初の見事な同質性を失い、また、ある部分では、完全に古色蒼然となった条文が、依然として維持されている」からである。今後のフランスの対応としては、最早、民法典は捨て

て、新規巻き直しを図る他はない、と考える。この立場を取る者は、少数派である¹¹⁾。

B 原理的拒絶の立場

ヨーロッパ契約法の統一を目指す企図（いわんや、「ヨーロッパ共通民法典」の編纂の企ては言うまでもなく）を明確に否定し、現在進行中のEU委員会主導の計画への一切の協力を拒絶し、あくまでもフランス民法典を守り、その改善・改良のために、フランス法学界の全エネルギーを結集すべきことを勧説する。G. Cornu, F. Malaurieらの長老教授をはじめ、圧倒的多数の民法学者が、少なくとも心情的には、これに属すると言えよう。

C 折衷的立場

一方では、フランス民法典は、まだ多くの領域において誇るべき姿を保っており、独自の存在価値を有するから、その改正作業を続行する必要があると考え、他方では、将来におけるヨーロッパ統一契約法成立の可能性を展望して、EU委員会の下で開始された計画には参加するべきであるとし、少なくとも、フランスの立場と見解をそこで主張し、フランス法の価値を擁護するためだけでも、ボイコットは避けるべきである、と主張する立場。人によって、ニュアンスは、それぞれ多少異なっているが、ここでは、これを1つのグループにまとめている¹²⁾。

〈この折衷的立場に対しても、原理的拒絶の立場（Aの立場）からの攻撃は、激烈で辛辣を極めている。たとえば、強硬派のYves Lequette教授は、論文*D'une célébration à l'autre (1904-2004)*の中で、次のように述べている。「……EU委員会は、研究計画グループへの数百万ユーロの資金支出を決定したので、これを狙う者が多数出現した。委員会は、ただ1つのグループのみが独占的に資金の拠出を受ける、という方針を明確にしていた。言い換えれば、委員会は、多様な文化と考え方ももつ複数のグループを平等な基盤の上に立たせて、これらに補助金を分け与え、次いでそれら複数グループの研究作業の成果を相互に比較検討するのではなく、いきなり初めから、最善の草案を起草しうるグループはこれだ、と特定することができる考えたのである。何とも奇妙な競争概念である。もちろん、この方式を採用することによって、委員会は、オレ・ランドー及びクリスチャン・フォン・パール両氏の期待に届いただけである。このグループは、単一性のみが、CFR草案作成の成功を保証する、と主張していた（Joint Response of the Commission on European Contract Law and the Study Group on a European Civil Code, no. 78）。……いくつかのフランスの学術団体——「比較法制協会」及び「アンリ・カピタン協会」——は、フォン・パール氏の率いるグループの計画が採用される可能性が大であると考え、このグループに忠誠を誓い、欠けていたフランス参加の保証を差し出して、こ

のグループの立場を強化した。2003年10月21日開催の「比較法制協会」総会の際、この問題の担当者が示した情報によれば、これ〔フランスの法学者の参加〕と引き換えに、フォン・バール氏は、30万ユーロを研究費総額から分与すると約束したという。更に、同氏は、フランス側に対して、彼等が「思想の自由を保持する」(sic)こと、及びフランス・グループの内部において、フランス語で話し書くことができる(resic)、という重要な保証を与えた、ということである。……」¹³⁾

それならば、以上の3つの立場のあいだで、一体、どのような問題が、具体的な論点ないし争点となったのであろうか。次に、これを検討する。

(3) 具体的な論点と争点

対立する論点として、次の3点に焦点を当てたい¹⁴⁾。ただ、以下の3点の他に、EUの立法権限の存否という、いわば、前提的な問題が存在するので、一言しておく必要がある。すなわち、EUには、現在、契約法の領域において、統一化、法典化を企て得る法的な根拠が存在しない、という指摘である。EUは、関係諸条約によって明示的に付与された事項についてのみ、立法権限を有するに過ぎないが、現在は、そのような条項は見当たらないからである。

この点については、フランス国内では、ほぼ意見が一致している。ただし、A及びBのグループの学者は、EUの権限不存在という障害は、今後、克服される可能性が十分ある、と考えている。これまでも、条約の改正の度毎に、EUの権限は拡大を続けてきた歴史がある、という理由からである。

① 争点の第1。経済的観点からみた統一契約法のメリットをどう考えるか。

Aグループの主張：契約法は、経済活動のベクトルであって、EUの契約法が統一されていないという事実は、域内の流通・交流を妨げ、企業間の競争を歪める要因となっている。域内市場の統一は、必然的に、その基盤として契約法の統一を必要とするのである。

Bグループの反論：Aの論者は、上のような主張をするだけで、なんらの論証も行っていない。そして、契約法統一の膨大なコストを隠蔽している。更に、世界で最も繁栄している統一市場であるアメリカの契約法は、単一ではないではないか。

Cグループの立場：両論の当否の断定は困難だが、少なくとも、統一的契約法が必要な理由として経済的要因がもつ重みを、一括して否定することは困難であるし、また、商品流通の実務者たちは、法の統一に反対ではない。更に、アメリカの例の引用は、論拠として妥当かどうか疑問である。というのは、同国

では、リステートメントやモデル法の存在、更に、統一法典化の大規模な動きがあり、契約法の分野には、大きな同質性が見られるからである。

〈すなわち、この点では、Cグループは、Aの立場に近い、と言いうる。〉

- ② 争点の第2。政治的な論点：「ヨーロッパ建設のロジックは、必然的に、構成国の契約法の調和化を内包している」、「この調和化のプロセスは、歴史の方向に沿ったものである¹⁵⁾」のか否か。

A及びCグループの見解：EU諸人民が共有する価値の共同体によって正当性を与えられるのであれば、これら共有する価値を、将来、同一のルール形で表現することは、EU諸人民の結合の最終的な実現となるものである。また、こういう考え方は、とりわけ、契約法によく当てはまる。というのは、この法は、経済的諸関係の基盤であるが、ヨーロッパ共同体の主要な目標は、現在に至るまで、まさに経済関係の推進であったからである。

Bグループの反論：現在、1つのヨーロッパなるもの、ましてや、ヨーロッパ・ネーションなるものは存在せず、それを造り上げるには、何世紀とは言わないまでも、何十年もの時間がかかるであろう。したがって、ヨーロッパの法的統一の呼号は、かりに契約法に限定するとしても、欺瞞的甘言であり、主張者の下心は、EU内の国民国家を解体し、国民的な諸民法(droits civils nationaux)を消滅させて、ヨーロッパ連邦の構築を企図することにある。また、「歴史の進む方向」なる言葉ほど危険なものはない。まだ、われわれの記憶に新しいではないか：ヒトラー主義やスターリン主義が、この言葉で表現され、支持され、そして、その悪魔的な囁きに魅せられ、引き込まれていった多数の人びとがいたことが¹⁶⁾。

A及びCからの再反論：連邦主義は、必ずしも、民法の統一とイコールではない。連邦主義とは、定義上、それを構成する個別単位が、正真正銘の国家、すなわち、種々の主権的権能——自国の民法規定の制定権をふくめて——を有することを意味する。また、契約法を調和化(統一化ではない)することは、何ら非難されるべきことではない。それは、ヨーロッパ共通法文化の形成・成立に貢献する要素であり、ヨーロッパのアイデンティティー創出に向けて、ささやかながら、更にもう一步を追加するものとなるであろうから。

- ③ 争点の第3。文化的次元における対立

文化的側面は、この問題において、極めて重いシンボルの意味合いをもっているが、ここでは、なかでも争点となっている、2つの側面を取り上げたい。

文化的次元の争点その1：法の調和化、統一化は、EUの文化的な貧困化、うんざりさせる画一化・陰鬱さをもたらす、という命題の当否

Bグループの主張。「ヨーロッパのもつ切り札の1つは、その多数の文化の豊

かさ、つまり、その多種多様性にある。」そして、「法は、まさしく文化の一部である。たとえ当初は契約法に限定されていても、その多様性を捨て去って統一してしまうことは(持ち味を希薄にし、硬直化をもたらすから)、ヨーロッパの弱体化に帰着する。」「更に、EU 諸人民間に存在する文化的・言語的相違を単一化へ還元することは、実は不可能であり、このため、法を一体化しようとしても、初めから失敗が約束されている¹⁷⁾。」

これに対する A・C グループの反論：EU における法の調和化、法典化は、必ずしも、大鉦を振るう単一化と同義語ではないし、国民的な法や法典の消滅に直結するわけではない。すべては、いかなる方法を採用するのか、また、EU 法の作成プロセス、その領域、その適用効力範囲につき、いかなる選択をするのか、にかかっている。

文化的次元の争点その2 「民法典はフランス市民社会の憲法であり、シンボルである」という命題の当否

B グループの主張：「ヨーロッパ統一法の実現は、必然的に、フランス民法典——すなわち、私法のコア部分——に決定的な打撃を与え、フランス社会の多面にわたる基礎を脆弱化する。」「民法典は、『フランス市民社会の憲法』(Constitution civile de la France)¹⁸⁾ であり、フランス社会の統合を保障し、フランス人に対して、彼らが1つの人民を形成していることを想起させる重要な機能を果たしている。EU の法的統一の企図は、契約法に限定しても、[フランス] 民法典の契約法関連部分、及び民法一般が伝える基本精神に対して、回復不可能な損害を与えるであろう。というのは、EU の市場的価値基準が、[フランス] 民法に内在する異種の価値を、あたかも藁くずのごとく一掃してしまうであろうから。民法というものは、civis、つまり、市民というものを、そのあらゆる複雑性と多様性において把握しようと努めるのに対して、EU 法は、市民を、単なる生産者と消費者的次元に貶めてしまっている。」¹⁹⁾

A・C グループの反論：a. 国民に固有の文化的・言語的相違、したがってまた、構成国の法文化の相違は永遠のもので、未来においても、決して姿を変え、変化することがないとは、到底言えない。国際商事法や、合意を基調とする国際私法などの例を見れば、それは明らかであって、法的国境の超越は不可能ではないし、多様な法文化の歩み寄りもあり得る。

b. Mazeaud 教授は、B グループの主張に対して次のように反駁している²⁰⁾。
「民法典は、『フランス市民社会の憲法』であるという主張を、現在、何のニュアンスも何の疑念もなく行うことが、果たしてできるのだろうか。ある著者[公法学者 Y. Gaudemet] ——フランスという法的祖国への彼のロイヤリティーを誰も疑わない人物——はこう書いている。『民法典は変容をとげ、遂には、市民

の憲法という機能が明らかではなくなってしまった。……民法典は、年をとった。はっきりいえば、老けて衰えた。……[200年という]年齢を重ねつつ、民法典はその魂を失った、すなわち、民法典は、種々の法文をひとまとめにし整序した単なる〈法律〉という意味を超えて、フランス人の市民的憲法、すなわち、フランス社会の法的・政治的教義（ドクトリン）の書であって、その中に、フランス社会が結集し、自己を認識していた、という政治的な実質をも失った。民法典は、元々のレゾンデートルを、すなわち、その社会組織的な機能と、その社会的な自己同定の機能を喪失した。民法典は、すでにその任務を果たし終えた。今日では、それは、民事関係法律の単なる集成物と認識されている。フランスの市民社会は、その構成原理をなすシンボルを、別の場所に求めている²¹⁾』と。」

以上が、対立する立場の論点と見解であるが、最後に、折衷的立場Cは、「契約法の統一化に必要とされる条件」を具体的に提示しているので、それを紹介しておきたい²²⁾。考えられている条件は、次の2つである。

- ① 時間的要素：まず何よりも、長期的な計画と展望が必要である。そのために、特に、ヨーロッパ共通法文化の基礎を形成する役割を果たすところの、各構成国の法学教育の改革、更に、EUレベルでのヨーロッパ法（比較法）研究所・ヨーロッパ法アカデミーのような機関の設立が不可欠である²⁰⁾。
- ② 多元主義の確保の問題

第1に、多元主義は、将来の共通規範を準備する研究グループ（研究コンソーシアム）内部、および参加者（大学人以外に実務家の参加）という意味においては、必須の条件である。（そして、この点では、今回のEU委員会の行程表は、十分評価できる、とCの立場は考えている。）

第2に、言語上の多元主義についての態度を、D. Mazeaud 教授（折衷派）は、こう表明している。「ヨーロッパ契約法の準備に従事している研究グループの使用言語が、公式的非公式的に英語であることが、フランスの学界を動揺・興奮させ、言語の多元主義を要求させている。（英語のヘゲモニーは、つまる所は、経済活動、あるいは自然科学分野における、この言語のヘゲモニーの延長線上にある〔現象である〕が、この英語の支配は、極めて強い反対を受けている。）言語の多元主義を要求する理由は何かという、英語圏外の諸国において当然必要となる翻訳の結果、法的に不正確な近似概念や、似て非なる表現の自国への導入を招き、悪くすると、法律用語の基本的改悪に陥ってしまうからである。したがって、『EUの主要言語における同時的共同編纂へと、向かわなければならない』、という主張がなされている。しかし、実際には、例えば、フォン・バー

ル教授の率いる研究グループでは、フランス語も使用されている。また、フランス民法典は、対外的に大きな影響力を獲得し、偉大な成功を収めたが、このことは、翻訳問題のようなテクニカルな障害は、(あるいは、いくらかの誤訳・誤解の代償を払うことになるかもしれないが、) 政治的な意志さえ存在するならば、克服することができることを示している²³⁾。」

〈要するに、折衷の立場の法律家——少なくともその一部——は、最終的には、まず英語で条文テキストを起草し、その後これを仏語訳するプロセスを受け入れることもやむを得ない、と考えているようである。〉

むすびにかえて

最後に、この中間的報告のむすびにかえて、第1に、フランスが現実にはいかなる選択をしたのか、という問題を瞥見し、第2に、2005年11月28・29日に開催されたEUの競争確保問題担当閣僚理事会の決議に一言触れて、しめくくりとしたい。

(1) フランスの公的な選択

フランスは、2つの基本的決定を行った。具体的には、上に述べた3つの立場の中から、折衷の立場(上掲Cの立場)を選び取ったと言いうる。詳述すると、①EU委員会が設置したCFR研究コンソーシアムへのフランス参加の決定、並びに、②フランス民法典の改正(改良)作業の開始決定が、併行して行われた。

まず、①EU委員会が設置したCFR研究コンソーシアムへのフランス参加の決定は、すでに述べたように、2つの比較法学会団体——比較法制協会及びアンリ・カピタン協会——の組織としての決議によっている。これに対して、②フランス民法典の部分的改良作業の開始は、04年3月の民法典200周年記念式典におけるシラク大統領の祝辞の中で表明されたものであり、これを受けて、司法省は、i 民法典の契約法・不法行為法部分、並びに、ii 担保法部分、を改正するために、2つの作業グループを発足させた²⁴⁾。このうち、契約法・不法行為法グループの座長は、Pierre Catala教授で、メンバーは合計36名、05年9月22日に、民法典第3編第3章「契約または合意による債務一般」、及び第4章「合意なしに形成される義務」の部分の改正素案を、司法大臣に提出し終えた。他方、担保法グループの方は、座長は、M. Grimaldi教授、メンバーは10名であるが、これより早く、05年3月にすでに素案を提出している。今後のプロセスとしては、司法大臣が、法曹界を対象として、素案について広範囲の諮問を行うことになっている。表明された意見の集約に続いて、コンセイユ・デタにおける検討と原案の確定、次いで、閣議決定が行われ、政府案が国会に提出される運びである。大統領は、民法典200周年祝典演説において、5年内におけるこの部分改正

の完了を約束している。

(2) 2005年11月28—29日のEU競争確保問題担当閣僚理事会決議²⁶⁾

この閣僚理事会決議は、EU委員会が発表した「ヨーロッパ契約法及び既存成果の再検討の進捗状況にかんする第1回年次報告」(2005年9月23日付)を受けて行われた。決議の全体は、18項目からなり、比較的簡潔なものであるが、ここでは、その中でも、閣僚理事会が、以下の点を指摘しつつ、自らの見解を表明している部分だけを、ピックアップしておきたい。第1に、同閣僚理事会は、「EU委員会が、構成国の契約法の調和化を図る『ヨーロッパ民法典』なるものの提案は意図していないこと、並びに、構成国の多様な法的伝統が十分に顧慮されるべきことに、改めて保証を与えたことを歓迎する」と述べている。第2に、EU委員会が、まずもって消費者保護にかんする既存成果の再検討を優先すると明言したことを、同閣僚理事会として歓迎し、同時に、EU委員会に対して、消費者保護関係既存成果のアップ・トゥ・デート化・現代化を行うため、再度、そのタイムテーブル、再検討作業のプロセス、及び具体案を、早急に提出するよう促している。

要するに、閣僚理事会は、①EU委員会が、反復して、「ヨーロッパ契約法典」編纂の意図は存在しない、と表明したことを確認するとともに、②既存成果再検討(見直し)作業を、差し当たり、消費者保護の分野に限定して進める方針を同委員会が示したことを支持する、と決議したのである。

この決議は、言うまでもなく、すでに述べたイギリス政府等の強硬な反対を踏まえて、合意できる最大公約数を、閣僚理事会としてまとめたものであろう。「ヨーロッパ共通民法典」編纂を推進する立場から見れば、これは、大きな後退以外の何ものでもない、と受け止められるかも知れない。他方、「ヨーロッパ契約法」に反対の、またはこれに慎重な立場は、一定の再保証を得たことになるのかも知れない。

しかし、そもそものレゾンデートルから言っても、EU委員会は、契約法の「調和化」を志向するのがむしろ当然である以上、この問題について、腹の底で一体何を考え、長期的にいかなる戦略を構想しているのかという問題は、依然として問うべき事柄として消え去ってはいない。表向きの言明を、果たして単純素朴に、額面通りに受け取ることができるのかどうかには、疑問が残されている、と言わなければならない。

また、他方において、フランス法学界の動向は、これから、どのような推移をみせるのであろうか。今後も、この問題の動きを、十分に注目していかなければならない所以である²⁶⁾²⁷⁾。

注

- 1) 「ヨーロッパ共通民法典をめぐる大論議——フランスを中心として・その1——」, 「南山大学ヨーロッパ研究センター報」11号, 2005年3月, 1-13ページ。
- 2) 以下, EU委員会はじめ, EU関係の資料は, http://europa.eu.int/comm/consumers/cons_int/safe_shop/fair_bus_prac/cont_law/index_fr.htm より引用している。
- 3) 〈 〉内の部分は, 本稿の筆者によるコメントであることをお断りしておく。
- 4) なお, その後, 後述する04年通知の「付属文書I」(Annexe I)は, 「契約法共通大綱(CFR)のあり得べき構成」と題して, 全体的構成を例示している。以下に, その概略を示しておく。
 - 第1章 基本原則
ヨーロッパ契約法の共通基本原則, 並びに, 原則に対する例外——限定的状況, 特に契約当事者の一方が弱者の場合における——を規定する。
 - 第2章 諸定義
ヨーロッパ契約法, 特に既存成果にかかわる抽象的法律用語の定義を与える。
 - 第3章 モデル・ルール
 - 第1節 契約
 - 1 契約の締結
 - 2 契約の諸形態
 - 3 代理人の権限
 - 4 契約の効力(有効, 無効)
 - 5 契約条項の解釈
 - 6 契約の内容及び効果
 - 第2節 契約締結前の諸義務
 - 1 契約締結前の諸義務の性質
 - 2 契約締結前における情報提供義務
 - 第3節 契約の履行・不履行
 - 第4節 複数の契約当事者
 - 第5節 債権譲渡
- 5) Conference on European Contract Law hosted by the UK Council Presidency and the European Commission, 26 September 2005. Baroness Ashton of Upholland, Parliamentary Under Secretary at the Department for Constitutional Affairs, Closing remarks. 出典は, 前掲注2) 所引のサイトである。
- 6) Denis Mazeaud, Faut-il avoir peur d'un droit européen des contrats? In *De tous horizons. Mélanges Xavier Blanc-Jouvan, Société de législation comparée*, 2005, pp. 309-327, spécialement, p. 313.
- 7) Michel Grimaldi, 《Codes et codifications》: Pour souligner le dixième anniversaire de l'entrée en vigueur du Code civil du Québec et le bicentenaire du Code Napoléon, in *Les Cahiers de droit*, vol. 46, numéros 1-2, mars-juin 2005: Codes et codifications, Université Laval, Québec, pp. 11-28 による。
- 8) D. Mazeaud, *op. cit.*, p. 310.
- 9) 2005年秋に初来日した M. Delmas-Marty 教授(コレージュ・ド・フランス)は, 10月26日, 東京の日仏会館における講演の後, 「従来からヨーロッパ契約法原則の事業に協力してきた Denis Tallon 教授は, 裏切り者よばわりされた」と筆者に語っている。
- 10) 以下は, Grimaldi 教授の前掲注7) 所引論文に拠っている。
- 11) 具体的には, Denis Tallon, Claude Witz, Philippe Rémy の諸教授の名が挙げられよう。
- 12) Michel Grimaldi, Denis Mazeaud, Bénédicte Fauvarque-Cosson 諸教授等を挙げておきたい。

- 13) Yves Lequette, D'une célébration à l'autre (1904-2004), in *1804-2004. Le Code civil: Un passé, un présent, un avenir*, Dalloz, 2004, pp. 9-35. 本文に引用されているのは, *loc. cit.*, p. 34, n. 110 の一部分である。なお, le même, Code civil, les défis d'un nouveau siècle. Rapport de synthèse du 100^e Congrès des notaries de France, in *Répertoire Defrénois*, 2004, nos. 14-15, pp. 1055-1066 も参照。この後の論文は, 本文で述べたフランス公証人会議所第100回大会(2004年5月16—19日)の締めくくりに報告を活字にしたものである。同教授は, この報告を, 次の言葉で結んでいる (*loc. cit.*, p. 1066)。

「結局, ヨーロッパ民法典が提起している問題は, ある人びとが, 時々あなた方にそれを信じさせようとしているような, 'あなた方は, ヨーロッパに賛成なのか, それとも反対なのか?' ということではなく, 'あなた方は, いかなるヨーロッパを望むのか?' ということなのです。あなた方は, 自由な諸人民——自らの基本的な生活憲章 [民法典] を自ら決める権利を保持する自由な諸人民——が構成するヨーロッパを望むのですか, それとも, ひと括りにされた消費者大衆——根(ルーツ)もなく, 抛り所もなく, 商人的帝国の単なる歯車装置に成り下がった消費者大衆——が構成するヨーロッパを望むのですか?

この質問に, 次の三つの祈願を行って答えることを, どうか私にお許し下さい。

—フランス人の民法典に長い生命を!

—フランス公証人に長い生命を!

—フランスに長い生命を!」

- 14) 以下, D. Mazeaud, *op. cit.*, によるところが大きい。
- 15) J. Basedow, Rapport de synthèse: quel droit privé pour l'Europe?, in *La réception du droit communautaire en droit privé des Etats membres*, Bruylant, 2003, p. 245.
- 16) Y. Lequette, Vers un Code civil européen?, *Pouvoirs*, no. 107, 2003, p. 116 et s.
- 17) Y. Lequette, *op. cit.*, p. 113.
- 18) Y. Lequette, Quelques remarques à propos du projet de code civil européen de M. von Bar, in *Pensée juridique française et harmonisation européenne du droit*, Societé de législation comparée, 2003, p. 78. 周知のように, 比較的最近では, 今は亡き Jean Carbonnier 教授が, 繰り返し, 「[フランスという] 国の真正正銘の憲法, それは民法典である」と, 表明している。
- 19) Y. Lequette, Vers un Code civil européen?, *op. cit.*, p. 107.
- 20) 以下, D. Mazeaud, *op. cit.*, p. 321 et s.
- 21) Yves Gaudemet, Le Code civil, 'constitution civile de la France', in *1804-2004. Le Code civil: Un passé, un présent, un avenir*, Dalloz, 2004, pp. 297-308, spécialement, pp. 306-307.
- 22) 以下, 同じく, D. Mazeaud, *op. cit.*, p. 323 et s. による。
- 23) D. Mazeaud, *op. cit.*, p. 324.
- 24) 北村一郎「フランス民法典200年記念とヨーロッパの影」, *Jurist*, 1281号, 2004年4月, 92-99ページ, 金山直樹「フランス民法典改正の動向」, *Jurist*, 1294号, 2005年7月, 92-98ページ, 同「フランス契約法の最前線」, *判例タイムズ*, 1183号, 2005年9月, 99-119ページ, を参照。また, P. Catala 教授のインタビューがある。'Il est temps de rendre au Code civil son rôle de droit commun des contrats', in *La semaine juridique*, no. 39 (28 septembre 2005), pp. 1739-1742.
- 25) 前掲注2) 所引サイトにある Conclusions of the Competitiveness Council, 28-29 November 2005 を見よ。
- 26) なお, フランスの民法雑誌 *Revue trimestrielle de droit civil* の最近号に, 「ヨーロッパ契約法に

における社会的公正(社会的正義)のためのマニフェスト」(仏訳)が掲載されているので、一言触れておきたい。このマニフェストは、EU構成国の18名の法学者グループ(「ヨーロッパ私法における社会的公正研究グループ」)によって、連名で、最初は、2004年に、雑誌 *European Law Journal* (2004. 10) に発表された。グループの座長は、M. Hesselink 教授(アムステルダム大学)、マニフェストのレポーターは、Hugh Collins 教授(ロンドン大学、LSE)である。

マニフェストは、全文22ページに及ぶ長文であるが、その一部を紹介すれば、EU委員会の支配的影響下に進められているヨーロッパ契約法調和化の動きを、「テクノクラートのアプローチ」と名付けて、強く批判している。テクノクラートの意味は、第1に、契約法調和化の目的を、ただ単に、ヨーロッパにおける統一化された競争的域内市場の実現という、極めて狭い経済的な理由のみから発想しており、市場主義の基礎となるべき社会的諸価値、つまり、「社会的公正(正義)」の一定のヴィジョン(ヨーロッパ共通のアイデンティティーの形成)を無視・忘却していることである。また、第2には、調和化プロセスへの参加者が、一定のエリート、すなわち、法律専門家集団と組織的ロビー団体・圧力団体のみに限定されていることである。これでは、一般の市民が、その意思を表示する機会は皆無である。憲法条約起草の際における Convention の設置のような発想は、全く見られない。つまり、政治的な民主的参加が必要とされている。先ずもって、EUの諸政党がそれぞれ、経済的・社会的関係のレギュレーションを、いかなる点まで私的なイニシアティブに委ね、また他方、どの範囲までを法の手で形成し・コントロールするのか、という根本的問題の検討を行うべきなのである、とマニフェストは指摘している。(なお、たとえば、このグループのメンバーのひとり、Ugo Mattei 教授(トリノ大学)は、すでに、*Basics First Please! A Critique of Some Recent Priorities shown by the Commission's Action Plan, in Towards a European Civil Code, 3rd fully revised and expanded edition, Kluwer Law International, 2004, pp. 297-304* を発表している。)

このマニフェストが、どれほどのインパクトを与える力を持っているのか、筆者には直ちに判断することはできないが、注目すべき内容を含んでいると思われるので、言及しておく。

- 27) ヨーロッパ議会は、2006年3月23日、「ヨーロッパ契約法、及び既存成果の改正——今後の行程」と題する決議を行った。そこには、種々のことが盛り込まれており、内容を一言でまとめることはできないが、次の点だけを指摘しておきたい。すなわち、同議会は、この決議において、現在、EU委員会によって推進されているヨーロッパ契約法(特に、この分野の既存成果の改正)についてのイニシアティブに賛意を表しつつ、この問題の性質(政治的・社会的性質)に鑑み、EUの政治的機関(特に具体的には、同議会)の関与の重要性を指摘・強調している。7項目の決議理由(前文)中には、「この計画に携わっている多数の研究者は、[計画の]最終的結果は、いつの日かヨーロッパ債務法典、ないしは真正のヨーロッパ民法典に帰着する、と確信しており、何れにしても、現在進行中のイニシアティブは、今からすでに、民法の分野において最も重要なものである」という文言や、「政治的諸機関が、真の意味でこのプロセスに関与することが不可欠であること、そして、この点に関して、オランダによる新民法典の採用[のプロセス]という最近の経験は、モデルとして役立つこと」という言明が見られる。前掲注2)のサイトを参照。

(2006年6月5日脱稿)

欧州憲法条約と刑事司法協力

末 道 康 之

- I はじめに
- II 刑事司法協力の現状
 - 1 刑事立法の調和の現状
 - 2 立法の接近による立法の調和の評価
 - 3 立法の接近による立法の調和の問題点
- III ヨーロッパ統一刑法典の可能性
 - 1 ヨーロッパ統一刑法典のモデルとしてのコルプス・ユリス
 - 2 ヨーロッパ検察官創設に関する白書
- IV 今後の展望 欧州憲法条約と刑事司法
 - 1 憲法条約における刑事司法協力
 - 2 憲法条約が提示するヨーロッパ刑法

I はじめに

ヨーロッパでは政治的・経済的統合は着実に進んでおり、さらに中東欧諸国のEU加盟が認められ、今後益々EUは拡大される方向にある。法的統合という側面では、欧州憲法条約の批准も視野に入っていたが、2005年5月29日のフランス国民投票での批准の否決に続き、6月1日にオランダ国民投票でも否決され、その後、イギリス、フィンランド、アイルランド、ポルトガル、デンマーク、スウェーデン、ポーランド、チェコなど8カ国の政府は批准手続きの無期延期を表明し、統合のスピードにブレーキがかかる形となった。ただ、ヨーロッパの統合が進むにつれて、拡大する市場を舞台とする組織的経済犯罪は増加し、組織的重大犯罪にいかにか有効かつ効果的に対処するかという問題は、EUの利益を保護するためにも優先的な課題となっていることには変わりはない。

アムステルダム条約が発効した1999年5月1日以降、刑事司法全体としてのヨーロッパにおける警察及び刑事司法に関する協力の問題は、EUの第3の柱に属する問題であり、EU条約第6編において規定されている。その目的は、ヨーロッパ市民に

「自由で、安全で、公正な（正義の）」領域を提供することにあるが、その目的を達成するための方策として、連合条約29条では「必要があれば、構成国の刑罰法規の接近（*approchement*）を図る」ことが規定され、29条で対策をとるべき犯罪としてあげられているのは、人種差別、組織犯罪、テロ行為、人身売買の罪、児童に対する犯罪、薬物の不正取引の罪、武器の不正取引の罪、汚職の罪、不正行為・詐欺罪である。また、刑事司法協力に関する共同行動を規定した連合条約31条1項eでは、「組織的犯罪、テロ行為及び麻薬の不正取引の分野において、犯罪構成要素と適用されるべき刑事制裁に関して最小限の規則を定める措置を徐々に採択する」ことが明記されている。これは、法令の接近や最小限の共通規定を設けることによって、立法の調和を図ることにより、刑事司法協力を推進することを示したものである。

それでは、EUにおける立法の調和はどのように進められているのか。立法の調和は、2つの基本的な原則に従って進められている。第1の原則は、制度的な観点からの構成国間での協力である。第2の原則は、実質的な観点からの、内国刑事立法の接近である。

制度的な観点からの構成国間の協力においては、相互承認の原則（*reconnaissance mutuelle*）が重要な政策として大きな位置を占めるようになった。相互承認とは、ある構成国において、適正な手続きに従って権限機関により出された法的決定は、連合の領域内において完全でかつ直接の効果を及ぼすことをいう。従って、その他の構成国の権限機関は、その構成国の権限機関によりとられた決定として、その決定を競合して承認することになる。相互承認の原則を現実化したものとしてヨーロッパ逮捕状に関する枠組決定があり、既にヨーロッパ逮捕状は構成国の国内法において移入され、例えばフランスでは2005年3月9日のPerben II法において、刑事訴訟法が改正され、ヨーロッパ逮捕状に関する規定が設けられるに至っている。

内国刑事立法の接近については、連合条約31条、29条で対象とされた分野について、構成国の刑事立法を接近させることによって、立法の調和を図るという政策がとられている。EUの拡大にともなう犯罪のヨーロッパ化の動きと対応して刑事法の調和を図ることが必要になっていることも事実であり、一構成国内での対策のみでは、広域化する犯罪に対応することができなくなっている。連合条約はこのような状況を踏まえて、構成国の内国刑事法の接近を図る意思を表明したと考えられ、構成国の内国刑事法の調和はEUの目標となったのである。

法令の接近による立法の調和と相互承認の原則は、刑事司法協力の基本原則として欧州憲法条約においても取り入れられている。本稿では、これまでの刑事司法協力のあり方を踏まえて、欧州憲法条約と刑事司法協力のあり方を検討することによって、ヨーロッパ刑法の展望を分析したいと考える。

II 刑事司法協力の現状

1 刑事立法の調和の現状

刑事司法の調和には様々な目的があると考えられる。第一に、構成国間において警察及び刑事司法の協力を容易にすることである。犯罪の共通定義が存在すれば、双罰主義の原則が処罰の障害となることもなくなる。第二に、犯罪行為者が罪を逃れるために他の構成国に逃亡することを妨げることが可能となる。第三に、構成国の刑事立法を接近させることは、ヨーロッパレベルでの現実的な刑事政策の立案に貢献することにもなる。

アムステルダム条約やニース条約以前にも、刑事実体法の調和は進められてきた。共同体の利益に対する不正行為・詐欺については、ヨーロッパ共同体設立条約 280 条を基礎として、1995 年 7 月 26 日の共同体の財政的利益保護に関する協定（条約）及び 1997 年 7 月 19 日の議定書、共同体の財政的利益の刑法的保護に関する欧州議会の指令提案が存在する。また、ウィーン活動計画及びタンペレでの閣僚会議決議に基づき、経済犯罪の分野では、資金洗浄については、2001 年 6 月 26 日の理事会枠組決定があり、贈収賄については、1996 年 9 月 27 日のヨーロッパ共同体の財政的利益保護に関する議定書、1997 年 5 月 26 日の共同体職員または連合構成国公務員が関与する贈収賄対策に関するブリュッセル条約、私企業における贈収賄に関する 1998 年 12 月 22 日の共同行動、2003 年 7 月 22 日の私企業における贈収賄対策に関する枠組決定がある。ユーロの偽造については、ユーロ流通のための通貨偽造対策に関する 2000 年 5 月 29 日の理事会枠組決定（その後 2001 年 12 月 6 日の枠組決定のより修正された）がある。現金支払い以外の支払手段に関する詐欺・不正行為及び偽造対策については 2001 年 5 月 28 日の枠組決定がある。環境犯罪については、2003 年 1 月 27 日の刑法による環境の保護に関する枠組決定がある。進展する技術を使った犯罪対策としては、2002 年 4 月 19 日の情報システムを対象とした攻撃に関する理事会枠組決定提案があり、2003 年 2 月 28 日の内務司法閣僚理事会で合意がなされた。

EU 条約 31 条 1 項 e では、刑事司法の調和の手段としての立法の「接近（rapprochement）」の対象は、組織犯罪、テロ犯罪、薬物犯罪の領域における犯罪と刑罰に及ぶことが明示されている。一方で、連合条約 29 条の文言からは、31 条で列挙された領域はあくまで例示であって、それ以外の分野にも適用可能であるという解釈もまた可能であるといわれている。「接近」が適用される範囲は、複数の枠組決定に見られるように、刑法総論の基本概念（未遂、共犯、刑事責任等）や刑事手続法にも及んでいる。29 条では広範囲にわたって刑事立法の調和を進めることができるように理解できるが、31 条ではその範囲はかなり限定されており、刑事実体法の「調和」はどの範囲で可能なのかについては、「調和」が適用される領域の限界はどこにあるのかにつ

いても検討されることになるであろう。

このような刑事司法の調和を実現する手段としては、連合条約34条2項bに定められた「枠組決定 (décision cadre)」を用いることが多い。理事会は、構成国の法律及び命令を接近させるために枠組決定を採択することができる。枠組決定は、達成されるべき結果については構成国を拘束するが、目的達成の形式・方法については構成国機関の権限に委ねられている。また、「指令 (directive)」とは異なり枠組決定は直接効果を生ぜしめるものではない。枠組決定は、それが各構成国の内国法に移入された後でのみ適用可能となる。但し、構成国は達成されるべき結果については裁量の余地はないが、国内法への移入の期限内において義務を遵守する方法については裁量が認められている。枠組決定の法的性格については、直接効果を生じない点を除けば、共同体指令と類似しており、指令と条約 (traité)・協定 (convention) との間に位置すると考えられる。

ヨーロッパ連合条約29条では組織犯罪、テロ犯罪、麻薬犯罪等の一定の分野においては、調和を認めることが明記されており、タンペレでの理事会においても、「内国刑法については、共通の定義、犯罪行為及び刑事制裁に関する合意を見出すための努力は、まず特に重要な限定された一定の分野を対象とするべきである」という結論が出されている。アムステルダム条約によって導入された枠組決定を利用して、限定された分野においてヨーロッパ連合の共通政策を強化し、立法の欠点を埋めることができるようになった。それでは、どのような分野において立法の調和が認められるのかについては、現在のところ、組織的犯罪の形態をとる不法入国・滞在の幫助 (不法入国・通過・滞在の幫助を処罰するための刑事的枠組みを強化することを目的とした2002年11月28日の理事会枠組決定)、人身売買 (人身売買撲滅に関する2002年7月19日の理事会枠組決定)、児童の性的虐待・児童ポルノ (インターネット上での児童ポルノ撲滅に関する2000年5月29日の理事会決定、児童の性的虐待と児童ポルノ撲滅に関する2003年12月22日の枠組決定)、テロ犯罪 (テロ犯罪撲滅に関する2002年6月13日の理事会枠組決定)、麻薬犯罪 (薬物取引の分野において適用される犯罪構成要素と制裁とに関する最小限の規定を設けることに関する2004年19月25日の理事会枠組決定) があげられる。

また、ヨーロッパ逮捕状に関する枠組決定においても一定の犯罪について相互承認を認め、双罰主義を廃止することが明記されている。ヨーロッパ逮捕状とは、逮捕を目的として及び刑事訴追の執行または自由刑もしくは自由を剥奪する保安処分 of 執行のために手配された者を他の構成国が引き渡す目的で、ある構成国から請求された法的決定と定義される (ヨーロッパ逮捕状に関する枠組決定1条1項)。すべての構成国は、相互承認の原則をもとに及び本枠組決定の規定に従って、ヨーロッパ逮捕状を執行する (同1条2項)。

ヨーロッパ逮捕状に関する枠組決定2条1項では、逮捕状を請求する構成国の法律により最高刑が12ヶ月以上の自由刑及び自由を剥奪する処分を科される行為に対して、または、有罪判決もしくは保安処分が言い渡されるときには、4ヶ月以上の期間で言い渡された有罪判決に対して、逮捕状を請求することができる、と規定する。さらに、2条2項では、ヨーロッパ逮捕状の対象となる32種類の犯罪を列挙し、これらに犯罪については双罰主義が放棄されている。(1)犯罪組織への参加、(2)テロ犯罪、(3)人身売買の罪、(4)児童の性的虐待及び児童ポルノの罪、(5)麻薬（薬物）及び向精神薬の不正取引の罪、(6)武器、弾薬及び爆発物の不正取引の罪、(7)贈収賄の罪、(8)ヨーロッパ共同体の財政的利益保護に関する1995年7月26日条約に規定するヨーロッパ共同体財政的利益を侵害する詐欺・不正行為の罪、(9)重罪または軽罪の収益の洗浄の罪、(10)ユーロを含む通貨偽造の罪、(11)サイバー犯罪、(12)絶滅の危機にさらされている動物及び植物の不正取引を含む環境に対する重罪または軽罪、(13)不法入国及び滞在の幫助の罪、(14)殺人及び重大な傷害の罪、(15)人の臓器及び組織の不正取引の罪、(16)逮捕・監禁罪及び人質をとる行為、(17)人種差別及び外国人排斥の罪、(18)組織的集団で実行されたまたは武器を利用した窃盗の罪、(19)古美術及び美術作品を含む文化的財産の不正取引の罪、(20)詐欺の罪、(21)恐喝の罪、(22)製品の偽造または不正コピーの罪、(23)公文書偽造及び同行使の罪、(24)支払手段の偽造の罪、(25)ホルモン剤及びその他の発育因子の不正取引の罪、(26)格物質及び放射線物質の不正取引罪、(27)盗難自動車の不正取引の罪、(28)強姦の罪、(29)放火の罪、(30)国際刑事裁判所の管轄に属する重罪または軽罪、(31)航空機または船舶の乗っ取り（ハイジャック）の罪、(32)サボタージュの罪。また、閣僚理事会は満場一致で裁定し、欧州議会に諮問した後、その他の犯罪を追加する決定をすることができる。

この32種類の犯罪が選ばれた基準については、既に欧州評議会の条約及びEUの枠組決定などにより立法の調和が進められている分野から選択されたということができよう。例えば、(2)テロ犯罪、(3)人身売買の罪、(4)児童の性的虐待及び児童ポルノの罪、(5)麻薬（薬物）及び向精神薬の不正取引の罪、(8)ヨーロッパ共同体の財政的利益保護に関する1995年7月26日条約に規定するヨーロッパ共同体財政的利益を侵害する詐欺・不正行為の罪、(13)不法入国及び滞在の罪については、既に述べたように欧州連合条約、欧州評議会条約などに従って、立法の調和が進められている分野である。

2 立法の接近による立法の調和の評価

立法の接近の概念については、①欧州委員会の見解と②補完性の原則に忠実な見解の2通りの考え方がある。

① 欧州委員会の見解は、立法の接近は補足的機能と自立的機能を同時に併せ持つと

いう立場である。補足的機能としては、立法の接近は相互承認を容易にし、刑事立法の接近の進展が構成国間の相互の信頼を増加させるというものである。ユーロポールやユーロジャストの活動も、管轄する犯罪の態様が調和された形式で定義されていなければ効果的ではないことから、立法の接近は警察・司法協力活動を容易にするためにも必要である。他方、自立的機能としては、1) EUにおいて、犯罪組織が処罰の軽い構成国で犯罪活動を行うという聖域を作らないようにするために立法の調和が必要である。2) EUが基盤としている法益を侵害することがないように、EUは、立法の接近によって、犯罪と刑罰の定義を調和させる必要がある。3) 調和された立法を整備することは、刑事法の領域で国際的条約の交渉の際に対外的にEUの立場を強化する。4) 立法を接近させることによって、EU市民に共通の正義感を共有させ、移動の自由の権利をもつEU市民が刑事立法の大きな不均衡に直面しないようにすることができる。立法を調和させることにより、ヨーロッパ人権条約等で保障されている基本的な権利を強化することができる。

- ② 補完性の原則に忠実な見解では、各構成国の立場を重視し、立法の接近は相互承認の原則の補足でしかない。したがって、相互承認の原則の運用を確保するために必要不可欠な措置をとる場合にのみ立法の接近が必要であるということになる。この見解では、立法の接近には、自立的機能はないことになる。

相互承認の原則とは、1999年10月に開催されたタンペレでの閣僚理事会において承認され、連合内における民事・刑事司法協力の要となる原理である。刑事事件に関する司法協力について、刑事事件における最終決定の相互承認が、欧州委員会から理事会及び欧州議会に対して示された。刑事法分野における相互承認の原則のモデルは、域内の市場特に商品とサービスの自由な流通における相互承認（新しいアプローチ）と裁判管轄と民商事事件に関する決定（判決）の執行に関する1968年9月17日のブリュッセル協定（条約）によって認められた民商事事件に関する相互承認であるとされる。刑事法の分野では、相互承認の原則は、ヨーロッパ逮捕状に関する2002年6月13日の理事会枠組決定採択の際に象徴的な意味をもって受け入れられた。

相互承認の原則とは、ある構成国において適正な手続きに基づいて出された裁判による決定を、その他の構成国においても自国の適正な手続きに従って出された有効な決定として相互に受け入れるというものである。この原則は、ヨーロッパ司法領域という考え方にふさわしいものであり、刑事司法協力を進めるうえで大きな武器となりうることは明らかである。従来の伝統的な司法協力では、ある国が他国に対して申請をして、申請を受けた国がこの申請に対してその後の手続きを行なうか否かを決定するかどうかを決定することになるが、この方法では時間がかかるばかりでなく、複雑であるという問題があった。相互承認を認めることによって、従来の制度の不備を改

善することが可能となる。相互承認の原則においてまず重視されるのは、構成国間における信頼である。連合構成国の刑事システムにおける相互の信頼は、ヨーロッパ人権条約を基礎として刑事訴訟における手続的な保障を共通に発展させ同一のレベルでの保障が可能であり、刑事訴訟にける被疑者・被告人の防御権に関してもヨーロッパ人権裁判所によって解釈の統一が行なわれている現状を鑑みれば、簡単に正当化することが可能であると考えられることもできる。

相互承認の原則において特にデリケートな問題は、双罰主義の問題をどのように取り扱うかである。一事不再理（*ne bis in dem*）の原則は、この原則の適用に関する1987年協定（条約）の対象となっているが、9カ国の批准にとどまっている。また、ヨーロッパ刑事判決条約53条も一事不再理の原則を定めている。現在、構成国において、同一事実について同一人物に対して双罰主義を禁止するか（執行主義・*principe d'épuisement des procédures* : *principe d'exécution*）、それとも、既に一度有罪判決を受けている事実について、他国における判決を考慮してその分を減軽して二度目の有罪判決を言い渡すか（考慮主義・*principe de prise en compte*）のいずれかの方策がとられている。第2の方法すなわち考慮主義をとった場合、Xはある犯罪について、A国で2年の懲役刑を宣告されたとき、同一の犯罪事実について管轄権のあるB国で5年の懲役を宣告される可能性がある場合、B国の裁判所は5年から2年を差し引いた3年の懲役を科すことができる。しかしながら、相互承認の原則ではA国で言い渡された判決の効力はB国でも完全な形で及ぶことになる。したがって、理論的には、一事不再理の原則が完全に認められることになるはずである。しかし、この問題はそれほど簡単に解決されるものではない。たとえば、無罪判決に関する一事不再理効がどこまで及ぶのかについては国内法及び国際法においても明確な規定がない。行為が現実に行われたという証拠を欠いたことによる無罪と実行された行為が裁判を行なう国において犯罪とはみなされていないことによる無罪とに区別できるが、前者の場合には一事不再理効が及ぶが、後者の場合には一事不再理効が及ばないと考えられている。この問題は、一事不再理の原則をどのように解釈するのか、すなわち、「同一の事実」に及ぶのか、「同一の犯罪」に及ぶのかの解釈によっても異なるのである。今後、ヨーロッパ刑事裁判記録集が整備されれば、一事不再理効の解釈の問題も解決されることになろう。なお、ヨーロッパ逮捕状に関する枠組決定では、32種類の犯罪について、逮捕状を請求する構成国の内国刑法において3年以上の自由刑が規定されている場合に限り、双罰主義を禁止することを規定した。さらに、2003年7月22日の枠組決定においても、双罰主義を禁止することが明記された。

ただ、相互承認を認める前提として、各構成国の内国法の接近は必要であって、立法が接近し調和しているから、一定の犯罪に関して出されたある構成国の判決・決定などを他の構成国が相互に承認することができるのであり、事前に立法の接近のない

分野において、相互承認を認めることはおそらくできないはずである。

3 立法の接近による立法の調和の問題点

法令の接近による立法の調和についての最大の問題は、枠組決定等はいくまで必要最小限の規定を提示するにとどまっておき、各構成国にはその内容を国内法に移入する際には、ある程度の裁量が認められていることである。また、枠組決定等の内容が国内法に適切に移入されているかをコントロールする権限は欧州委員会には与えられていない。第3の柱に関する問題については、各構成国の権限が強く認められ、欧州司法裁判所（任意管轄のみ）や欧州議会（事前諮問のみ）の関与は事実上ほとんど認められていない状態にある。枠組決定で未遂、共犯、法人の刑事責任の規定が設けられているとしても、すべての構成国において、共通の定義が存在しているわけではない。未遂処罰に関して、違警罪については不可罰、重罪については処罰されることは共通しているとしても、軽罪についてはすべてを処罰するスペインの例もあれば、法律の定める場合のみ処罰するフランスのような例もある。法人の刑事責任にいたっては、これを認めるフランス、ベルギーなどの例がある一方、それを否定する立法例もある。さらに、刑罰等刑事制裁の制度についても、構成国においてかなりの違いがある。自由刑の刑期（法定刑）についても、無期懲役を認める構成国もあれば、スカンジナビア諸国のように概して法定刑が短い構成国もある。罰金に関しても、その金額、日数罰金制などの態様については構成国間でかなりの違いがある。なお、金銭的制裁の相互承認の原則の適用に関する2005年2月24日の枠組決定が制定されたので、ヨーロッパ逮捕状の対象となる32種類の犯罪と道路交通法違反、商品の密輸入、知的財産権の侵害、スポーツ活動の際を含む人に対する脅迫及び暴行、犯罪的破壊行為、窃盗、請求国により定められEC条約及びEU条約4編にしたがって採択された組織から生じる執行の義務により保障された犯罪が相互承認の対象となり、判決により科せられる罰金、被害者への損害賠償、訴訟費用、公的基金及び被害者支援組織に支払われる金額などの金銭的制裁について相互承認が適用される。未遂犯の法定刑についても、必要的に減輕するか否かについては構成国間で異なっているし、刑の加重事由・減輕事由、内部告発者の取り扱い、仮釈放の条件なども、構成国間でかなりの違いがある。

枠組決定では、構成国はある一定の期間内にその内容を国内法に移入する手続きをとることを義務づけられるが、規則とは違って、枠組決定は構成国に直接的な効力をもたないため、第3の柱における立法の調和には限界があることも事実である。また、事前の立法の接近なく、相互承認の原則に従って、立法の調和を図ることは必ずしも効率的ではない。さらに、ヨーロッパにおける刑事司法協力において手続法の重要性が増加していることに比して、実体法の存在意義が薄れているという評価が加えられ

ていることも確かである。国境を越えた犯罪に対応するために、本来的には統一刑法典の制定を図ることが理想的であっても、実体法の調和や統一刑法典の制定に関しては客観的には難しい側面もあり、手続法の側面から調和を進めるという手段が現実的であると考えられているからであろう。しかしながら、このような実体法軽視の流れには批判が加えられている。

Ⅲ ヨーロッパ統一刑法典の可能性

1 ヨーロッパ統一刑法典のモデルとしてのコルプス・ユリス

EU条約の枠内では、枠組決定等によって必要最小限の規定が提示されたり、欧州憲法条約のもとでは各構成国に直接効力をもつ欧州法律及び欧州枠組法律が制定されたりすることによって、立法の接近が進み、刑事立法の調和が進めば、ヨーロッパ統一刑法典制定ということも想定されうる。そのひとつのモデルがコルプス・ユリスである。コルプス・ユリスは、ヨーロッパ共同体の財政的利益を保護するために起草された刑事実体法・手続法にまたがる35条からなる刑罰法規集である。欧州委員会・欧州議会からの依頼を受けて、デルマス・マルティ教授を中心に当時の13の構成国からそれぞれ1人の専門家が集まり、1997年に第1案が公表された。その後、各構成国での意見聴取をもとに、2000年に第2案が公開された。ただ、コルプス・ユリスの起草にあたり、ヨーロッパ統一刑法典・統一刑事訴訟法典の研究までは委任されてはなかった。

コルプス・ユリス第2案では、刑事実体法に関する規定が1条から17条まで設けられている。1条・ヨーロッパ共同体予算に対する詐欺及び詐欺類似行為、2条・競売入札妨害罪、3条・資金洗浄・盗品関与罪、4条・犯罪組織の結成の罪、5条・贈収賄罪、6条・横領罪、7条・職務権限の濫用の罪、8条・職務上の秘密侵害の罪、9条・主観的要件、10条・錯誤、11条・個人行為責任、11条の2・未遂、12条・企業主の刑事責任、13条・団体の刑事責任、14条・刑罰と処分、15条・刑罰の範囲、16条・刑の加重事由と軽減事由、17条・犯罪の競合、である。コルプス・ユリスはヨーロッパ共同体の財政的利益を刑罰的に保護するために設けられた法典であり、経済的犯罪に限定することによって、統一を図ろうとしたものである。これは統一刑法典のひとつのモデルではあるが、あらゆる分野を網羅したような統一刑法典を実現させるにはかなりの時間と困難が予想されるため、現実的な対応としては、刑罰法規を調和させるという手段をとることになろう。

刑事訴訟法については18条から35条までの規定が設けられている。18条・ヨーロッパ検察官の身分と構成、19条・捜査の端緒と訴追、21条・捜査の終結、22条・公訴の提起と消滅、23条・裁判の執行におけるヨーロッパ検察官の役割、24条・ヨーロッ

パ検察官の土地管轄他, 25条・捜査段階の定義と期間, 25条の2・自由保障判事, 25条の3・ヨーロッパ逮捕状, 25条の4・強制処分, 26条・第一審判決, 27条・内国裁判所への上訴, 28条・ヨーロッパ司法裁判所への上訴, 29条・被疑者の権利, 30条・削除, 31条・拳証責任, 32条・証拠, 33条・違法収集証拠の排除, 34条・審理の公開と捜査の秘密, 35条・内国法の補完的適用, である。

2 ヨーロッパ検察官創設に関する白書

ヨーロッパ検察官創設に関する白書(2001年・なお, 正確には *Livre vert* (緑書) であるが, 白書と訳出しておく。)においては, コルプス・ユリスの内容が取り入れられ, ①ヨーロッパ検察官の必要性, ②ヨーロッパ検察官の法的地位と内部組織, ③刑事実体法・手続法との関係, などが検討され, 政治的な側面から, 刑事法の統一に関する基本的な姿勢が示されたということもできよう。ただ, この白書において示された刑罰法規の調和に関しては, コルプス・ユリスよりは緩やかな形での検討がなされている。第1類型として, 共同体の財政的利益に対する犯罪(不正行為・詐欺, 贈収賄, 資金洗浄)については, すでに条約等の整備がなされており, ヨーロッパ共通の犯罪構成要件が規定されることに問題はない。第2類型として, 競売入札妨害, 犯罪組織の結成, 職務権限の濫用, 職務上の秘密の漏示などについては, すでにコルプス・ユリスで検討されており, その規定を前提としている。第3類型として, 共同体内における窃盗, 情報の保護に対する侵害, 共同体規定の適用にける情実などについては, 財政的利益保護とは無関係であり処罰の対象から除外されている。また, 法人の刑事責任, 企業主の刑事責任については, 各構成国の内国法に委ねている。

コルプス・ユリスは, ヨーロッパ共同体の財政的利益を保護するという限定された範囲内で, 刑事法規定を制定するという目的のために検討された法典であるが, これは EC の管轄に属する問題として, 実現すれば規則(憲法条約発効後は欧州法律)という形で, 内国刑法に優先して適用することができる性格を持つものであり, 必要があれば内国法によって補完される(35条)。これまでの連合条約では, 列柱構造がとられていたため, 刑事司法に関する問題は第3の柱に属する問題とされ, EU の管轄には属してはいない。従って, これまでは枠組決定により提示された必要最小限度の法規を各構成国が国内法に移入するという間接的な方法によって, 緩やかな形で立法の調和が進められてきたわけであるが, 憲法条約においては, 第1の柱と第3の柱は統合され, EU の管轄に属する問題となったことから, 刑事司法協力においても採択される行為形式は, 欧州法律(従来の規則に相当)及び欧州枠組法律(従来の決定に相当)となって, 構成国に対して直接的な効力を有するものとなっている。従って, 欧州憲法条約が批准された後は, 統一刑法典を制定することは以前よりは障害が少なくなることは事実である。しかし, 共同体の財政的利益保護という限定された分野以

外に拡大していくことが望ましいかについては、異論もあり、プラデル教授は模範法典にとどめておくべきであるという意見を示されている。ただ、コルプス・ユリスはあくまで法案のレベルにとどまっており、実現されるめどは立っていない。

IV 今後の展望 欧州憲法条約と刑事司法

1 憲法条約における刑事司法協力

欧州憲法条約Ⅲ-270条1項は、刑事司法協力は、判決及び決定の相互承認と憲法条約Ⅲ-270条2項及びⅢ-271条において定められた分野における構成国の法令の接近に基づいて行われる、と規定する。相互承認の原則はこれまで連合条約には明文の規定を持たなかったが、憲法条約では相互承認の原則が規定された。欧州憲法条約では、刑事司法及び警察協力を実現するために、欧州委員会が提案し、通常の立法手続においては、欧州議会と理事会（従来のEU理事会）との間で交わされた合意に基づき、欧州法律及び欧州枠組法律を採択することによって、EUがこの分野における協力を発展させることを認めている。構成国には刑事司法及び警察協力の領域における発議権は認められているが、このような発議権は個々の構成国から出されるのではなく、構成国の四分の一の発議を必要とするとされている（Ⅲ-264条）。

欧州法律及び欧州枠組法律は、①連合におけるあらゆる形態の判決及び決定の相互承認を保障するための法規または手続を定める、②構成国間の管轄の抵触を予防及び解決する、③司法官及び法律家の教育・育成を促進する、④刑事訴追及び裁判の執行において構成国の司法当局及びそれに相当する機関の相互協力を容易にする、ための措置を定める。従来の欧州連合条約では、警察・刑事司法協力の分野において採択できる行為形式は枠組決定や決定などであり、構成国には直接効力をもたないものであった。憲法条約においては、従来の第1の柱と第3の柱とが統合された結果、警察・刑事司法協力の分野においても、採択できる行為形式は欧州法律及び枠組法律となっている。欧州法律は従来の規則に該当し各構成国に直接適用可能であり、欧州枠組法律は従来の指令に該当するものとされる。枠組決定では必要最小限を定めてその実現は各構成国に委ねられていたが、各構成国に直接効力をもつ欧州法律では、より有効性が高まるということもできるであろう。

判決及び決定の相互承認並びに国境を越えた刑事事件に関する警察及び刑事司法協力を容易にするために必要であるかぎりにおいて、欧州枠組法律は以下の事項（①構成国間における証拠の相互認定、②刑事手続における人権、③犯罪被害者の権利、④理事会が欧州決定によって事前に特定した以外の刑事手続に特有のその他の要素。この決定の採択には、欧州議会の承認の後、理事会が全会一致で裁定する。）を定める。なお、最小限の法規を採択することによって、各構成国がより高いレベルの個人の保

護を維持しまたは制定することは妨げられることはない（Ⅲ-270条2項）。理事会の構成員が、2項で対象となる欧州枠組法律案が刑事司法制度の基本的な側面を侵害すると評価するときには、欧州理事会の開催を求めることができる。この場合、欧州理事会は、この法案を採択する手続の中断を終了させ手続を再開するか、欧州委員会または法案を提出した構成国グループに新たな法案の提出を求めるか、のいずれかの方法をとる（3項）。なお、自由・安全・正義の領域において、立法及び運用プログラムの戦略方針を定義するのは欧州理事会である（Ⅲ-258条）。

枠組法律によって、犯罪及び刑罰の定義に関して最小限の法規を定めることのできる特に重大で国境を越えて共通の対策を講ずる必要のある犯罪とは、テロ犯罪、人身売買及び女性・児童への性的虐待、薬物の不正使用、武器の不正取引、資金洗浄、贈収賄、支払手段の偽造、コンピュータ犯罪、組織犯罪である。閣僚理事会は、その他の犯罪に関しても必要に応じて対象となる犯罪に認定することができるが、欧州議会の承認の後、全会一致で採択する必要がある（Ⅲ-271条）。

なお、憲法条約における警察・刑事司法協力については、ユーロジャスト、ヨーロッパ検察官、ユーロポール等の組織を通じて行われることが明記されている。

ユーロジャストは、2002年2月28日の理事会決定によって創設された機関で、ヨーロッパにおける国家の枠を超えた組織的犯罪対策を強化するために、捜査及び訴追について構成国の権限機関との間で調整と協力を促進し改善する責任を負う。各構成国から独立した検察官、司法官、同様な権限をもつ司法警察職員から構成される（各構成国から1名の代表者で構成）。その任務は、ユーロポールが管轄する犯罪と同じ犯罪と、コンピュータ犯罪や詐欺・不正行為、贈収賄にも及ぶ。

憲法条約において規定されるユーロジャストの任務は、2または複数の構成国を侵害する、または、構成国の権限機関もしくはユーロポールによって実行された活動及び提供された情報を基礎として、共通の基盤に基づいた訴追が要求される、重大な犯罪行為に関する捜査及び訴追を担当する内国権限機関間の調整及び協力を支援し強化することである。この点について、欧州法律は、ユーロジャストの構成、機能、行動範囲及び任務を決定する。この任務は、①管轄権限当局、特にEUの財政的利益を侵害する犯罪に関して管轄権をもつ内国権限当局によって指揮される捜査の開始及び刑事訴追の開始の提案、②①で示された捜査及び訴追の調整、③管轄権の抵触の解決による及びヨーロッパ司法組織と緊密な協力によることを含む司法協力の強化、を含むことができる。欧州法律は、同様に、ユーロジャストの活動評価のためのEU議会と内国議会の協議体の運用方式を定める（Ⅲ-273条）。

EUの財政的利益を侵害する犯罪を撲滅するために、理事会の欧州法律は、ユーロジャストに基づき、ヨーロッパ検察官を創設することができる。理事会は、欧州議会

の承認の後、全会一致で採択する。ヨーロッパ検察官は、場合によってはユーロポールと連携して、1項所定の欧州法律によって定められるような、EUの財政的利益を侵害する犯罪の正犯及び共犯を捜査し、訴追し、裁判所に送致する権限をもつ。ヨーロッパ検察官は、構成国の管轄裁判所に、当該犯罪に関する公訴を提起する。1項所定の欧州法律は、ヨーロッパ検察官の身分、職務執行の条件、活動に適用される手続規定、証拠としての許容性を定める手続規定及び職務執行において決定する手続行為の法的規制に適用される法規を定める。欧州理事会は、ヨーロッパ検察官の権限を、国境を越える側面をもつ重大な犯罪行為に拡大するために、同時的にまたは事後的に、1項を修正し、複数の構成国を侵害する重大な犯罪の正犯及び共犯に関して2項を結果として修正する欧州決定を採択することができる。欧州理事会は、欧州議会の承認の後及び欧州委員会に諮問した後、全会一致で裁定する（Ⅲ-274条）。

警察協力については、EUは、構成国の権限機関（警察、税関、犯罪の予防または捜索及び犯罪捜査の分野において特定化されたその他の強制力をもつ機関を含む）と連携して警察協力を進めることが明記されている。この目的のために、欧州法律または枠組法律は、①関連する情報の収集、保管、分析、交換、②人材育成支援と人材交流、施設及び犯罪科学研究に関する協力への支援、③重大な組織犯罪形態の探索に関する捜査の共通手段、に関する方策を定めることができる。理事会の法律または枠組法律は、本条所定の権限機関間で実施協力に関する方策を定めることができる。理事会は、欧州議会に諮問した後、全会一致で裁定する（Ⅲ-275条）。

ユーロポールは1998年10月1日に設立された。これまでは、構成国の警察機構から提供された情報管理を主たる任務をしてきたが、ヨーロッパ逮捕状に関する枠組決定が採択され、今後は捜査権限についても拡大され、独自の捜査権をもつヨーロッパ機関となることが予定されている。ユーロポールの目的は、各国法執行機関の処理能力向上、テロリズム、非合法薬物取引その他の重大国際犯罪の予防及び撲滅に向けての警察協力である。ユーロポールが委任を受けている犯罪としては、非合法薬物取引、原子力物質の違法取引、不法移民、人身売買及び児童ポルノグラフィ、車両移送犯罪、通貨偽造、テロリズム、以上の犯罪類型にかかわる資金洗浄犯罪である。

憲法条約では、ユーロポールの使命は、構成国の警察機関及びその他の強制権をもつ機関の活動と、2または複数の構成国を侵害する重大な犯罪、テロ犯罪、EUの政策を対象とする共通の利益を侵害する犯罪形態の予防と撲滅における相互協力を支援し強化することである、と規定される。欧州法律は、ユーロポールの構成、機能、活動範囲、任務を定める。その任務とは、①特に、構成国または第三国等の権限機関から伝達された情報の収集、保管、処理、分析、交換、②構成国の権限機関と共同で、または共同捜査チームの中で、場合によってはユーロジャストと連携して、実行され

る捜査及び取締活動の調整、編成、実現、を含むことができる。ヨーロッパ法律は、同様に、内国議会と連携した欧州議会がユーロポールの活動を監督する方式を定める。ユーロポールの取締活動は、その領土（領域）が関係する構成国の権限機関と連携し合意に基づき行われなければならない。強制処分は内国権限機関によってのみ適用される（Ⅲ-276条）。

2 憲法条約が提示するヨーロッパ刑法

警察・刑事司法協力に関しては、従来の条約では第三の柱に位置づけられており、独自性が認められていたが、憲法条約では列柱構造による区別はなくなったので、この分野においても共同体化が進められる結果となっている。この結果、EU法の解釈及び有効性に関する先決問題を解決する権限はもはや内国裁判所には認められないことになる。

また、刑事司法・警察協力に関する法律等の制定に関して、欧州議会の承認が必要とされ、欧州議会の関与が以前にもまして深まっている。従来、第三の柱に関しては、欧州議会には諮問権限しか与えられていなかった。立法に関して、理事会は原則として特定多数決によって採択するが、ヨーロッパ検察官を創設し警察機関との捜査協力を組織する欧州法律及び欧州枠組法律の採択については全会一致方式とすることが認められている。

刑事司法・警察協力の分野で、欧州法律及び欧州枠組法律（欧州法律は従来の規則に相当し、欧州枠組法律は従来の指令に該当する。）が採択されれば、直接的な効果をもたらす。

法令の接近と相互承認の原則との関係について、欧州憲法条約では、刑事手続法に関しては、相互承認のために必要であるかぎりにおいて立法の接近を行うと定めていることから考えると、この点では、立法の接近を補完性の原則に忠実にとらえる見解に従っているといえるであろう。しかし、刑事実体法に関しては、必ずしも第2の見解をとることを明らかにしてはいない。刑事手続法に関しては、相互承認の原則を重視することが、憲法条約に批准を早めることに資するという政治的な配慮が働いたということもできるであろう。

欧州憲法条約が批准され発効した後は、従来の連合条約以上に、ヨーロッパにおける刑事司法の統一は進んでいくと考えられる。ただし、現状では、ヨーロッパ統一刑法典の実現が短期間で成し遂げられる状況にはない。欧州憲法条約の批准手続きが棚上げされたような状況にあり、しばらくは統合のスピードは遅れることになろう。しかしながら、連合条約にしたがって、法的な統合は着々と進められるわけであり、何らかの障害があるわけでもない。これまでどおり、立法の調和と相互承認という原則に従って、刑事法における統合が進められていくことにはかわりはない。立法の調和が

進められた先には、各構成国の刑事立法は接近しているはずであるから、ヨーロッパ統一刑法典制定も視野に入ってくるであろうし、ヨーロッパ市場で拡大する組織的犯罪対策を考えれば、費用対効果という観点からも統一刑法典の必要性を説く論者もある。刑事立法の調和を図ることは、独自性にこだわる構成国の抵抗が大きく、相互承認という手段を用いることが合理的であるとの判断があると考えられるが、ヨーロッパ逮捕状に関する枠組決定において示されたように、一定の犯罪については双罰主義が放棄されることになり、構成国の権限が弱められていくことも想定されることである。

刑事実体法の調和についても、現段階では重大な犯罪に限って立法の調和が進められているが、どのような犯罪についてどの範囲まで進めるのかという問題が生じる。第1の考え方として、EUの領域において適用可能な共通の基盤を定めるという方法である。共通の基盤は、最低レベルだけでなく最高レベルについても定めることになる。このように最低レベルと最高レベルを定めたヨーロッパ共通の規範が構成国の内国法に移入され同化されることによって、本来的な立法の接近が可能となる。第2の考え方として、ヨーロッパレベルで適用されるヨーロッパ刑法を創設することである。限定された分野ではあるがコルプス・ユリスをその例としてあげることができよう。ヨーロッパ刑法を運用するためには、各構成国の権限機関より優先されるヨーロッパレベルでの機関あるいは当事者が介入することが正当化される必要があろう。特に、創設が予定されるヨーロッパ検察官と、ユーロポール、ユーロジャストとの緊密な関係が重要となる。立法の接近の範囲が拡大され調和が進めば、実質的にはヨーロッパ統一刑法典に向けて動き出すことも想定される。ただ、各構成国にとっては、警察・刑事司法協力の分野で、その権限をEUに委譲することには抵抗が強く、比例性と補完性の原則を堅持し、相互承認を優先し、立法の調和は相互承認を運用するのに必要な限度で実施するという考え方が現実的であることも明らかであろう。

連邦国家であるスイスでは、統一された刑法典をもちながら、カントンごとに独自の刑事訴訟法によって運営されているという形態がとられていることから考えても（但し、スイスでも連邦刑事訴訟法典の制定の動きがあり草案は作成されている）、ヨーロッパ統一刑法典を制定し、その運用は各構成国に委ねるということもありえない話ではない。コルプス・ユリスやヨーロッパ検察官に関する白書において提示されたように、各構成国の枠を超えた犯罪の捜査、訴追等については、ヨーロッパ検察官がそれを管轄し、将来的にはコルプス・ユリスにおいて提示された欧州刑事裁判所が判決裁判所として機能するというモデル（スイスではカントンにおいて管轄が競合する場合には連邦裁判所が管轄して解決する）はヨーロッパ刑法のあるべき姿を示しているということもできるのではなかろうか。

【参考文献】

本稿は、2005年10月21日ヨーロッパ研究センター研究会報告の原稿をもとに若干の補足を加えたものである。主たる参考文献を以下に列挙しておく。

- 末道康之「フランス刑事立法の動向——Loi Perben II について」南山法学 29 卷 2 号 123 頁 (2005), 「ヨーロッパ刑事法の現状——刑事実体法の調和の動向(1)(2)・完」南山法学 28 卷 1 号 73 頁, 2 号 23 頁 (2004), 「ヨーロッパ刑事法の動向——フランス法から見たコルプス・ユリス(1)(2)・完」南山法学 27 卷 1 号 67 頁, 2 号 27 頁 (2003)
- 中村民雄「EU 法制度の形成と東方拡大」森井祐一編『国際関係の中の拡大 EU』信山社 29 頁 (2005), 「前例のない政体 EU——国家主権・民主主義の再生の試み」ジュリスト 1299 号 16 頁 (2005)
- H. Labayle et A. Weyembergh, Code de droit pénal de l'Union européenne, Bruylant, 2005.
- Décision-cadre 2005/214/JAI du Conseil du 24 février 2005 concernant l'application du principe de reconnaissance mutuelle aux sanctions pécuniaires, J. O. C. E., L 76/16 du 22. 3. 2005.
- Traité établissant une Constitution pour l'Europe, J. O. C. E., n° C 310 du 16 décembre 2004, <http://europa.eu.int/eur-lex/lex/fr/treaties/dat/12004V/htm/12004V.html> なお, ドイツ語版からの翻訳として, 小林勝監訳『欧州憲法条約』御茶の水書房 (2006) がある。
- Sous la direction de G. Giudicelli-Delage et S. Monacorda, L'intégration pénale indirecte. Interaction entre droit pénal et coopération judiciaire au sein de l'Union européenne, Société de législation comparée, 2005.
- S. Garcia-Jourdan, L'émergence d'un espace européen de liberté, de sécurité et de justice, Bruylant, 2005.
- A. Weyembergh, L'harmonisation des législations : condition de l'espace pénal européen et révélateur de ses tentions, éditions de l'Université de Bruxelles, 2004.
- Livre vert sur le rapprochement, la reconnaissance mutuelle et l'exécution des sanctions pénales dans l'Union européenne, COM/2004/0334 final.
- Rapport d'information déposé par la délégation de l'Assemblée nationale pour l'Union européenne sur le rapprochement, la reconnaissance mutuelle et l'exécution des sanctions pénales dans l'Union européenne, COM/2004/0334 final/E 2587.
- D. Flore, S. Boslt, H. Brulin, S. Claisse, S. de Biolley, M.-H. Descamps, J.-S. Jamart et M. van Ravenstein, Actualité de droit pénal européen, La Charte, 2003.
- G. de Kerchove et A. Weyembergh (éds), L'espace pénal européen : enjeux et perspectives, éditions de l'Université de Bruxelles, 2003.
- G. de Kerchove et A. Weyembergh (éds), Quelles réformes pour l'espace pénal européen ?, éditions de l'Université de Bruxelles, 2003.
- M. Delmas-Marty et J. A. E. Vervale (éds), La mise en œuvre de Corpus juris dans les Etats membres, volume 1, Intersentia, 2000.